

江田島市地域防災計画

震災対策編

令和8年3月修正

江田島市防災会議

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 総則 | 1 |
| 第1節 目的 | 1 |
| 第2節 基本方針 | 1 |
| 第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則 | 1 |
| 第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 | 1 |
| 第5節 既往地震の概要 | 2 |
| 第6節 被害想定 | 7 |
| 第7節 減災目標 | 28 |
| | |
| 第2章 災害予防計画 | 44 |
| 第1節 防災まちづくりに関する計画 | 44 |
| 第2節 市民の防災活動の促進に関する計画 | 51 |
| 第3節 調査・研究に関する計画 | 60 |
| 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画 | 61 |
| 第4節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 | 77 |
| 第5節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画 | 78 |
| 第6節 危険物等災害予防計画 | 82 |
| 第7節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画 | 83 |
| 第8節 広域避難の受入れに関する計画 | 83 |
| | |
| 第3章 災害応急対策計画 | 84 |
| 第1節 配備動員計画 | 84 |
| 第2節 災害情報計画 | 116 |
| 第3節 通信運用計画 | 126 |
| 第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画 | 126 |
| 第5節 自衛隊災害派遣要請計画 | 126 |
| 第6節 相互応援協力計画 | 126 |
| 第7節 防災拠点に関する計画 | 126 |
| 第8節 救出計画 | 127 |
| 第9節 避難対策計画 | 129 |
| 第10節 津波避難対策計画 | 135 |

| | | |
|------------|------------------------|------------|
| 第11節 | 医療救護・助産計画 | 138 |
| 第12節 | 消防計画 | 140 |
| 第13節 | 交通確保計画 | 142 |
| 第14節 | 輸送計画 | 147 |
| 第15節 | 災害広報・被災者相談計画 | 147 |
| 第16節 | 危険物等災害応急対策計画 | 148 |
| 第17節 | 公共施設応急対策計画 | 149 |
| 第18節 | 水防計画 | 150 |
| 第19節 | 災害救助法適用計画 | 151 |
| 第20節 | 食料及び生活必需品等供給計画 | 152 |
| 第21節 | 給水計画 | 153 |
| 第22節 | 防疫計画 | 153 |
| 第23節 | 廃棄物処理計画等 | 154 |
| 第24節 | 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画 | 158 |
| 第25節 | 文教計画 | 159 |
| 第26節 | 公共施設等災害復旧計画 | 160 |
| 第27節 | ライフライン施設応急復旧対策計画 | 162 |
| 第27節の2 | その他施設災害応急対策計画 | 164 |
| 第28節 | ボランティアの受入れ等に関する計画 | 164 |
| 第29節 | 住宅応急対策計画 | 165 |
| 第4章 | 災害復旧計画 | 168 |
| 第1節 | 被災者の生活確保に関する計画 | 168 |
| 第2節 | 生業回復等の資金確保計画 | 168 |
| 第3節 | 激甚災害の指定に関する計画 | 168 |
| 第4節 | 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画 | 168 |
| 第5節 | 施設災害復旧計画 | 168 |
| 第6節 | 復興計画 | 168 |

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、江田島市及びその周辺において発生が想定されるあらゆる地震・津波災害に対処するため、市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに、市民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

1 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により作成する「江田島市地域防災計画」の震災対策編とする。

なお、本編において、基本編と内容が重複する計画は、基本編を準用することとした。

2 この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、地震・津波災害対策を総合的に推進していくものである。

3 この計画に基づき、各部各課等は、細部の実施計画等を定め、その具体的推進に努める。

4 この計画は、防災関係機関の地震・津波災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

基本編第1章第3節「防災業務実施上の基本理念及び基本原則」を準用する。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

基本編第1章第4節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第5節 既往地震の概要

第1 発生地震による地震タイプの特徴

地震は、地球表層を形成するプレート境界あるいはプレート内の断層帯において、岩盤がずれ動く断層運動によって発生する。これを図示すると図-1のとおりである。

地震は発生メカニズムによって陸域の浅いところで発生する活断層型地震、プレートの沈み込みによるプレート間で発生する海溝型地震、沈み込むプレート内で発生するスラブ内地震などのタイプがある。いずれにせよ地震は繰り返すという特徴を有することから、歴史地震を把握することは重要である。

なお、広島県周辺で発生した過去の被害地震の震央位置と活断層位置を図-2に示す。

図-1 地震発生メカニズム

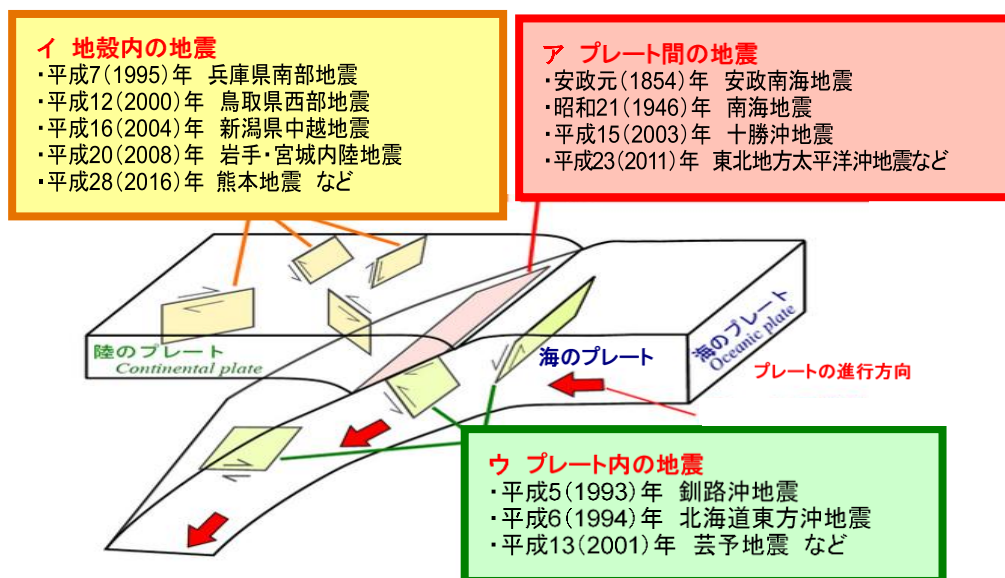


表-1 広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況

(2/3)

| 発生年 | 地震名 | マグニチュード | 被害の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|--------------|---|------------|---------|------|----|----|----|------|-----|---|----|----|----|----|----|----|---|----|-----------|------------|---------|--|-----|---|---|---|---|--|--|-----|--|---|---|--|----|---|-----|--|--|---|---|--|--|-----|--|---|---|--|---|--|---|----|-----|----|----|----|----|
| 嘉永7年 安政元年※ (1854年) 12月24日 | 安政南海地震 | 8.4 | 前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が1.6～1.7尺(0.5m)であった。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 嘉永7年 11月27日 安政元年 安政に改元 (1854年) 12月26日 | 伊予西部 | 7.3～ 7.5 | 安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安政4年 (1857年) 10月12日 | 芸予地震 | 7.25± 0.5 | 三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原(呉市)で土堤割れなどあり。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 明治5年 (1872年) 3月14日 | 浜田地震 | 7.1± 0.2 | 中野村(北広島町)で亀裂(延長500m)を生じ、家土蔵半潰15、橋梁落下2を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 明治38年 (1905年) 6月2日 | 芸予地震 | 6.7 | 沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第14工場が倒潰し死者2、負傷者22を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落がり、広島停車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者11、宇品は明治17年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった。 <被害総括> <table border="1"> <thead> <tr> <th>郡市</th> <th>死</th> <th>傷</th> <th>全潰</th> <th>半潰</th> <th>破損</th> <th>煙突損壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島市</td> <td>4</td> <td>70</td> <td>36</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>呉市</td> <td>6</td> <td>86</td> <td>5 (51)</td> <td>25 (57)</td> <td>(5,957)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安芸郡</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>賀茂郡</td> <td></td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td>14</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>佐伯郡</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>安佐郡</td> <td></td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11</td> <td>160</td> <td>56</td> <td>47</td> <td>40</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：地震予防調査会報告、1905、No.53 (()内は、中央気象台の記録</p> | 郡市 | 死 | 傷 | 全潰 | 半潰 | 破損 | 煙突損壊 | 広島市 | 4 | 70 | 36 | 20 | 25 | 25 | 呉市 | 6 | 86 | 5 (51) | 25 (57) | (5,957) | | 安芸郡 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | 賀茂郡 | | 2 | 5 | | 14 | 1 | 佐伯郡 | | | 2 | 1 | | | 安佐郡 | | 1 | 7 | | 1 | | 計 | 11 | 160 | 56 | 47 | 40 | 26 |
| 郡市 | 死 | 傷 | 全潰 | 半潰 | 破損 | 煙突損壊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広島市 | 4 | 70 | 36 | 20 | 25 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 呉市 | 6 | 86 | 5 (51) | 25 (57) | (5,957) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安芸郡 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賀茂郡 | | 2 | 5 | | 14 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐伯郡 | | | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安佐郡 | | 1 | 7 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 11 | 160 | 56 | 47 | 40 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和21年 (1946年) 12月21日 | 南海地震 | 8.0 | 全国広範囲で大被害。広島県で負傷者3、住家全壊19、半壊42、非住家全壊30、半壊32、道路損壊2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和24年 (1949年) 7月12日 | 安芸灘 | 6.2 | 呉で死者2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成11年 (1999年) 7月6日 | 広島県南東部 | 4.5 | 負傷者1(震度4) 物的被害なし〔広島県調べ〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

表－1 広島県に被害を及ぼした主な地震とその被害状況 (3/3)

| 発生年 | 地震名 | マグニチュード | 被害の概要 |
|----------------------------|-------------|---------|---|
| 平成12年 (2000年) 10月6日 | 鳥取県 西部地震 | 7.3 | 震源近傍では震度6弱～6強となり、鳥取県を中心に、負傷者182名、住家は全壊435棟、半壊3,101棟、一部損壊18,544棟等の被害。また、延べ17,402戸が停電し、各地で断水などの被害（内閣府（2003））。広島県では強いところで震度4となり、県内で住家6棟が一部破損した。（広島県調べ） |
| 平成13年 (2001年) 3月24日 | 芸予地震 | 6.7 | 広島県で強いところで震度6弱となり、死者1名、重軽傷者193名、住家の被害は、全壊65棟、半壊688棟、一部損壊36,545棟の被害が発生した。（広島県調べ） |
| 平成18年 (2006年) 6月12日 | 伊予灘 | 4.7 | 負傷者4（重傷1、軽傷3、）、住家一部損壊2棟（広島県調べ） |
| 平成23年 (2011年) 11月21日 | 広島県 北部 | 5.4 | 負傷者2（震度5弱）（広島県調べ） |
| 平成26年 (2014年) 3月14日 | 伊予灘 | 6.2 | 負傷者1（震度5弱）、住家一部損壊32棟、非住家6棟 |

【出典】広島県調べ。内閣府(2003)以外は、宇佐美龍夫(1987)から抜粋
 （内閣府（2003）：平成12年（2000）鳥取県西部地震について）
 なお、昭和以降は、人的被害の記録が残っている地震を掲載している。

表－2 発生メカニズムによる地震の分類

| 地震のタイプ | 本県に被害を及ぼした主な地震 | 地震の発生周期 |
|---|--|----------------|
| <プレート内（スラブ内）地震> 沈み込むフィリピン海プレート内の地震（やや深い地震） | <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年(2001年)芸予地震 ・昭和24年(1949年)安芸灘 ・明治38年(1905年)芸予地震 ・慶安2年(1649年)芸予地震 ・貞享2年(1686年)芸予地震 ・安政4年(1857年)芸予地震 | 約50～100年間隔で発生 |
| <プレート間（海溝型）地震> フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和21年(1946年)南海地震 ・安政1年(1854年)安政南海地震 ・宝永4年(1707年)宝永地震 | 約100～150年間隔で発生 |
| <地殻内（活断層型）地震> 陸域の浅い地震（深さ約20km以浅） | <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年(2000年)鳥取県西部地震 ・平成7年(1995年)兵庫県南部地震 ・明治5年(1872年)浜田地震 | 千年～数万年間隔で発生 |

第3 広島県周辺における既往地震・津波

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県はこの津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

近年では、2010年（平成22年）2月に発生したチリ中部沿岸を震源とする地震により、呉で0.1m、2011年（平成23年）3月に発生した東北地方太平洋沖地震により、広島で0.2m、呉で0.3mの津波高を観測している。

第6節 被害想定

第1 地震被害想定調査

広島県は、東日本大震災（平成23年3月）を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定の見直しを行った。（平成25年12月）

第2 調査内容

1 想定地震

広島県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震及びどこでも起こりうる直下の地震を選定した。

(1) 既に明らかとなっている断層等を震源とする地震・津波（図－1及び図－2参照）過去の被害地震や活断層調査結果を踏まえ、次のア、イ、ウを基準とし、「既に明らかとなっている断層等を震源とする地震」を11ケース選定した。

ア 歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震

イ 地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震

ウ 地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震

なお、選定した想定地震のうち、震源が海域に位置するものについては、津波についても併せて被害想定を行うこととした。

(2) どこでも起こりうる直下の地震（図－3参照）

選定した既に明らかとなっている断層等を震源とする地震により地震被害想定を行う場合、震源から離れた自治体では比較的軽微な被害にしかならないことがある。

しかしながら、平成12年（2000年）鳥取県西部地震のように、活断層が確認されていない地域においても地震は発生しており、今後、どの地域においても直下の地震が発生する可能性は否定できない。このため、前回調査と同様に、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の影響が小さい地域において防災対策を行ううえでの基礎資料として役立つことを目的として、県内23の各市町役場の所在地に震源位置を仮定した「どこでも起こりうる直下の地震」を選定した。

【参考】

■選定した想定地震

| 想定地震 | 選定基準* | | | 想定対象 | | 参考 広島県に被害を及ぼした主な地震 |
|--|-------|---|---|------|----|--|
| | ① | ② | ③ | 地震 | 津波 | |
| 1 プレート間の地震 南海トラフ巨大地震 | | | | | | 昭和21年(1946年)南海地震 安政元年(1854年)安政南海地震 宝永4年(1707年)宝永地震 |
| 1) 南海トラフ巨大地震 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2 プレート内の地震 日向灘及び南西諸島海溝周辺 | | | | | | 平成13年(2001年)芸予地震 昭和24年(1949年)安芸灘 明治38年(1905年)芸予地震 安政4年(1857年)芸予地震 |
| 2) 安芸灘～伊予灘～豊後水道 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 3 地殻内の地震 中央構造線断層帯 | | | | | | 平成12年(2000年)鳥取県西部地震 明治5年(1872年)浜田地震 |
| 3) 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 4) 石鎚山脈北縁 | | ○ | ○ | ○ | — | |
| 5) 石鎚山脈北縁西部～伊予灘 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 五日市断層帯 | | | | | | |
| 6) 五日市断層 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 7) 己斐～広島西縁断層帯 | | ○ | ○ | ○ | | |
| 岩国断層帯 | | | | | | |
| 8) 岩国断層帯 | | ○ | ○ | ○ | — | |
| 安芸灘断層群 | | | | | | |
| 9) 主部 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 10) 広島湾～岩国沖断層帯 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 長者ヶ原断層帯 | | | | | | |
| 11) 長者ヶ原断層～芳井断層 | — | — | ○ | ○ | — | |
| どこでも起こりうる直下の地震 | | | | | | |
| どこでも起こりうる直下の地震 (23市町役場直下に震源を配置) | — | — | ○ | ○ | — | |
| ※選定基準 ①歴史的に繰り返し発生し、将来発生する可能性が高い地震 ②地震調査研究推進本部が長期評価を行っている「主要活断層帯」による地震 ③地震規模及び本県と震源との距離から、発生した際に本県に及ぼす被害が甚大となる可能性が高い地震 | | | | | | |

■ 想定地震の緒元

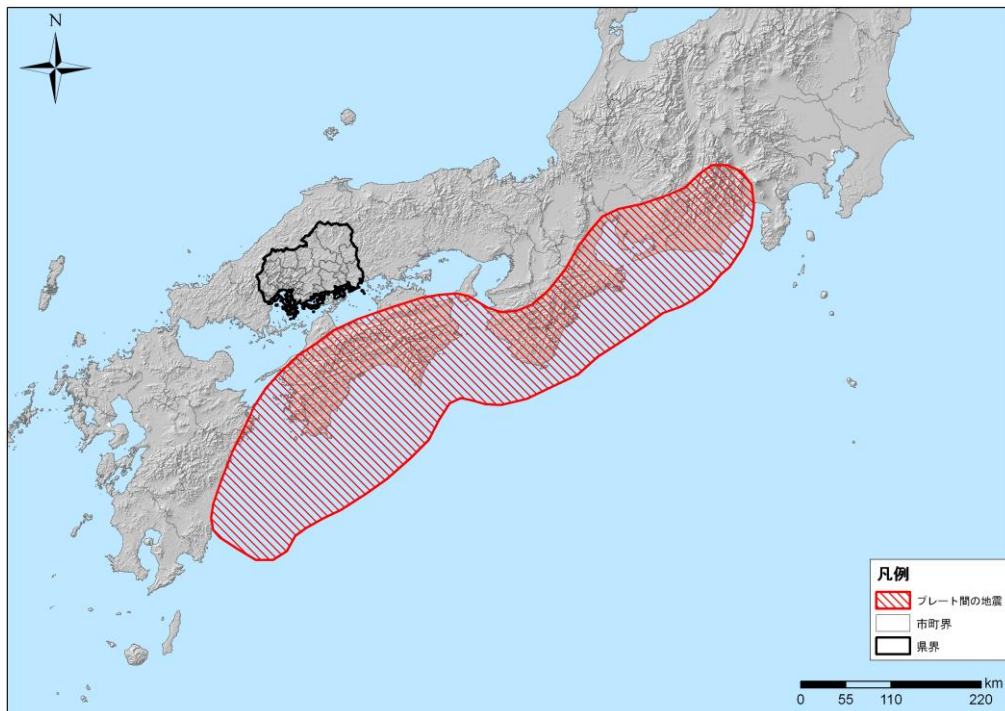
| 地震名 | 地震タイプ | 端部の位置 緯度, 経度 | 一般走向 | 傾斜 | 長さ | 幅 | 上端深さ | マグニチュード※1 | 今後30年以内 の発生確率 |
|---------------------|-------|------------------------|--------|----------------------|--------|---------|------|---|------------------|
| 南海トラフ巨大地震 | プレート間 | - - , - | - | - | - | - | - | 9.0 | - |
| 安芸灘～伊予灘～豊後水道 | プレート内 | - - , - | - | - | - | - | - | 6.7～7.4 | 40% |
| 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 | 地殻内 | 東端 34° 10' , 134° 39' | N70° E | 北傾斜 30～40° | 約130km | 20～30km | 0km | 8.0程度もしくはそれ以上 | ほぼ0～0.3% |
| 石鎚山脈北縁 ※2 | 地殻内 | 東端 33° 58' , 133° 25' | N70° E | 高角度 | 約30km | 不明 | 0km | 7.3～8.0程度 | ほぼ0～0.3% |
| 石鎚山脈北縁西部～伊予灘 | 地殻内 | 東端 33° 56' , 133° 14' | N70° E | 高角度 北傾斜 | 約130km | 不明 | 0km | 8.0程度もしくはそれ以上 | ほぼ0～0.3% |
| 五門市断層 | 地殻内 | 北端 34° 29' , 132° 23' | N20° E | 高角 (西傾斜) | 約20km | 約25km | 0km | 7.0程度 | 不明 |
| 己斐～広島西縁断層帯(M6.5) ※3 | 地殻内 | 北端 34° 27' , 132° 27' | N20° E | ほぼ垂直 | 約10km | 不明 | 0km | 6.5程度 | 不明 |
| 岩国断層帯 | 地殻内 | 北東端 34° 15' , 132° 13' | N60° E | 高角 北西傾斜 | 約44km | 20km程度 | 0km | 7.6程度 | 0.03～2% |
| 安芸灘断層群(主部) | 地殻内 | 北東端 34° 07' , 132° 25' | N50° E | 不明 | 約21km | 不明 | 0km | 7.0程度 | 0.1～10% |
| 安芸灘断層群(広島湾～岩国沖断層帯) | 地殻内 | 北東端 34° 19' , 132° 24' | N30° E | 不明 | 約37km | 不明 | 0km | 7.4程度 | 不明 |
| 長者ヶ原断層～芳井断層 ※4 | 地殻内 | 東端 34° 40' , 133° 29' | N43° E | 北傾斜 80° (断層露頭) | 約37km | - | - | 7.4 (松田(1975)の式 ($\log L=2.9+0.6M$)により計算) | - |
| どこでも起こりうる直下の地震 ※5 | 地殻内 | 市町役場位置に断層中心 | N45° E | - | - | - | - | 6.9 | - |

注:表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。
地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。
※1:気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード
※2:端部の位置、長さは岡村断層部分
※3:己斐～広島西縁断層帯(M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略
※4:長者ヶ原断層～芳井断層は、本調査による結果を表示
※5:どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元(傾斜、長さ、幅、上端深さ等)は省略

【出 典】

- 内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料
- 地震調査研究推進本部(2009):全国地震動予測値図
- 地震調査研究推進本部(2010):全国地震動予測値図
- 地震調査研究推進本部(2011):中央構造線断層帯(金剛山地東縁～伊予灘)の長期評価(一部改訂)について
- 地震調査研究推進本部(2004):五門市断層帯の長期評価について
- 地震調査研究推進本部(2004):日向灘および南西諸島海溝周辺の地震活動の長期評価について
- 地震調査研究推進本部(2004):岩国断層帯の長期評価について
- 地震調査研究推進本部(2009):安芸灘断層群の長期評価について

図一 1 想定地震位置図(南海トラフ巨大地震)



内閣府(2012):南海トラフの巨大地震モデル検討会資料

2 地震動予測

想定地震ごとに様々なケースの地震動等の予測を行い、被害が最大となるケースで被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震の地震動等については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のうち、「重ね合わせ」を除き、本県の人的被害に直結する揺れによる建物全壊棟数が最も多い想定結果となった「陸側ケース」を用いて被害想定を行った。

なお、揺れによる全壊棟数が同数の場合は、液状化による建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの強震断層モデルのうち、揺れによる建物全壊棟数が多くなるケースを用いて被害想定を行った。

また、活断層が確認されていない地域においても発生し得る地震として、各市町役場の所在地に震源位置を仮定した23の地震による被害想定を行った。

3 津波浸水想定

南海トラフ巨大地震の津波断層モデルは、内閣府（2012a）【内閣府（2012a）：南海トラフの巨大地震モデル検討会】が設定している11ケースの津波断層モデルのうち、広島県沿岸部における波高が高くなり、浸水面積が大きくなると想定される次の津波断層モデルケースを広島県及び市町ごとに選択し、想定対象とした。

江田島市で30cm以上浸水深面積が最大となり、本市にとって最大の被害となると想定される津波断層モデル「ケース1」を選定した。

また、既に明らかとなっている断層等を震源とする地震のうち、震源が海域にある次の5地震を「瀬戸内海域活断層等による地震」として定義し、想定対象とした。

- ・安芸灘～伊予灘～豊後水道
- ・讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部
- ・石鎚山脈北縁西部－伊予灘
- ・安芸灘断層群（主部）
- ・安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯）

表 南海トラフ巨大地震による被害想定実施ケース組み合わせ

| | 地震 | | | | | | 津波 | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| | 基本 ケース | 東側 ケース | 西側 ケース | 陸側 ケース | 経験的 手法 | 重ね合 わせ | ケース 1 | ケース 4 | ケース 5 |
| 江田島市 | — | — | — | ○ | — | — | ○ | — | — |

| | |
|---|--|
| <p>地震ケース</p> <p>基本：基本となるケース</p> <p>東側：強震動生成域をやや東側の場所に設定</p> <p>西側：強震動生成域をやや西側の場所に設定</p> <p>陸側：強震動生成域を可能性がある範囲で最も陸側に設定</p> <p>経験的手法：震源からの距離にしたがい地震の揺れの強さがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を簡便に推定</p> <p>重ね合わせ：上記4ケースと経験的手法による震度の各地点における最大値</p> | <p>津波ケース</p> <p>1：駿河湾～紀伊半島沖に「大すべり域超大すべり域」を設定</p> <p>4：四国沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定</p> <p>5：四国沖～九州沖に「大すべり域＋超大すべり域」を設定</p> |
|---|--|

4 想定シーン

人々の行動や火気器具の使用状況は、季節・時刻によって変化する。このため、地震が発生する季節や時刻に応じて、人的被害や火災による被害の様相が異なる特徴的な次の3シーンを想定した。

想定シーンと想定される被害の特徴

| 想定シーン | 想定される被害の特徴 |
|--|---|
| 冬 深夜 (平均：風速 8m/s) (最大：風速 11m/s) | <ul style="list-style-type: none"> ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。 |
| 夏 12時 (平均：風速 7m/s) (最大：風速 11m/s) | <ul style="list-style-type: none"> ・オフィスや繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で最も少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者は冬の深夜と比べて少ない。 ・海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 |
| 冬 18時 (平均：風速 8m/s) (最大：風速 11m/s) | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 |

第3 想定結果

1 地震動等の予測

(1) 地震動（図－4 参照）

想定地震の規模、震源からの距離、地盤条件等をもとに、250mメッシュ毎の震度分布を想定した。各想定地震における市域面積に対する震度別の面積割合を次表に示した。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」の地震動の予測を行い、これらの中から最も震度が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動の予測を行い、このうち震度が大きくなるケースについて記した。

表 江田島市の震度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

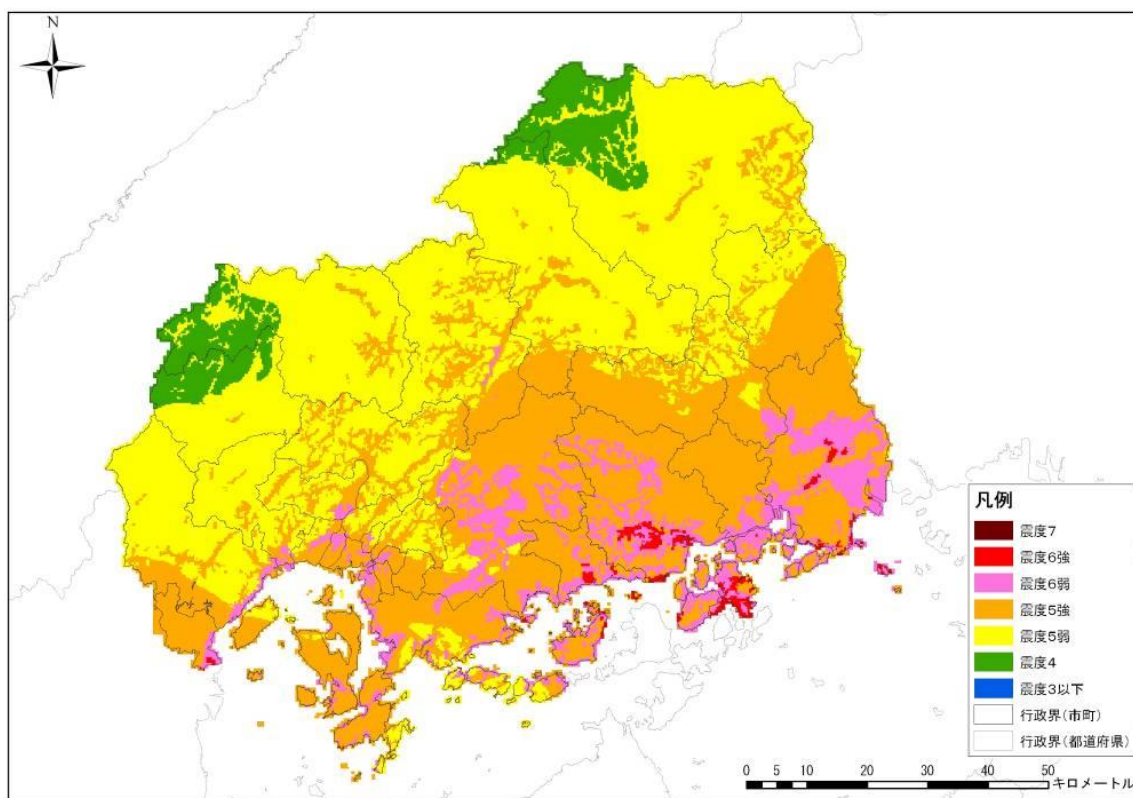
| 想定地震 | | マグニチュード | 震度 面積割合 (%) | | | | | |
|----------------------|-------|---------|-------------|------|------|------|-----|-----|
| | | | 4以下 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 |
| 南海トラフ地震 | 陸側ケース | 9.0 | 0.0 | 2.7 | 91.5 | 5.7 | 0.0 | 0.0 |
| 安芸灘～伊予灘～豊後水道 | 北から破壊 | 7.4 | 0.0 | 8.7 | 64.8 | 26.5 | 0.0 | 0.0 |
| 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 | 西から破壊 | 8.0 | 99.7 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石鎚山脈北縁 | 西から破壊 | 8.0 | 97.9 | 2.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石鎚山脈北縁西部～伊予灘 | 東から破壊 | 8.0 | 62.6 | 37.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 五日市断層 | 北から破壊 | 7.0 | 28.3 | 54.3 | 17.3 | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| 己斐－広島西縁断層帯(M6.5) | 北から破壊 | 6.5 | 62.4 | 34.7 | 2.9 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 岩国断層帯 | 東から破壊 | 7.6 | 4.3 | 73.0 | 22.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 安芸灘断層群（主部） | 北から破壊 | 7.0 | 9.0 | 41.7 | 46.2 | 3.2 | 0.0 | 0.0 |
| 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯） | 北から破壊 | 7.4 | 0.0 | 0.0 | 53.9 | 43.9 | 2.1 | 0.0 |
| 長者ヶ原断層－芳井断層 | 西から破壊 | 7.4 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| (参考)己斐－広島西縁断層帯(M6.9) | 南から破壊 | 6.9 | 47.8 | 39.4 | 12.8 | 0.1 | 0.0 | 0.0 |

震度別の面積割合 (どこでも起こりうる直下の地震)

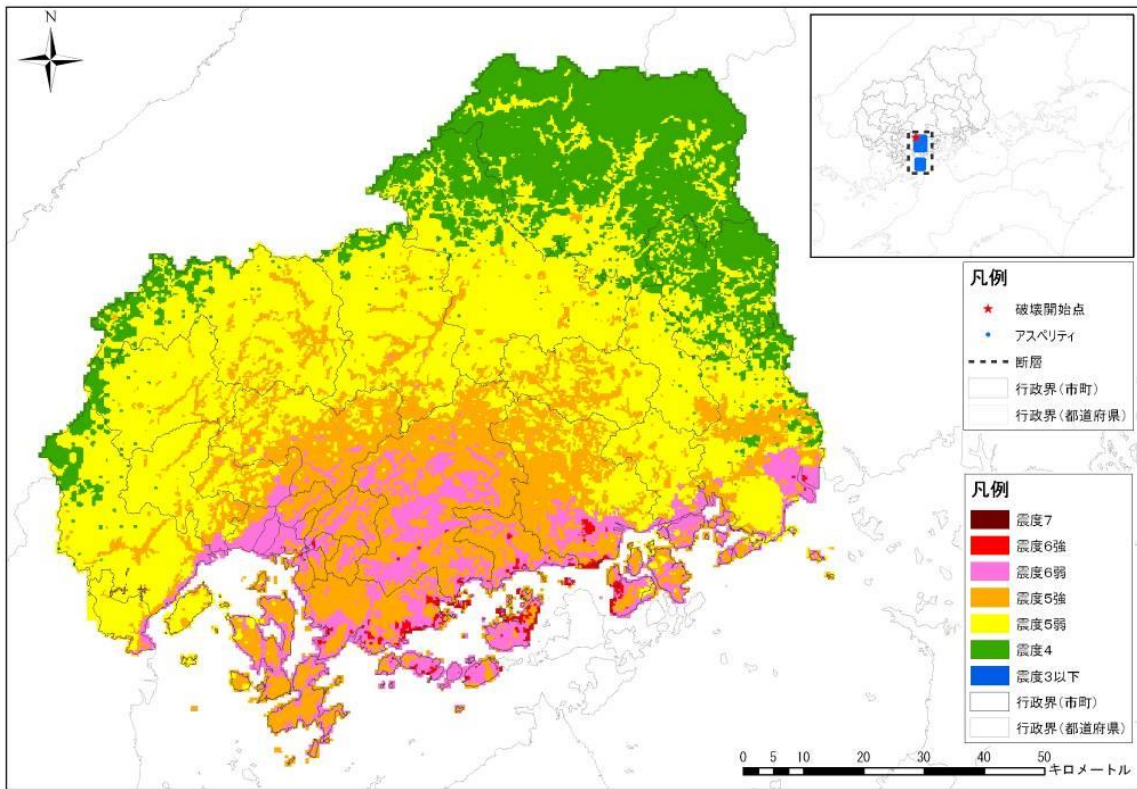
| 想定地震 | 震度 面積割合 (%) | | | | | |
|---------|-------------|------|-----|-----|-----|-----|
| | 4以下 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 |
| 広島市直下 | 76.6 | 14.1 | 6.6 | 2.2 | 0.5 | 0.0 |
| 呉市直下 | 82.0 | 8.6 | 6.4 | 2.7 | 0.3 | 0.0 |
| 竹原市直下 | 77.8 | 11.9 | 7.0 | 2.7 | 0.6 | 0.0 |
| 三原市直下 | 78.2 | 11.2 | 7.4 | 2.7 | 0.5 | 0.0 |
| 尾道市直下 | 81.3 | 9.1 | 5.7 | 2.9 | 0.9 | 0.0 |
| 福山市直下 | 85.7 | 7.0 | 3.4 | 2.6 | 1.2 | 0.1 |
| 府中市直下 | 77.4 | 10.8 | 8.0 | 3.6 | 0.3 | 0.0 |
| 三次市直下 | 74.6 | 16.8 | 6.9 | 1.6 | 0.1 | 0.0 |
| 庄原市直下 | 74.8 | 15.5 | 7.3 | 2.2 | 0.2 | 0.0 |
| 大竹市直下 | 88.6 | 7.4 | 3.2 | 0.7 | 0.1 | 0.0 |
| 東広島市直下 | 72.2 | 15.6 | 8.7 | 2.9 | 0.5 | 0.0 |
| 廿日市市直下 | 79.6 | 12.8 | 5.9 | 1.5 | 0.2 | 0.0 |
| 安芸高田市直下 | 72.0 | 18.6 | 7.8 | 1.3 | 0.2 | 0.0 |
| 江田島市直下 | 84.8 | 8.2 | 5.3 | 1.7 | 0.1 | 0.0 |
| 府中町直下 | 75.6 | 13.9 | 7.5 | 2.6 | 0.4 | 0.0 |
| 海田町直下 | 76.6 | 12.5 | 7.7 | 2.8 | 0.3 | 0.0 |
| 熊野町直下 | 77.5 | 11.2 | 7.3 | 3.8 | 0.2 | 0.0 |
| 坂町直下 | 77.6 | 12.0 | 7.3 | 2.8 | 0.2 | 0.0 |
| 安芸太田町直下 | 80.9 | 10.6 | 6.7 | 1.7 | 0.1 | 0.0 |
| 北広島町直下 | 76.4 | 14.3 | 7.4 | 1.7 | 0.2 | 0.0 |
| 大崎上島町直下 | 82.1 | 10.0 | 5.6 | 1.9 | 0.3 | 0.0 |
| 世羅町直下 | 70.5 | 17.5 | 9.8 | 2.1 | 0.1 | 0.0 |
| 神石高原町直下 | 76.7 | 12.2 | 9.1 | 2.0 | 0.0 | 0.0 |

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

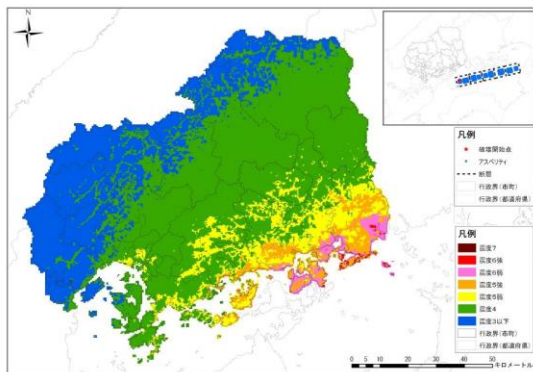
図-4 震度分布



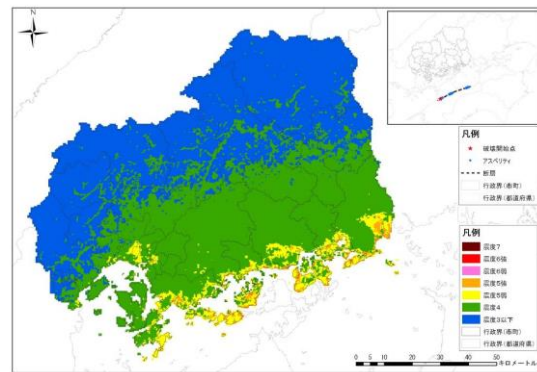
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)



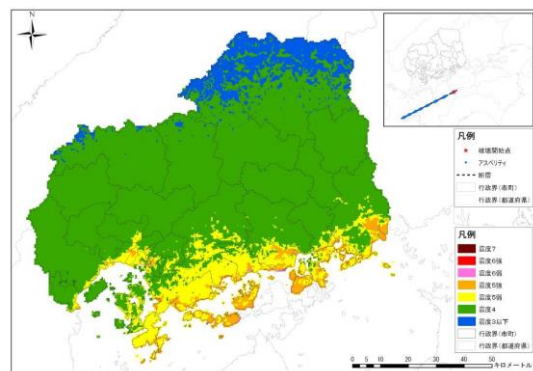
安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（北から破壊）



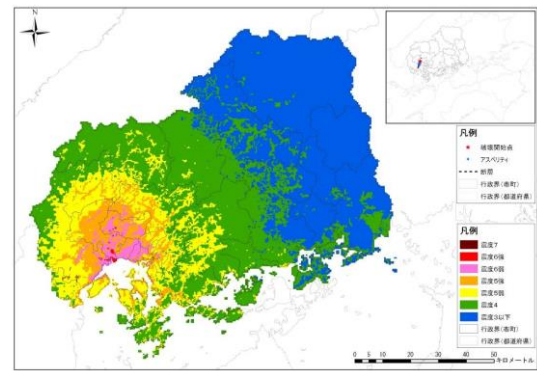
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震（西から破壊）



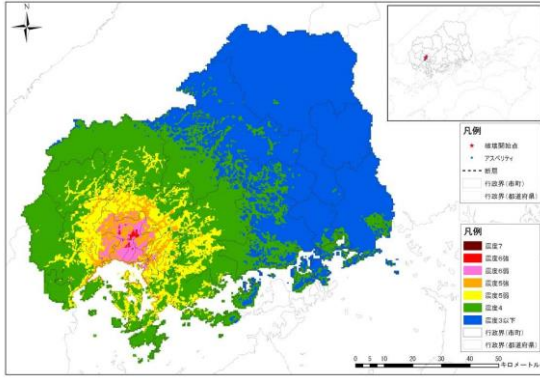
石鎚山脈北縁の地震（西から破壊）



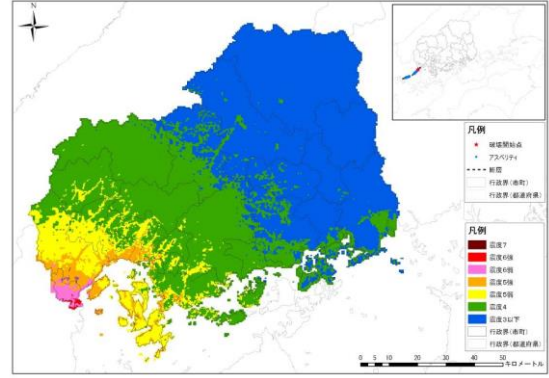
石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震（東から破壊）



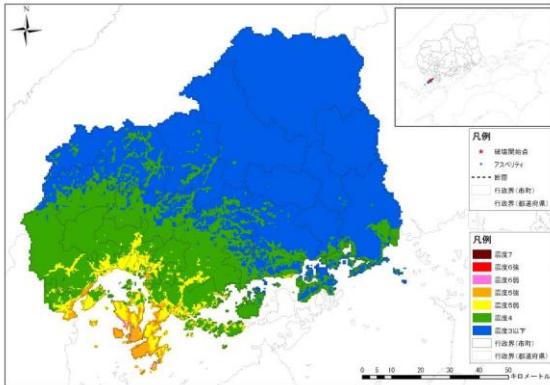
五日市断層の地震（北から破壊）



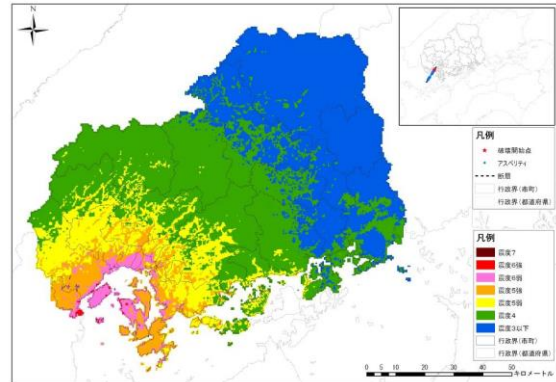
己斐-広島西縁断層帯の地震(M6.5) (北から破壊)



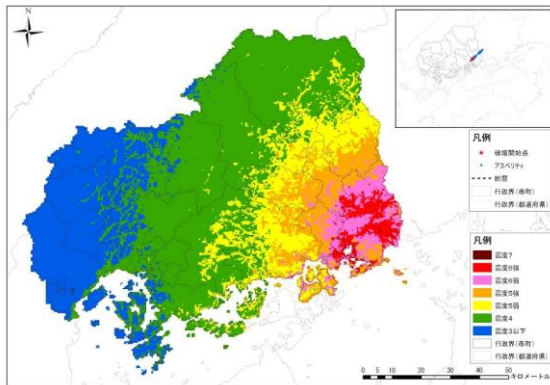
岩国断層帯の地震 (東から破壊)



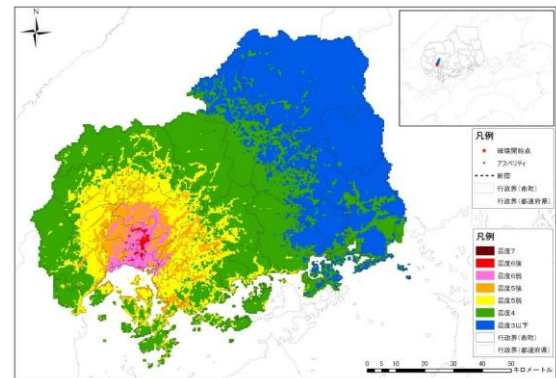
安芸灘断層群 (主部) の地震 (北から破壊)



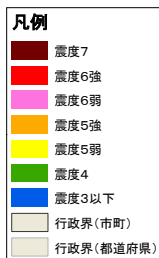
安芸灘断層群 (広島湾-岩国冲断層帯) の地震 (北から破壊)

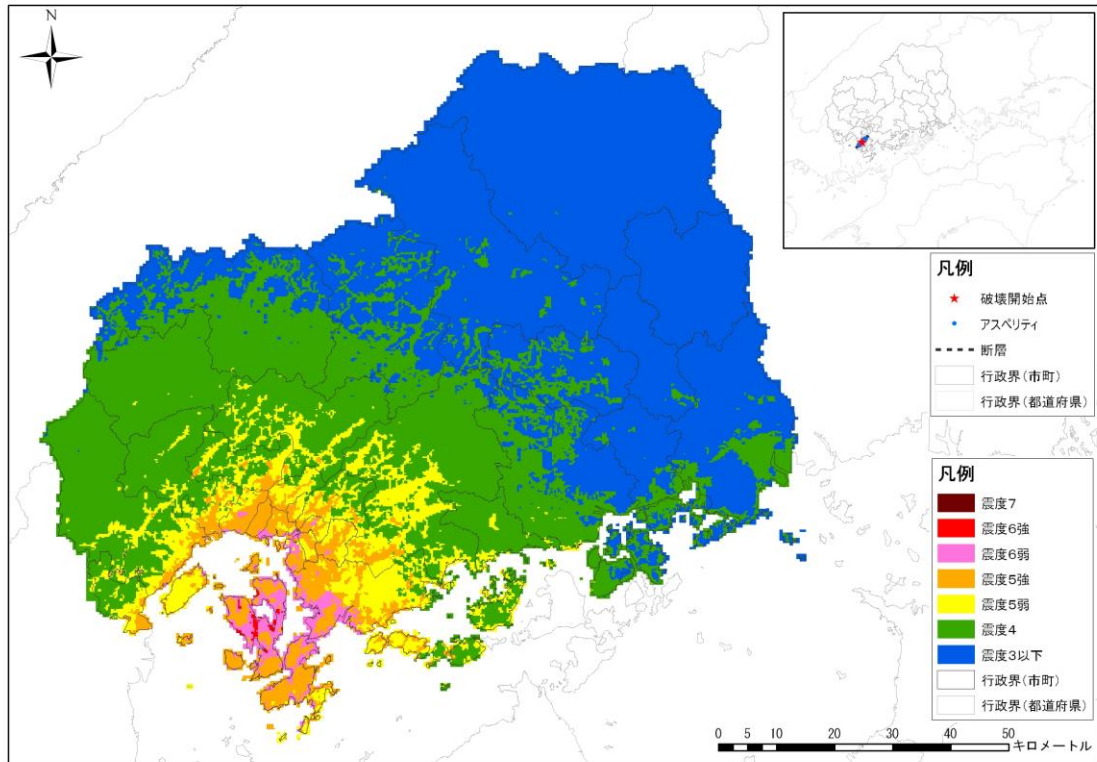


長者ヶ原断層-芳井断層の地震 (西から破壊)



(参考) 己斐-広島西縁断層帯の地震(M6.9)の地震 (南から破壊)





江田島市直下地震

(2) 液状化（図－5 参照）

震度分布と土質状況をもとに、250mメッシュごとの液状化の危険度を示すPL値分布を想定した。

各想定地震における市域面積に対する危険度判定基準別の面積割合を下表に示した。このとき、液状化の危険度の判定は、液状化可能性のある震度5弱以上の範囲で行った。

南海トラフ巨大地震については、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した「基本ケース」、「陸側ケース」、「東側ケース」、「西側ケース」の4つの強震断層モデルと、これを補完するための「経験的手法」及びこれらの震度の最大値の「重ね合わせ」のPL値分布の想定を行い、これらの中から最もPL値が大きくなる「陸側ケース」について記した。

南海トラフ巨大地震以外の地震では、想定断層の両端に破壊開始点を設定した2ケースの地震動のPL値分布の想定を行い、このうちPL値が大きくなるケースについて記した。

PL値による液状化危険度判定基準は次のとおりである。

液状化危険度

| 液状化危険度 | PL 値 |
|-------------------------|--------------|
| 液状化危険度が極めて高い（以下「極めて高い」） | 30 < PL |
| 液状化危険度がかなり高い（以下「かなり高い」） | 15 < PL ≤ 30 |
| 液状化危険度が高い（以下「高い」） | 5 < PL ≤ 15 |
| 液状化危険度が低い（以下「低い」） | 0 < PL ≤ 5 |
| 液状化危険度がかなり低い（以下「かなり低い」） | PL=0 |

表 江田島市の液状化危険度別の面積割合（既に明らかとなっている断層等を震源とする地震）

| 想定地震 | | マグニチュード | 液状化危険度 面積割合 (%) | | | | | |
|-----------------------|-------|---------|-----------------|-------|--------|---------|----------|-------|
| | | | 対象外 | かなり低い | 低い | 高い | かなり高い | 極めて高い |
| | | | | PL=0 | 0<PL≤5 | 5<PL≤15 | 15<PL≤30 | 30<PL |
| 南海トラフ地震 | 陸側ケース | 9.0 | 0.0 | 63.0 | 2.1 | 17.3 | 17.6 | 0.1 |
| 安芸灘～伊予灘～豊後水道 | 北から破壊 | 7.4 | 0.0 | 63.0 | 0.0 | 5.7 | 20.8 | 10.5 |
| 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 | 西から破壊 | 8.0 | 99.7 | 0.0 | 0.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 石鎚山脈北縁 | 西から破壊 | 8.0 | 55.8 | 24.8 | 3.3 | 15.7 | 0.4 | 0.0 |
| 石鎚山脈北縁西部～伊予灘 | 東から破壊 | 8.0 | 62.6 | 8.0 | 27.7 | 1.7 | 0.0 | 0.0 |
| 五日市断層 | 北から破壊 | 7.0 | 28.3 | 34.9 | 5.6 | 25.5 | 5.6 | 0.1 |
| 己斐－広島西縁断層帯(M6.5) | 北から破壊 | 6.5 | 62.4 | 6.2 | 4.0 | 26.1 | 1.3 | 0.0 |
| 岩国断層帯 | 東から破壊 | 7.6 | 9.3 | 56.3 | 2.3 | 31.4 | 0.8 | 0.0 |
| 安芸灘断層群（主部） | 北から破壊 | 7.0 | 11.6 | 53.2 | 0.8 | 26.0 | 8.4 | 0.0 |
| 安芸灘断層群（広島湾－岩国沖断層帯） | 北から破壊 | 7.4 | 0.0 | 63.0 | 0.7 | 5.0 | 21.5 | 9.7 |
| 長者ヶ原断層－芳井断層 | 西から破壊 | 7.4 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| (参考)己斐－広島西縁断層帯 (M6.9) | 南から破壊 | 6.9 | 47.8 | 18.5 | 2.5 | 28.4 | 2.8 | 0.0 |

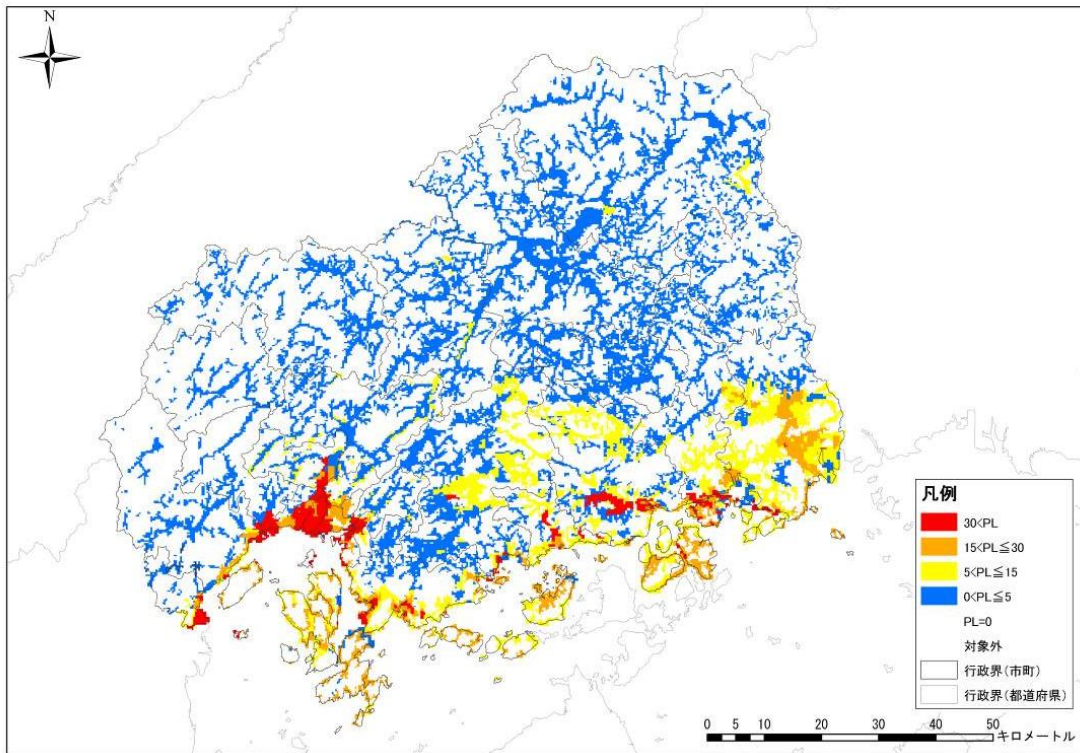
液状化危険度の面積割合（PL 値）（どこでも起こりうる直下の地震）

| 想定地震 | 液状化危険度 面積割合 (%) | | | | | |
|---------|-----------------|-------|--------|---------|----------|-------|
| | 対象外 | かなり低い | 低い | 高い | かなり高い | 極めて高い |
| | | PL=0 | 0<PL≤5 | 5<PL≤15 | 15<PL≤30 | 30<PL |
| 広島市直下 | 76.6 | 10.9 | 6.1 | 4.3 | 0.9 | 1.2 |
| 呉市直下 | 82.0 | 7.3 | 4.5 | 3.3 | 1.9 | 0.9 |
| 竹原市直下 | 77.8 | 8.1 | 7.2 | 5.3 | 1.1 | 0.4 |
| 三原市直下 | 78.2 | 8.5 | 6.2 | 5.5 | 1.1 | 0.5 |
| 尾道市直下 | 81.3 | 7.4 | 5.7 | 3.6 | 1.5 | 0.4 |
| 福山市直下 | 85.7 | 5.8 | 3.6 | 3.4 | 1.5 | 0.2 |
| 府中市直下 | 77.4 | 10.3 | 5.9 | 4.9 | 1.5 | 0.1 |
| 三次市直下 | 74.6 | 12.1 | 9.5 | 3.8 | 0.0 | 0.0 |
| 庄原市直下 | 74.8 | 13.2 | 7.6 | 4.3 | 0.0 | 0.0 |
| 大竹市直下 | 88.6 | 5.3 | 2.7 | 2.0 | 1.0 | 0.3 |
| 東広島市直下 | 72.2 | 11.4 | 7.6 | 6.7 | 1.8 | 0.3 |
| 廿日市市直下 | 79.6 | 10.4 | 4.8 | 3.2 | 0.8 | 1.1 |
| 安芸高田市直下 | 72.0 | 12.6 | 10.3 | 4.9 | 0.2 | 0.0 |
| 江田島市直下 | 84.8 | 6.1 | 4.5 | 1.9 | 1.7 | 1.0 |
| 府中町直下 | 75.6 | 11.1 | 6.3 | 5.1 | 0.7 | 1.2 |
| 海田町直下 | 76.6 | 10.3 | 5.7 | 5.2 | 0.9 | 1.3 |
| 熊野町直下 | 77.5 | 9.6 | 5.4 | 5.0 | 1.4 | 1.1 |
| 坂町直下 | 77.6 | 9.8 | 5.6 | 4.5 | 1.2 | 1.3 |
| 安芸太田町直下 | 80.9 | 12.7 | 3.5 | 2.3 | 0.5 | 0.1 |
| 北広島町直下 | 76.4 | 12.5 | 6.5 | 4.3 | 0.3 | 0.0 |
| 大崎上島町直下 | 82.1 | 6.3 | 5.9 | 4.2 | 1.2 | 0.4 |
| 世羅町直下 | 70.5 | 12.2 | 9.3 | 7.1 | 0.8 | 0.1 |
| 神石高原町直下 | 76.7 | 10.8 | 6.5 | 5.3 | 0.6 | 0.0 |

※：震度5弱以上を対象としている。

※：数値は、各想定地震における全県の集計を示す。

図－5 液状化危険度分布（PL値）



南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

(3) 津波（図－6 参照）

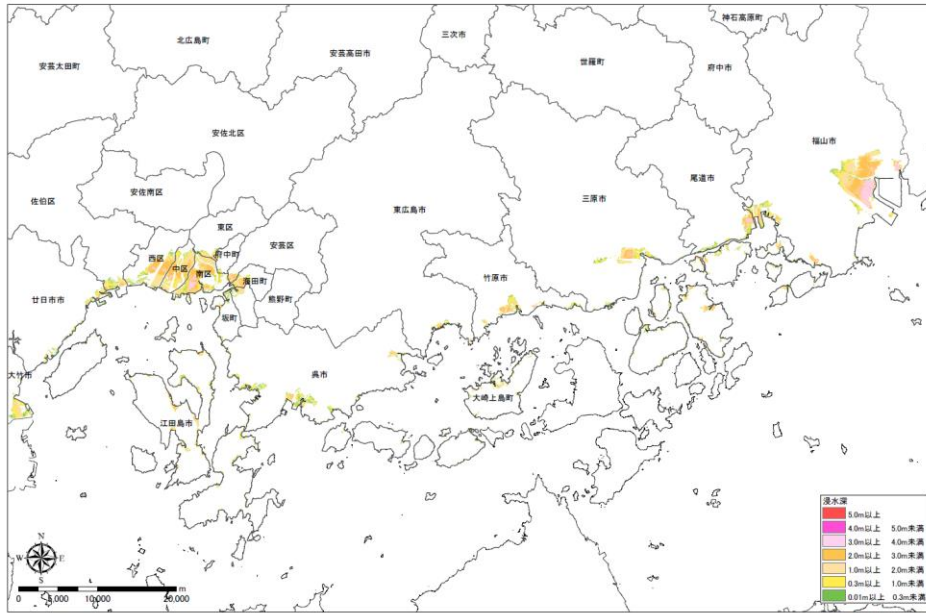
想定地震のうち、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震、讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震、石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震、安芸灘断層群（主部）の地震、安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯）の地震については、津波による被害を記した。

ここでは、浸水深別面積（堤防が機能しない場合）について、想定地震ごとに下表に示す。なお、南海トラフ巨大地震の津波については「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が示した津波断層モデル11ケースのうち、江田島市にとって被害の大きい（人的被害に結びつく浸水深30cm以上の広島県全域での浸水面積が最大）津波断層モデルケース1の場合を示す。

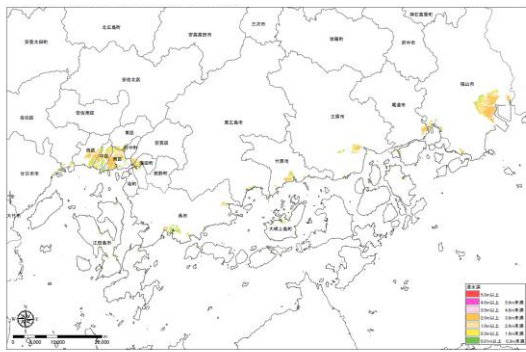
表 江田島市の浸水深別面積（構造物が機能しない場合）

| 想定地震 | 浸水面積（ha） | | | | |
|--------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| | 浸水深 1 cm以上 | 浸水深 30cm以上 | 浸水深 1 m以上 | 浸水深 2 m以上 | 浸水深 5 m以上 |
| 南海トラフ地震（津波ケース1） | 592 | 515 | 237 | 57 | 0 |
| 安芸灘～伊予灘～豊後水道 | 226 | 148 | 54 | 5 | 0 |
| 讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部 | 81 | 57 | 17 | 3 | 0 |
| 石鎚山脈北縁西部～伊予灘 | 111 | 74 | 23 | 4 | 0 |
| 安芸灘断層群（主部） | 68 | 46 | 12 | 3 | 0 |
| 安芸灘断層群（広島湾～岩国沖断層帯） | 153 | 102 | 39 | 4 | 0 |

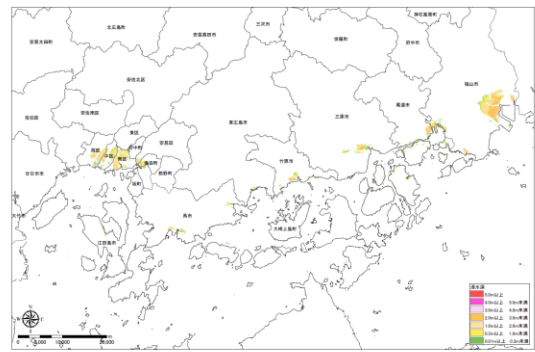
図-6 津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）



南海トラフ巨大地震（ケース1）



安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震



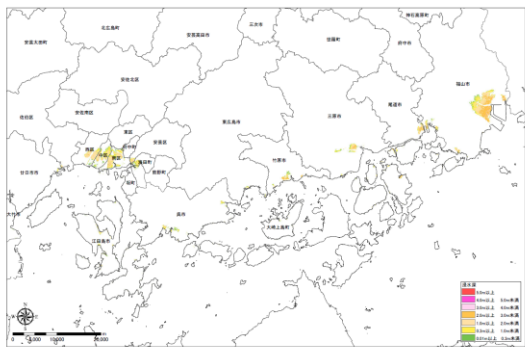
讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部の地震



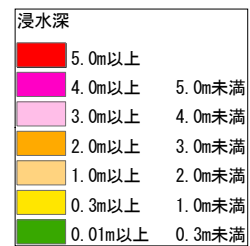
石鎚山脈北縁西部-伊予灘の地震



安芸灘断層群（主部）の地震



安芸灘断層群（広島湾-岩国沖断層帯）の地震



2 江田島市における被害想定結果

既に明らかとなっている断層等を震源とする地震の被害想定結果は次の通りである。

| 想定項目 | 想定地震 | 南海トラフ 巨大地震 | 安芸灘～ 伊予灘～ 豊後水道 | 讃岐山脈南縁 —石鎚山脈北 縁東部 | 石鎚山脈北縁 | 石鎚山脈北縁 西部—伊予灘 | 五日市断層 | | |
|------------------------|------------------------------|-----------------|-----------------------|-------------------------|----------|------------------|-------|-------|---|
| | | 陸側ケース 津波ケース1 | 北から破壊 | 西から破壊 | 西から破壊 | 東から破壊 | 北から破壊 | | |
| | | マグニチュード | 9.0 | 7.4 | 8.0 | 8.0 | 8.0 | 7.0 | |
| | | 地震タイプ | プレート間 | プレート内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | |
| 今後30年以内の発生確率 | — | 40% | ほぼ0～0.3% | ほぼ0～0.3% | ほぼ0～0.3% | 不明 | | | |
| 地震動 | 震度6弱以上のエリア | 市全面積に対する面積率 | 5.7% | 26.5% | 0% | 0% | 0% | 0.1% | |
| 液状化 | 市全面積に対する液状化危険度面積率(PL>15の面積率) | | 17.7% | 31.3% | 0% | 0.4% | 0% | 5.7% | |
| 土砂 災害 | ①急傾斜地 | 危険度ランクが高い箇所 | 5 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | ②地すべり | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | ③山腹崩壊 | | 2 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 津波 被害 | 津波の浸水面積(ha) | | 592 | 226 | 81 | — | 111 | — | |
| 建物 被害 | 全壊棟数(棟) | | 1,390 | 399 | 1 | 3 | 42 | 139 | |
| | 半壊棟数(棟) | | 5,716 | 2,850 | 4 | 5 | 102 | 308 | |
| | 焼失棟数(棟) ※1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 人的 被害 | 死傷者数が最大となる発災季節・時間 | | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | |
| | 死傷者の主な原因 | | 津波 | 津波 | — | — | — | — | |
| | 死者数(人) ※2 | | 285 | 48 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 負傷者数(人) ※2 | | 425 | 425 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 重傷者数(負傷者の内数)(人) ※2 | | 93 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ライフ ライン 施設 被害 | 上水道(1日後の断水人口)(人) ※1 | | 23,305 | 18,171 | 0 | 0 | 0 | 52 | |
| | 下水道(1日後の機能支障人口)(人) ※1 | | 4,774 | 5,717 | 0 | 132 | 2,285 | 4,046 | |
| | 電力(直後の停電軒数) ※1 | | 961 | 1,888 | 65 | 0 | 85 | 6 | |
| | 通信(直後の固定電話不通回線数) ※1 | | 765 | 1,088 | 37 | 0 | 48 | 3 | |
| 交通施 設障害 | 道路(被害箇所数) | | 26 | 27 | 1 | 0 | 5 | 12 | |
| 生活 支障 | 避難所避難者数(当日・1日後)(人) ※1 | | 5,646 | 2,587 | 712 | 2 | 1,022 | 104 | |
| | 帰宅困難者数(人) ※3 | | 2,611 | 2,611 | 2,453 | 2,611 | 2,611 | 2,611 | |
| | 食料の需要量(当日・1日後)(食) ※1 | | 20,327 | 9,314 | 2,563 | 7 | 3,678 | 374 | |
| | 仮設トイレの需要量(当日・1日後)(基) ※1 | | 94 | 78 | 7 | 1 | 32 | 41 | |
| | 飲料水(当日・1日後)(リットル) ※1 | | 69,914 | 54,513 | 0 | 0 | 0 | 155 | |
| | 毛布(当日・1日後)(枚) ※1 | | 11,293 | 5,175 | 1,424 | 4 | 2,043 | 208 | |
| 災害 廃棄物 | 災害廃棄物発生量 | 可燃物(万t) ※1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 不燃物(万t) ※1 | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| その他 施設等 被害 | エレベータ内閉じ込め者数(人) ※4 | | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 災害時要援護者数(当日・1日後)(人) ※1 | | 1,332 | 1,352 | 168 | 2 | 241 | 25 | |
| | 危険物施設の被害箇所数(箇所) | | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 文化財の被害件数(件) ※1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 孤立集落(集落) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | ため池(災害発生の危険性が高いため池の箇所数) | | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 重要施設 | ①災害対策本部等 | 使用に支障のある施設 数(棟) ※1 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | ②避難拠点施設 | | 17 | 46 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| ③医療施設 | | 1 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 経済 被害 | 直接被害(億円) ※1 | | 1,596 | 773 | 9 | 7 | 135 | 266 | |
| | 合計(億円) | | 1,596 | 773 | 9 | 7 | 135 | 266 | |

※1: 冬 18時, 風速11m/s
 ※2: 冬 深夜, 風速11m/s
 ※3: 昼 12時
 ※4: 朝 7～8時

江田島市の被害想定結果一覧表(既に明らかになっている断層等を震源とする地震)2/2

| 想定項目 | 想定地震 | 己斐-広島西 緑断層帯 (6.5) | 岩国断層帯 | 安芸灘断層群 (主部) | 安芸灘断層群 (広島湾-岩 国沖断層帯) | 長者ヶ原断層 -芳井断層 | (参考) 己斐-広島西緑 断層帯(6.9) | |
|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------|----------------|----------------------------|-----------------|-----------------------------|-----|
| | | 北から破壊 | 東から破壊 | 北から破壊 | 北から破壊 | 西から破壊 | 南から破壊 | |
| | | マグニチュード | 6.5 | 7.6 | 7.0 | 7.4 | 7.4 | 6.9 |
| | | 地震タイプ | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 |
| 今後30年以内の発生確率 | 不明 | 0.03~2% | 0.1~10% | 不明 | 不明 | 不明 | | |
| 地震動 | 震度6弱以上のエリア | 市全面積に対する面積率 0% | 0% | 3.2% | 46.0% | 0% | 0.1% | |
| 液状化 | 市全面積に対する液状化危険度面積率(PL>15の面積率) | 1.3% | 0.8% | 8.4% | 31.2% | 0% | 2.8% | |
| 土砂 災害 | ①急傾斜地 | 0 | 0 | 1 | 29 | 0 | 0 | |
| | ②地すべり | 危険度ランクが高い箇所 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | ③山腹崩壊 | 0 | 0 | 4 | 29 | 0 | 0 | |
| 津波 被害 | 津波の浸水面積(ha) | — | — | 68 | 153 | — | — | |
| 建物 被害 | 全壊棟数(棟) | 112 | 127 | 166 | 725 | 0 | 129 | |
| | 半壊棟数(棟) | 204 | 288 | 688 | 3,742 | 1 | 273 | |
| | 焼失棟数(棟) ※1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 人的 被害 | 死傷者数が最大となる発災季節・時間 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | |
| | 死傷者の主な原因 | — | — | — | — | — | — | |
| | 死者数(人) ※2 | 0 | 0 | 3 | 65 | 0 | 0 | |
| | 負傷者数(人) ※2 | 1 | 12 | 78 | 765 | 0 | 8 | |
| ライフ ライン 施設 被害 | 重傷者数(負傷者の内数)(人) ※2 | 0 | 0 | 2 | 79 | 0 | 0 | |
| | 上水道(1日後の断水人口)(人) ※1 | 0 | 78 | 362 | 22,403 | 0 | 26 | |
| | 下水道(1日後の機能支障人口)(人) ※1 | 2,919 | 4,122 | 4,389 | 5,982 | 0 | 14,769 | |
| 交通施 設障害 | 電力(直後の停電軒数) ※1 | 0 | 0 | 208 | 3,000 | 0 | 771 | |
| | 通信(直後の固定電話不通回線数) ※1 | 0 | 0 | 118 | 1,727 | 0 | 388 | |
| 生活 支障 | 道路(被害箇所数) | 6 | 13 | 16 | 28 | 0 | 7 | |
| | 避難所避難者数(当日・1日後)(人) ※1 | 80 | 96 | 741 | 2,021 | 0 | 95 | |
| | 帰宅困難者数(人) ※3 | 2,611 | 2,611 | 2,611 | 2,611 | 939 | 2,611 | |
| | 食料の需要量(当日・1日後)(食) ※1 | 288 | 344 | 2,668 | 7,277 | 0 | 343 | |
| | 仮設トイレの需要量(当日・1日後)(基) ※1 | 30 | 42 | 50 | 76 | 0 | 37 | |
| | 飲料水(当日・1日後)(リットル) ※1 | 0 | 233 | 1,087 | 67,208 | 0 | 78 | |
| 災害 廃棄物 | 毛布(当日・1日後)(枚) | 160 | 191 | 1,482 | 4,043 | 0 | 191 | |
| | 災害廃棄物発生量 | 可燃物(万t) ※1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| | | 不燃物(万t) ※1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 0 | 1 |
| | エレベータ内閉じ込め者数(人) ※4 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | |
| | 災害時要援護者数(当日・1日後)(人) ※1 | 192 | 23 | 175 | 477 | 0 | 22 | |
| | 危険物施設の被害箇所数(箇所) | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | |
| | 文化財の被害件数(件) ※1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 孤立集落(集落) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| ため池(災害発生の危険性が高いため池の箇所数) | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | | |
| 重要施設 | ①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設 ※1 | 0 | 0 | 2 | 5 | 0 | 0 | |
| | | 3 | 1 | 11 | 48 | 0 | 4 | |
| | | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | |
| 経済 被害 | 直接被害(億円) ※1 | 194 | 260 | 343 | 950 | 0 | 238 | |
| | 合計(億円) | 194 | 260 | 343 | 950 | 0 | 238 | |

※1:冬 18時, 風速11m/s
 ※2:冬 深夜, 風速11m/s
 ※3:昼 12時
 ※4:朝 7~8時

3 被害想定結果（どこでも起こりうる直下の地震）

どこでも起こりうる直下の地震の被害想定結果は次の通りである。

| 想定項目 | 想定項目 | 想定地震 | | 広島市直下地震 | 呉市直下地震 | 竹原市直下地震 | 三原市直下地震 | 尾道市直下地震 | 福山市直下地震 |
|------------|--------------------------------|------------------------------|-------------------|------------------|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|
| | | マグニチュード | | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 |
| | | 地震タイプ | | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 |
| 地震動・液状化 | 震度6弱以上のエリア | | 広島市 海田町 坂町他 | 呉市 熊野町 坂町他 | 竹原市 三原市 大崎上島町他 | 竹原市 三原市 尾道市他 | 三原市 尾道市 福山市他 | 尾道市 福山市 府中市他 | |
| | 県全面積に対する面積率 | | 2.7% | 3.0% | 3.3% | 3.2% | 3.8% | 3.9% | |
| | 県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率） | | 2.1% | 2.8% | 1.5% | 1.6% | 1.9% | 1.7% | |
| 土砂災害 | ①急傾斜地 | 危険度ランクが高い箇所 | 165 | 176 | 248 | 284 | 456 | 257 | |
| | ②地すべり | | 0 | 0 | 1 | 2 | 5 | 5 | |
| | ③山腹崩壊 | | 159 | 241 | 197 | 253 | 443 | 395 | |
| 建物被害 | 全壊の主な原因 | | 揺れ | 揺れ | 揺れ | 揺れ | 揺れ | 揺れ | |
| | 全壊棟数（棟） | | 16,667 | 11,093 | 8,668 | 10,490 | 24,293 | 30,047 | |
| | 半壊棟数（棟） | | 52,115 | 33,959 | 22,396 | 34,439 | 46,261 | 50,609 | |
| | 焼失棟数（棟） | *1 | 369 | 180 | 246 | 162 | 582 | 630 | |
| 人的被害 | 死傷者数が最大となる発災季節・時間 | | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | |
| | 死者の主な原因 | | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | |
| | 死者数（人） | *2 | 777 | 433 | 341 | 503 | 1,426 | 1,773 | |
| | 負傷者数（人） | *2 | 10,808 | 6,253 | 4,072 | 7,115 | 12,150 | 14,257 | |
| | 重傷者数（負傷者の内数）（人） | *2 | 1,334 | 727 | 564 | 843 | 2,346 | 3,035 | |
| ライフライン施設被害 | 上水道（1日後の断水人口）（人） | *1 | 26,942 | 178,301 | 41,157 | 87,840 | 247,108 | 413,478 | |
| | 下水道（1日後の機能支障人口）（人） | *1 | 516,903 | 360,916 | 164,379 | 116,739 | 118,894 | 139,583 | |
| | 電力（直後の停電軒数） | *1 | 59,225 | 18,707 | 7,850 | 11,758 | 20,767 | 28,845 | |
| | 通信（直後の固定電話不通回線数） | *1 | 30,245 | 11,432 | 5,131 | 7,215 | 15,404 | 26,023 | |
| 交通施設被害 | 道路（被害箇所数） | | 493 | 390 | 406 | 438 | 428 | 385 | |
| | 鉄道（被害箇所数） | | 399 | 255 | 241 | 241 | 227 | 192 | |
| | 港湾（揺れによる被害箇所数） | | 88 | 94 | 106 | 130 | 127 | 97 | |
| | 避難所避難者数（当日・1日後）（人） | *1 | 39,755 | 19,080 | 10,480 | 13,432 | 30,676 | 48,011 | |
| 生活支援 | 帰宅困難者数（人） | *3 | 157,406 | 155,685 | 158,999 | 95,918 | 96,227 | 60,851 | |
| | 食料の不足量（当日・1日後）（食） | *1 | 259,435 | 284,239 | 295,360 | 285,739 | 252,219 | 208,815 | |
| | 仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） | *1 | -4,898 | -3,179 | -1,146 | -699 | -886 | -1,256 | |
| | 医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） | *2 | 16,849 | 22,718 | 24,922 | 25,310 | 20,887 | 18,337 | |
| 災害廃棄物 | 災害廃棄物発生量 | 可燃物（万t） | *1 | 29.12 | 19.19 | 15.21 | 18.76 | 44.35 | 54.43 |
| | | 不燃物（万t） | *1 | 96.50 | 65.19 | 50.03 | 57.54 | 128.41 | 161.12 |
| その他施設等被害 | エレベータ内閉じ込め者数（人） | *4 | 208 | 95 | 34 | 39 | 53 | 63 | |
| | 道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下 | | 1.7 | 0.9 | 1.0 | 1.1 | 2.2 | 4.3 | |
| | 災害時要援護者数（当日・1日後）（人） | *1 | 7,765 | 3,950 | 2,167 | 2,791 | 6,329 | 9,110 | |
| | 危険物施設の被害箇所数（箇所） | | 52 | 23 | 12 | 19 | 37 | 67 | |
| | 文化財の被害件数（件） | *1 | 3 | 2 | 3 | 3 | 16 | 13 | |
| | 孤立集落（集落） | | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| | ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数） | | 4 | 17 | 26 | 46 | 68 | 101 | |
| | 重要施設 | ①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設 | 使用に支障のある施設数（棟） | *1 | 46 | 32 | 9 | 20 | 21 |
| | 670 | 322 | | 93 | 110 | 154 | 132 | | |
| | 53 | 29 | | 8 | 14 | 24 | 32 | | |
| 経済被害 | 直接被害（億円） | *1 | 27,883 | 21,437 | 15,441 | 17,502 | 23,817 | 27,670 | |
| | 間接被害（億円） | *1 | 10,777 | 11,243 | 8,303 | 11,514 | 14,677 | 16,144 | |
| | 合計（億円） | | 38,660 | 32,680 | 23,744 | 29,016 | 38,494 | 43,814 | |

※ は、被害の最大値を示す
 *1：冬 18時、風速11m/s
 *2：冬 深夜、風速11m/s
 *3：昼12時
 *4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震）2/4

| 想定項目 | 想定項目 | 想定地震 | 府中市 直下地震 | 三次市 直下地震 | 庄原市 直下地震 | 大竹市 直下地震 | 東広島市 直下地震 | 廿日市市 直下地震 | |
|------------|--------------------------------|----------------|--------------------|---------------------|-------------|----------------------|---------------------|--------------------|-------|
| | | マグニチュード | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | |
| | | 地震タイプ | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | |
| 地震動・液状化 | 震度6弱以上のエリア | | 尾道市 福山市 府中市他 | 三次市 庄原市 安芸高田市 | 三次市 庄原市 | 大竹市 廿日市市 江田島市他 | 竹原市 東広島市 熊野町他 | 広島市 廿日市市 坂町他 | |
| | 県全面積に対する面積率 | | 3.9% | 1.7% | 2.4% | 0.8% | 3.4% | 1.7% | |
| | 県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率） | | 1.6% | 0.0% | 0.0% | 1.3% | 2.1% | 1.9% | |
| 土砂災害 | ①急傾斜地 | 危険度ランクが高い箇所 | 143 | 28 | 67 | 23 | 162 | 53 | |
| | ②地すべり | | 3 | 10 | 3 | 0 | 0 | 0 | |
| | ③山腹崩壊 | | 285 | 53 | 60 | 11 | 117 | 75 | |
| 建物被害 | 全壊の主な原因 | | 揺れ | 揺れ | 揺れ | 液状化 | 液状化 | 液状化 | |
| | 全壊棟数（棟） | | 9,168 | 2,065 | 2,467 | 4,754 | 7,987 | 7,672 | |
| | 半壊棟数（棟） | | 34,802 | 7,565 | 7,238 | 11,211 | 24,015 | 27,786 | |
| | 焼失棟数（棟） | *1 | 162 | 27 | 27 | 36 | 117 | 144 | |
| 人的被害 | 死傷者数が最大となる発災季節・時間 | | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | |
| | 死傷者の主な原因 | | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | |
| | 死者数（人） | *2 | 439 | 94 | 124 | 93 | 223 | 233 | |
| | 負傷者数（人） | *2 | 7,242 | 1,482 | 1,494 | 1,358 | 3,611 | 4,615 | |
| ライフライン施設被害 | 重傷者数（負傷者の内数）（人） | *2 | 758 | 153 | 200 | 168 | 368 | 399 | |
| | 上水道（1日後の断水人口）（人） | *1 | 184,358 | 16,476 | 9,016 | 25,354 | 70,710 | 17,777 | |
| | 下水道（1日後の機能支障人口）（人） | *1 | 122,135 | 35,141 | 39,879 | 199,511 | 316,357 | 411,177 | |
| | 電力（直後の停電軒数） | *1 | 17,338 | 1,233 | 1,551 | 3,658 | 11,712 | 21,853 | |
| 交通施設被害 | 通信（直後の固定電話不通回線数） | *1 | 14,987 | 549 | 860 | 3,376 | 7,942 | 12,559 | |
| | ガス（1日後の供給停止戸数） | *1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 道路（被害箇所数） | | 479 | 351 | 349 | 166 | 516 | 371 | |
| | 鉄道（被害箇所数） | | 224 | 170 | 179 | 126 | 303 | 269 | |
| 生活支障 | 港湾（揺れによる被害箇所数） | | 88 | 3 | 3 | 47 | 67 | 81 | |
| | 避難所避難者数（当日・1日後）（人） | *1 | 14,943 | 1,999 | 1,868 | 8,071 | 12,962 | 18,026 | |
| | 帰宅困難者数（人） | *3 | 84,830 | 106,030 | 86,439 | 134,132 | 165,300 | 148,773 | |
| | 食料の不足量（当日・1日後）（食） | *1 | 292,629 | 311,173 | 312,936 | 301,622 | 291,999 | 289,400 | |
| | 仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） | *1 | -767 | 226 | 180 | -1,473 | -2,682 | -3,669 | |
| 災害廃棄物 | 医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） | *2 | 26,702 | 32,821 | 33,528 | 30,713 | 24,529 | 26,030 | |
| | 災害廃棄物発生量 | 可燃物（万t） | *1 | 16.34 | 3.70 | 4.45 | 7.77 | 13.52 | 12.89 |
| | | 不燃物（万t） | *1 | 50.74 | 11.26 | 13.20 | 30.72 | 48.81 | 47.66 |
| その他施設等被害 | エレベータ内閉じ込め者数（人） | *4 | 55 | 6 | 5 | 35 | 87 | 135 | |
| | 道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下 | | 1.0 | 0.3 | 0.4 | 0.2 | 0.7 | 0.4 | |
| | 災害時要援護者数（当日・1日後）（人） | *1 | 2,897 | 433 | 408 | 1,574 | 2,548 | 3,488 | |
| | 危険物施設の被害箇所数（箇所） | | 27 | 4 | 3 | 43 | 11 | 26 | |
| | 文化財の被害件数（件） | *1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | |
| | 孤立集落（集落） | | 7 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | |
| | ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数） | | 78 | 3 | 1 | 2 | 141 | 4 | |
| 重要施設 | ①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設 | 使用に支障のある施設数（棟） | *1 | 12 | 4 | 4 | 12 | 33 | |
| | | 114 | 22 | 69 | 81 | 113 | 393 | | |
| | | 21 | 0 | 1 | 7 | 17 | 40 | | |
| 経済被害 | 直接被害（億円） | *1 | 15,930 | 3,332 | 3,079 | 10,564 | 17,320 | 18,523 | |
| | 間接被害（億円） | *1 | 12,930 | 3,257 | 3,420 | 5,990 | 7,616 | 9,020 | |
| | 合計（億円） | | 28,860 | 6,589 | 6,499 | 16,554 | 24,936 | 27,543 | |

※ は、被害の最大値を示す
 *1：冬 18時、風速11m/s
 *2：冬 深夜、風速11m/s
 *3：昼12時
 *4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震）3/4

| 想定項目 | 想定項目 | 想定地震 | 安芸高田市 直下地震 | 江田島市 直下地震 | 府中町 直下地震 | 海田町 直下地震 | 熊野町 直下地震 | 坂町 直下地震 |
|------------|--------------------------------|------------------------------|----------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| | | マグニチュード | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 |
| | | 地震タイプ | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 |
| 地震動・液状化 | 震度6弱以上のエリア | | 広島市 三次市 安芸高田市他 | 呉市 江田島市 坂町他 | 府中町 海田町 坂町他 | 府中町 海田町 熊野町他 | 海田町 熊野町 坂町他 | 海田町 熊野町 坂町他 |
| | 県全面積に対する面積率 | | 1.5% | 1.8% | 3.0% | 3.1% | 4.0% | 3.0% |
| | 県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率） | | 0.2% | 2.7% | 1.9% | 2.2% | 2.5% | 2.5% |
| 土砂災害 | ①急傾斜地 | 危険度ランクが高い箇所 | 57 | 88 | 233 | 207 | 135 | 169 |
| | ②地すべり | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ③山腹崩壊 | | 23 | 128 | 179 | 151 | 170 | 170 |
| 建物被害 | 全壊の主な原因 | | 液状化 | 液状化 | 揺れ | 揺れ | 揺れ | 揺れ |
| | 全壊棟数（棟） | | 2,999 | 6,090 | 16,557 | 13,662 | 9,329 | 11,892 |
| | 半壊棟数（棟） | | 9,025 | 22,353 | 52,246 | 44,460 | 40,712 | 44,576 |
| | 焼失棟数（棟） *1 | | 36 | 63 | 546 | 399 | 162 | 287 |
| 人的被害 | 死傷者数が最大となる発災季節・時間 | | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 |
| | 死傷者の主な原因 | | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 |
| | 死者数（人） *2 | | 94 | 127 | 782 | 590 | 315 | 474 |
| | 負傷者数（人） *2 | | 1,441 | 3,209 | 10,846 | 8,731 | 7,156 | 8,383 |
| | 重傷者数（負傷者の内数）（人） *2 | | 155 | 211 | 1,331 | 1,007 | 532 | 808 |
| ライフライン施設被害 | 上水道（1日後の断水人口）（人） *1 | | 18,913 | 35,340 | 33,097 | 46,225 | 90,018 | 52,532 |
| | 下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1 | | 153,041 | 334,151 | 520,239 | 492,661 | 451,125 | 480,623 |
| | 電力（直後の停電軒数） *1 | | 1,931 | 11,448 | 53,555 | 42,002 | 33,318 | 43,982 |
| | 通信（直後の固定電話不通回線数） *1 | | 1,165 | 6,639 | 27,136 | 21,506 | 18,173 | 22,625 |
| | ガス（1日後の供給停止戸数） *1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 交通施設被害 | 道路（被害箇所数） | | 387 | 307 | 529 | 522 | 510 | 495 |
| | 鉄道（被害箇所数） | | 173 | 202 | 410 | 392 | 354 | 383 |
| | 港湾（揺れによる被害箇所数） | | 8 | 92 | 89 | 93 | 104 | 95 |
| 生活支障 | 避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1 | | 3,765 | 10,521 | 39,793 | 31,555 | 20,163 | 27,445 |
| | 帰宅困難者数（人） *3 | | 164,462 | 148,205 | 157,406 | 157,406 | 157,406 | 157,406 |
| | 食料の不足量（当日・1日後）（食） *1 | | 310,352 | 299,463 | 255,652 | 264,728 | 286,171 | 272,176 |
| | 仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1 | | -969 | -2,837 | -4,931 | -4,591 | -4,084 | -4,438 |
| | 医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） *2 | | 28,622 | 27,605 | 18,071 | 20,271 | 21,465 | 20,426 |
| 災害廃棄物 | 災害廃棄物発生量 | 可燃物（万t） *1 | 5.17 | 10.04 | 29.08 | 23.77 | 15.91 | 20.52 |
| | 不燃物（万t） *1 | 17.70 | 38.82 | 95.76 | 80.26 | 56.35 | 70.69 | |
| その他施設等被害 | エレベータ内閉じ込め者数（人） *4 | | 39 | 81 | 208 | 186 | 148 | 170 |
| | 道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下 | | 0.5 | 0.4 | 1.8 | 1.0 | 0.5 | 0.7 |
| | 災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1 | | 781 | 2,158 | 7,812 | 6,245 | 4,030 | 5,456 |
| | 危険物施設の被害箇所数（箇所） | | 4 | 16 | 50 | 48 | 31 | 46 |
| | 文化財の被害件数（件） *1 | | 0 | 0 | 4 | 1 | 1 | 2 |
| | 孤立集落（集落） | | 0 | 0 | 22 | 29 | 5 | 9 |
| | ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数） | | 0 | 12 | 4 | 4 | 25 | 4 |
| | 重要施設 | ①災害対策本部等 ②避難拠点施設 ③医療施設 | 使用に支障のある施設数（棟） *1 | 2 22 2 | 28 313 29 | 37 650 48 | 34 586 46 | 36 495 40 |
| 経済被害 | 直接被害（億円） *1 | | 6,226 | 17,129 | 27,611 | 25,578 | 23,540 | 25,068 |
| | 間接被害（億円） *1 | | 3,438 | 10,679 | 11,394 | 11,415 | 11,618 | 11,632 |
| | 合計（億円） | | 9,664 | 27,808 | 39,005 | 36,993 | 35,158 | 36,700 |

※： は、被害の最大値を示す
 *1：冬 18時、風速11m/s
 *2：冬 深夜、風速11m/s
 *3：昼12時
 *4：朝7時～8時

被害想定結果一覧表（どこでも起こりうる直下の地震） 4 / 4

| 想定項目 | 想定項目 | 想定地震 | 安芸太田町直下地震 | 北広島町直下地震 | 大崎上島町直下地震 | 世羅町直下地震 | 神石高原町直下地震 | |
|------------|--------------------------------|-------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|----------------------|-------|
| | | マグニチュード | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | |
| | | 地震タイプ | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | 地殻内 | |
| 地震動・液状化 | 震度6弱以上のエリア | | 広島市 廿日市市 安芸太田町他 | 広島市 安芸高田市 北広島町他 | 竹原市 三次市 大崎上島町他 | 三次市 福山市 世羅町他 | 福山市 府中市 神石高原町他 | |
| | 県全面積に対する面積率 | | 1.8% | 1.9% | 2.2% | 2.2% | 2.0% | |
| | 県全面積に対する液状化危険度面積率（PL>15の面積率） | | 0.6% | 0.3% | 1.6% | 0.9% | 0.6% | |
| 土砂災害 | ①急傾斜地 | 危険度ランクが高い箇所 | 91 | 77 | 169 | 54 | 25 | |
| | ②地すべり | | 1 | 0 | 1 | 2 | 0 | |
| | ③山腹崩壊 | | 88 | 57 | 107 | 52 | 56 | |
| 建物被害 | 全壊の主な原因 | | 液状化 | 液状化 | 揺れ | 液状化 | 液状化 | |
| | 全壊棟数（棟） | | 2,781 | 3,262 | 6,333 | 3,416 | 2,078 | |
| | 半壊棟数（棟） | | 6,410 | 8,942 | 18,887 | 13,631 | 9,690 | |
| | 焼失棟数（棟） *1 | | 18 | 36 | 45 | 18 | 18 | |
| 人的被害 | 死傷者数が最大となる発災季節・時間 | | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | 冬・深夜 | |
| | 死傷者の主な原因 | | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | 建物倒壊 | |
| | 死者数（人） *2 | | 37 | 89 | 225 | 70 | 33 | |
| | 負傷者数（人） *2 | | 567 | 1,290 | 3,209 | 1,896 | 1,377 | |
| | 重傷者数（負傷者の内数）（人） *2 | | 60 | 148 | 366 | 107 | 54 | |
| ライフライン施設被害 | 上水道（1日後の断水人口）（人） *1 | | 4,130 | 3,614 | 24,681 | 15,143 | 13,268 | |
| | 下水道（1日後の機能支障人口）（人） *1 | | 171,647 | 204,770 | 100,593 | 105,558 | 94,108 | |
| | 電力（直後の停電軒数） *1 | | 3,011 | 5,123 | 5,502 | 5,962 | 5,384 | |
| | 通信（直後の固定電話不通回線数） *1 | | 3,345 | 5,887 | 3,595 | 3,603 | 2,646 | |
| | ガス（1日後の供給停止戸数） *1 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 交通施設被害 | 道路（被害箇所数） | | 214 | 325 | 317 | 499 | 417 | |
| | 鉄道（被害箇所数） | | 62 | 112 | 185 | 206 | 149 | |
| | 港湾（揺れによる被害箇所数） | | 13 | 6 | 98 | 65 | 39 | |
| 生活支障 | 避難所避難者数（当日・1日後）（人） *1 | | 4,532 | 4,626 | 7,232 | 4,022 | 2,943 | |
| | 帰宅困難者数（人） *3 | | 134,767 | 157,027 | 158,999 | 100,234 | 61,090 | |
| | 食料の不足量（当日・1日後）（食） *1 | | 308,938 | 308,331 | 302,772 | 309,420 | 311,426 | |
| | 仮設トイレの不足量（当日・1日後）（基） *1 | | -1,162 | -1,494 | -479 | -497 | -373 | |
| | 医療機能支障（医療需要過不足数）（<0：不足） *2 | | 31,508 | 29,301 | 28,237 | 31,232 | 33,464 | |
| 災害廃棄物 | 災害廃棄物発生量 | | 可燃物（万t） *1 | 4.48 | 5.52 | 11.06 | 5.83 | 3.51 |
| | | | 不燃物（万t） *1 | 18.39 | 19.90 | 36.24 | 20.39 | 12.71 |
| その他施設等被害 | エレベータ内閉じ込め者数（人） *4 | | 45 | 63 | 30 | 32 | 26 | |
| | 道路閉塞（幅員13m未満）（%） 道路リンク10～50%以下 | | 0.1 | 0.2 | 0.7 | 0.1 | 0.1 | |
| | 災害時要援護者数（当日・1日後）（人） *1 | | 900 | 934 | 1,556 | 823 | 586 | |
| | 危険物施設の被害箇所数（箇所） | | 1 | 5 | 10 | 7 | 5 | |
| | 文化財の被害件数（件） *1 | | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | |
| | 孤立集落（集落） | | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | |
| | ため池（災害発生の危険性が高いため池の箇所数） | | 0 | 3 | 27 | 2 | 3 | |
| | 重要施設 | ①災害対策本部等 | | 3 | 1 | 13 | 5 | 4 |
| | | ②避難拠点施設 | | 145 | 25 | 76 | 49 | 42 |
| | | ③医療施設 | | 6 | 4 | 7 | 5 | 3 |
| 経済被害 | 直接被害（億円） *1 | | 6,340 | 7,029 | 12,855 | 9,299 | 6,606 | |
| | 間接被害（億円） *1 | | 3,533 | 3,282 | 7,403 | 7,427 | 7,543 | |
| | 合計（億円） | | 9,873 | 10,311 | 20,258 | 16,726 | 14,149 | |

※ ■は、被害の最大値を示す

*1：冬 18時，風速11m/s

*2：冬 深夜，風速11m/s

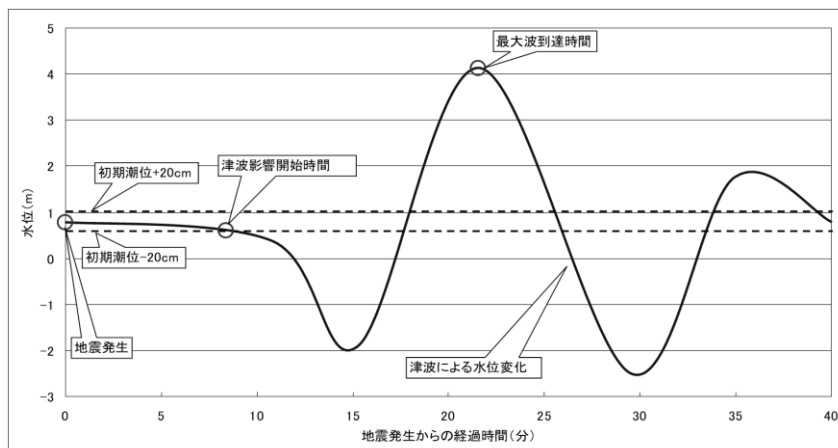
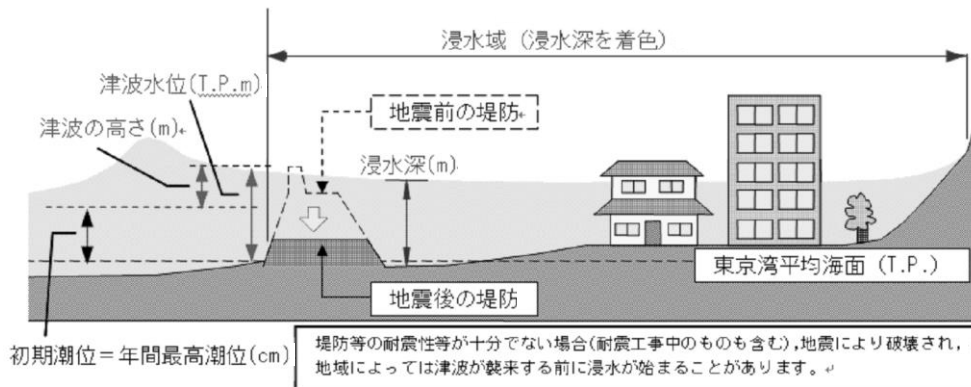
*3：昼12時

*4：朝7時～8時

【参考】用語の解説

- ① 浸水域
海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域
- ② 浸水深
陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ
- ③ 波水位
津波襲来時の海岸線における、海面の高さ（標高※で表示）
※ 標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P.+m）として表示しています。
- ④ 津波の高さ
津波襲来時の海岸線における、「津波水位」と「初期潮位」との差
- ⑤ 最大波到達時間
津波の最高到達高さが生じるまでの時間
- ⑥ 津波影響開始時間
海域を伝播してきた津波により、初期水位から±20cm（海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化）の変化が生じるまでの時間
- ⑦ 水位変動
津波による水位変化の様子
- ⑧ 浸水面積
津波によって浸水する陸域の面積

<各用語の模式図>



第7節 減災目標

第1 方針

県は、地震被害想定の結果を踏まえ、地震被害を軽減するための基本的な施策に取り組み、施策を効果的に実施していくため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく具体的な実施目標を定め、自助・共助・公助の考えをもとに、市民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していくとしている。

市は、この目標に対してその達成を支えるべく、協力していく。

第2 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

第3 施策体系

いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

| 施策体系 | |
|------|----------------|
| 1 | 命を守る対策 |
| | ア 建物倒壊対策 |
| | イ 土砂災害対策 |
| | ウ 津波浸水対策 |
| | エ 地震火災対策 |
| | オ 落下物等対策 |
| 2 | 生活と社会機能を維持する対策 |
| | ア ライフライン施設被害対策 |
| | イ 交通施設被害対策 |
| | ウ 避難者等への対応 |
| | エ 帰宅困難者等への対応 |
| | オ 物資等確保対策 |
| | カ 医療機能確保対策 |
| | キ 災害廃棄物等対策 |
| | ク その他の課題への対応 |
| 3 | 防災力の向上対策 |

第4 対策内容

1 命を守る対策

(1) 建物倒壊対策

ア 住宅・建築物等の耐震化

- 大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大

規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。

- また、県、市及び関係団体等が連携して、市内の住宅・建築物の耐震化を、引き続き計画的に促進する。

イ 病院の耐震化

- 病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。
- 災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

ウ 社会福祉施設の耐震化

- 社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き、整備補助により耐震化を促進する。

エ 公共施設等の耐震化

- 公共施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。

オ 警察庁舎の耐震化

- 耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を促進する。

カ 建築物等の老朽化対策

- 公共施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。
- 老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。
- 公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。
- AI/IoTなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。

キ 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

- 耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。

(2) 土砂災害対策

ア 土砂災害対策施設の整備

- 「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成30年7月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

イ 山地災害対策施設の整備

- 人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。
- 警戒避難計画の策定や山地災害危険地区の情報を公表するなど、県と連携して、市民の適切な避難実施に必要な情報の提供に取り組む。

ウ 土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進

- 市民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。
- がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、市民の自助の取組を支援していく。
- 長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、市民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や市民の避難誘導體制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を県と連携を図りながら更に推進する。

エ 宅地耐震化の推進

- 大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

オ 農地・森林等の保全の取組

- 農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。
- 森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、市民生活に影響の大きい森林を整備する。さらに、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、市民参加の森づくりを推進する。

(3) 津波浸水対策

ア 津波・浸水・高潮対策施設の整備

- 高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国、県直轄事業との連携を図りながら、河川・海

岸整備を更に推進していく。

- 背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国、県直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。
- 海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。
- 津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、広島沿岸海岸保全基本計画に基づく施設の整備を支援する。
- 漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。

イ 津波避難体制の整備

- 津波被害が生じるおそれのある地域については、緊急避難場所（高台、津波避難ビル等）を指定するとともに、円滑に避難できるよう、避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の指定、避難指示のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画を策定する。
- 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深30cm以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者）の監督部局及び関係団体と連携し、計画の策定に努める。
- また、南海トラフ地震における時間差発生等における円滑な避難の確保に関する事項が明示されていない策定者に対して、監督部局及び関係団体と連携し、計画への記載を要請する。
- 地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においては、お互いに避難を呼び掛けるなどの体制を整備するよう、引き続き自主防災組織等の取組を支援する。

ウ 津波避難意識の向上等

- 市民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて、県が行う「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を支援する。
- 高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国、県から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域図の作成を支援する。
- 市民が高潮における危険箇所等を知り、円滑かつ迅速な避難を行うため防災情報を提供する「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。
- ハザードマップを活用した避難体制の確立や、市民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など、県など関係機関と連携し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

(4) 地震火災対策

ア 装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備

- 消防本部及び消防署（常備消防）については、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

イ 消防団の充実・強化

- 消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取り組みについて、モデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

ウ 自主防災組織の充実・強化

- 防災リーダーの養成及び技能の向上など、県と連携し、自主防災組織の活性化や設立に取り組む。
- 県と市が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼び掛けを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

エ 市街地での防災機能の確保等

- 雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。
- 地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。
- 大規模災害発生時に、市街地で必要となる避難地の確保を図るため、県の指導・助言を受けながら、都市公園等の整備等を推進する。

(5) 落下物等対策

ア 既存建築物等の総合的な安全対策

- 県と連携して通学路沿いなどをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うなどによりブロック塀の安全対策を引き続き推進する。
- 管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、県と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。
- 既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組について、県と連携を図りながら引き続き推進する。

イ 家具固定の促進

- いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、報道機関等との連携による普及啓発をはじめ、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進していく。

2 生活と社会機能を維持する対策

(1) ライフライン施設被害対策

ア 水道施設の耐震化等供給体制の強化

- 水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）に対し、耐震化計画及び上下水道耐震化計画を策定し、配水池の土砂流入防止対策、水道施設や水道管の耐震化対策等を促進する。

イ 供給体制等の支援

- 広島県水道広域連合企業団の実施する計画的な水道管、水道施設の更新・耐震化、水の安定供給を図る取組等について支援する。

ウ 下水道施設の防災・減災対策

- 市における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった対策を行う。
- 流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化などの防災対策を進める。
- 災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。

エ 電力設備の耐震化

- 電気事業者において、発電設備、変電設備、配電設備の耐震化を図る。

オ 通信施設の整備

(ア) ケーブルの2ルート化・分散収容の推進

- 被災時の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。

(イ) ケーブルの地下化・洞道への収容替え

- 地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。

(ウ) 中継ケーブルの信頼性向上

- 交換機等を収容するビル相互間を結ぶ中継ケーブルについて、洞道等地下化・2ルート化・ループ化を推進するとともに、無線方式の併用により、さらに信頼性の向上を図る。

カ 都市ガス分野の耐震化

- 低圧本支管に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合を高める。

(2) 交通施設被害対策

ア 災害に強い道路ネットワークの構築

- 災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む。）における法面对策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

-
- 緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を促進する。
- イ 交通安全施設等の整備
- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を引き続き推進する。
 - 大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。
- ウ 港湾を利用した緊急輸送網の確保
- 港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国、県直轄事業との連携を図りながら、耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。
- エ 緊急輸送体制の整備
- バス事業者や船舶事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。
 - 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、市民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。
- (3) 避難者等への対応
- ア 要配慮者に対する支援
- 要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿の作成、定期更新や個別避難計画の早期策定に努める。
 - 社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、引き続き関係団体の連携を促進する。
 - 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所の確保に努める。
 - 避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークを基盤とした災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣体制の構築に努める。
 - 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き、案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。
 - 水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、県と連携し働きかけを行う。
- イ 心のケアなどの支援体制の整備・強化
- 災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」の受入れができるよう、体制の整備に努める。
 - DPAT（災害派遣精神医療チーム）関係者との連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療福祉ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制の整備に努める。
 - 各避難所の環境・運営改善を進めるため、県と連携して、設備環境、レイアウト

ト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う。

- 避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。
- 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みの整備に努める。
- 被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。
- 災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、サロン活動等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。

ウ 被災者の住宅確保

- 建設型応急住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。
- 賃貸型応急住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。

エ 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

- 関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。
- 余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に引き続き努める。

オ 避難所の防災機能強化

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する。

カ 避難先の確保

- 公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、引き続き、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用に努める。

キ 分散避難の啓発

- 市民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。

ク 特定動物や被災動物への対応

- 放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるよう、引き続き、災害時の被災動物等への対応体制を整備する。

-
- ペットの同伴避難等について、引き続き、県、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めていく。
- (4) 帰宅困難者等への対応
- ア 帰宅困難者対策の周知
 - 徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、市民や企業等に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。
 - イ 事業所等との協定
 - 協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。
- (5) 物資等確保対策
- ア 非常用物資の備蓄の推進
 - 応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について、引き続き見直しを行う。
 - イ 物資調達・供給の連携体制の整備
 - 災害時には、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難になることが予想されるため、市と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。
 - 災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について、引き続き働きかけを行う。
 - 災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく。
 - ウ 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備
 - 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。
- (6) 医療機能確保対策
- ア 医療救護体制の強化
 - 大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を引き続き促進する。
 - EMIS（広域災害救急医療情報システム）、J-SPEED（災害診療記録）等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備について、

県の取組を支援する。

- 災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。
- 災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。
- 定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。

イ 病院の防災機能強化

- 災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び速やかに補給できる体制確保のための取組を推進する。

ウ 医療・介護人材の育成

- 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、県や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。

エ 福祉支援ネットワークの構築

- 災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」内で医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。

オ 感染症対策の司令塔機能の整備

- 疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成していく。
- 新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受入順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、役割分担・連携による万全の患者受入体制構築を図る。
- 感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、感染症のリスクや感染防止のための行動などを市民等で共有して理解を深め、総合的な感染症対策に努める。

カ 予防接種の促進

- 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的予防接種の周知を図るとともに、接種を促進する。

キ 検査体制の強化

- 感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査を行う。

ク 遺体への適切な対応

- 広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保に努める。
- 遺体安置場所における感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、県等との連携を推進する。
- 迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を

-
- 引き続き行う。
- 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づいた県の広域火葬体制整備を支援する。
- (7) 災害廃棄物等対策
- ア 災害廃棄物処理計画に基づく対応
- 「広島県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月策定)及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル(第3版)」(令和5年9月)を基に、県と連携して、関係団体等を対象とした研修・図上訓練の継続的な実施に協力するとともに、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取組を支援する。
- イ 浄化槽対策
- 災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を引き続き行う。
 - 指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や浄化槽台帳の整理等に努める。
- (8) その他の課題への対応
- ア 石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上
- 石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。
- イ 有害物質流出対策
- 全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。
 - 汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領(水質汚染事故・大気汚染事故)により、速やかに消防・市・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。
 - P R T R法(化学物質排出把握管理促進法)により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握する。
 - 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。
 - 毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を支援する。
- ウ 文化財の保護
- 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案に努める。
 - 所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。
- エ 孤立化防止のためのインフラ整備

- 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。
 - 離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設のインフラ整備を支援する。
 - 陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。
- オ 農業用ため池、水利施設等の老朽化対策
- 地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、ハザードマップの作成と公表に努める。
 - ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を支援する。
 - 定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備する。
 - 水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。
- カ 地すべり防止施設、集落排水施設、農道の老朽化対策
- 地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。
 - 基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。
- キ 事業継続の取組の推進
- 地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発していく。
- ク 業務継続性の確保
- 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月 内閣府）、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月 内閣府）等を活用して、「業務継続計画（BCP）」の策定を進める。
 - 災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源について、72時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備に努める。
- ケ 執務環境、実施体制の維持確保
- 各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を引き続き推進する。
 - 各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないように、引き続き、ネットワーク機器の移設・更新等を検討する。
- コ 治安の維持
- 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとと

もに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

- 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーの派遣を依頼し、警戒・警ら活動に協力する。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官の派遣を依頼し、避難所等における相談の受理や防犯指導等に協力する。
- 被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。

サ 事業用地の確保

- 事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。
- 所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を検討するとともに現在、国において手続が進められている民法及び不動産登記法等の改正について、その動向を注視し、利用可能な制度の活用を図る。

シ 水産業の生産基盤等の災害対応力強化

- 漁業関係共同利用施設については、災害対応力の強化を図る。
- 大規模災害発生時には、迅速に漁場機能の回復を図るため、県が実施する干潟の耕耘や海底堆積物の除去等を支援する。
- 安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を促進する。

3 防災力の向上対策

(1) 自助・共助の取組強化

- 災害に備えて日頃から行うべきことや、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを記載する「ひろしまマイ・タイムライン」（自らの防災行動計画）の普及促進をはじめ、家庭における災害に備えた備蓄の促進等、「自助」「共助」の取組を一層推進する施策に取り組んでいく。
- 企業訪問や企業向け研修会などを通じた、ポータルサイト「はじめの一步」を活用した防災学習の促進、出前講座・訓練への参加促進や先進事例の紹介を引き続き行う。
- 地域で行われる防災教室等への市民の一層の参加を促進するとともに、子育てサークルや高齢者サロン等における防災教室の担い手育成などの取組を通じて市内の地域コミュニティにおける、防災教室等への参加の呼び掛けを引き続き促す。
- 小中学校や自主防災組織等を対象に、防災知識の向上や災害の教訓を次世代へ伝承するため、VR等の模擬体験によるリアリティを高めたツールや、過去に発生した災害写真などのアーカイブの活用を図るなど、効果的な防災教育を実施する。

(2) 災害情報伝達手段の多様化

- 市民に対し、防災情報メールの効能のほか、その登録方法などについても、継続的に分かりやすく説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などにもこれまで以上に取り組む。なお、受け手側に、より能動的に情報収集していただくことも重要であると考えられるため、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

（3）情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

- 迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に活用する。
- 地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続する。
- 大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に活用するとともに、老朽化した通信設備の再編整備・多重化・耐震化を検討する。
- 大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し、各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進する。
- AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や県・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで市民に発信できる仕組みを構築する。

（4）災害対処能力の向上

- あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、県や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築する。
- また、関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組む。
- 県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。
- 災害時の対処能力の向上を図るため、チェックリストを用いて、初動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備、実効性確保のための訓練の実施に努める。
- 装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。
- 災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。

（5）広域応援体制の構築

- 県は、大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、県と連携して、支援・受援の内容について実効性を高めるための取組を支援する。

-
- 市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、県や他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みの整備に努める。
 - 県等からの医療職、技術職等の応援職員の受入体制の整備に努める。
 - 災害の状況に応じて、県が派遣する職員等を通じて、被災市町の支援ニーズを的確に掌握し、県と連携しながら対応する。また、派遣に当たっては、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。
- (6) ボランティア体制の構築等
- 社会福祉協議会等と連携して、研修を強化するなど、災害ボランティアに係るノウハウ等を更に充実させる取組を推進する。
 - 迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を育成する。
 - また、地域組織と市社会福祉協議会との連携を進めるとともに、広域災害時に重要となる市社会福祉協議会と県社会福祉協議会との緊密な連携を図る。
 - 感染症流行時に、被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう、感染症対策の徹底に留意した適切な対応に向けて、市と市社会福祉協議会等との連携を図る。
- (7) 災害に強い都市構造の形成
- 産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を、引き続き関係部局で実施する。
 - 平成27年3月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図る。
- (8) 平時からの連携体制構築
- 在宅医療・介護連携や生活支援など、災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。
 - ライフライン施設の迅速な復旧により、市民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (9) 地籍調査の推進
- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要なため、緊急性の高い地域における地籍調査の優先的な実施に努める。
- (10) 建設業の担い手確保
- 建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を引き続き推進する。
- (11) デジタル技術を活用した生産性の向上
- AI/IoTなどのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理するICT活用工事やBIM/CIMを推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。

第5 対策の推進等

各防災関係機関は、地震被害を軽減するため対策を主体的に推進するものとし、これらの対策は、必要に応じて見直しを行う。

第2章 災害予防計画

第1節 防災まちづくりに関する計画

第1 方針

大規模地震・津波発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、市は、各防災関係機関との相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、市民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での、密集市街地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、密集市街地の計画的な再開発により災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、広域的・総合的に防災性の高いまち構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに組み込むべきものがあるため、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

第2 防災上重要な公共施設の整備

1 防災上重要な建築物の整備

(1) 市有建築物の耐震性・津波災害対策の向上

市は、市役所、市民センター、支所、学校、保育施設、交流プラザ、公民館など災害時に災害対策本部、避難所等の防災活動拠点となる市有施設や防災行政無線等の通信施設の耐震性・津波災害対策の向上を図り、倒壊及び浸水防止に努める。

また、防災上重要な公共建築物の管理者は、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム等を含め非常用電源等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。

(2) 防災拠点施設の整備

ア 災害対策活動拠点及び避難対策拠点等に、計画的に食料、生活必需品等の備蓄、耐震性貯水槽の設置、非常用自家発電装置等の整備を図る。

イ 避難路となる歩道、避難場所、避難所となる公園や公共施設の出入口等の段差解消を図るとともに、公共施設内への手すり等の設置を推進する。

ウ 災害時における関係機関との連絡手段の整備を推進する。

エ 市は、公共施設を整備する場合は、防災拠点として活用できる施設・設備の整備に努める。

| | |
|-----|--------------|
| 資料編 | ・耐震性貯水槽の設置状況 |
|-----|--------------|

(3) 民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

市は、県と連携して医療機関、スーパーマーケットといった民間の防災上重要な建築物や不特定多数の人が集まる施設について、耐震性の調査、耐震補強方法に関

しての民間建築関係団体等の指導に努める。

また、各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊及び浸水防止に努める。

(4) 学校の津波対策

市は、津波浸水想定地域における児童生徒の安全確保のため、高台等へ通じる避難路の整備等地域の実状に応じた対策に努める。

2 緊急輸送道路の整備

(1) 橋梁の耐震性の向上

緊急輸送道路に選定される道路の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架け替え等を行う。

(2) 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

県は、災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、国道及び幹線道路の整備を進め、県内各市町の中心部を結ぶ多重ネットワークを構築している。緊急交通路に選定された道路については、重点的に整備を進める。

本市における県指定緊急輸送道路は、次表のとおりである。

<県指定緊急輸送道路>

| 分類 | 路線名 | 区間 |
|-----------|-------------|---|
| 第1次緊急輸送道路 | 一般国道487号 | 早瀬大橋～市役所前交差点(高田沖美江田島線交点) |
| | 江田島大柿線 | 大君交差点(国道487号交点)～市消防本部 |
| 第2次緊急輸送道路 | 一般国道487号 | 小用港～江田島町宮ノ原3丁目(石風呂切串線交点) |
| | 一般国道487号 | 市役所前交差点(高田沖美江田島線交点) ～能美町高田(高田沖美江田島線交点) |
| | (主)江田島大柿線 | 市消防本部～世上口交差点(国道487号交点) |
| | (主)高田沖美江田島線 | 永田川橋東詰交差点(国道487号交点)～鹿田公園 |
| | (主)高田沖美江田島線 | 市役所前交差点(国道487号交点) ～江南交差点(江田島大柿線交点) |
| | (一)石風呂切串線 | 江田島町宮ノ原3丁目(国道487号交点)～切串港 |
| 第3次緊急輸送道路 | 一般国道487号 | 江田島町宮ノ原3丁目(石風呂切串線交点) ～津久茂公園 |
| | (一)鷺部小用線 | 秋月トンネル部 |

(3) 緊急輸送ヘリポートの整備

ヘリコプターによる人員・患者・物資の搬送を行うため、災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。

(4) 沿道建築物の耐震化対策の推進

県及び市は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

市は、耐震改修促進計画を定め、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

3 河川・海岸の整備

東日本大震災による地震・津波被害を踏まえた広島沿岸海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い箇所から整備する。

(1) 津波対策

次の2つのレベルに分け、対策を行う。

ア レベル1【比較的発生頻度の高い津波】

最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、施設整備を進める。

イ レベル2【最大クラスの津波】

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波に対しては、住民の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な対策を講じる。

また、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上など、減災の観点から施設整備を進める。

(2) 耐震対策

地震による浸水被害を防止するため、ゼロメートル市街地堤防等における耐震性の向上を目的とした施設整備を進める。

(3) 消火用水、生活水の確保

河川水・海水を緊急時の消火用水、生活用水として活用するため、各施設管理者と協議して雨水貯留施設、車両が進入できるスロープ護岸、取水ピット、せせらぎ水路網等の整備を図る。

4 港湾の整備等

(1) 港湾の整備

災害時に被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速かつ確実な輸送を確保するため、小用港、大柿港、鹿川港、中田港、三高港について県に整備の推進を働きかけて耐震岸壁を順次整備するとともに、避難場所となる港湾ターミナル周辺を活動拠点として順次整備する。

なお、小用港の小用棧橋、大柿港の大君棧橋、中田港の中町フェリー接岸施設、三高港の神社前IV棧橋については大規模地震対策施設となっている。

| | |
|-----|---------|
| 資料編 | ・ 港湾の現況 |
|-----|---------|

(2) 海上緊急輸送ネットワークの構築

早瀬大橋又は音戸大橋等が使用不能となり、陸路による本土への連絡路が途絶した場合において、海上輸送が必要となるため、前記(1)の整備に併せて、緊急輸送道路ともアクセスできる海上緊急輸送ネットワークを県と連携して構築する。

第3 住宅、建築物等の安全性の確保

1 一般建築物の耐震性の向上

(1) 建築物の耐震性の向上

広島県耐震改修促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高

いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、広報誌等により耐震工法・耐震補強等の重要性を周知し、国の方針に沿ってさらなる技術の開発・普及に努める。

（2） 居住空間内外における安全確保

ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒のおそれがある家具類の固定を促進する。

イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

2 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

市は、耐震性の調査、耐震補強を計画的に実施するとともに、所有者等に対しては耐震性の調査、耐震補強方法に関しての指導に努める。

| | |
|-----|---------------|
| 資料編 | ・ 江田島市指定文化財一覧 |
|-----|---------------|

3 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。

また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

4 市営住宅の改修・建替の推進

既設市営住宅については、昭和55年以前に建設された住宅を中心に耐震診断、改修を行うとともに、市街地の防災性の向上を図るため、住宅密集地に重点を置いて老朽市営住宅の建替を推進する。

5 土砂災害の防止対策の推進

がけ崩れ、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域等が集中している地区について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路等防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等を、県に対して強力に働きかけるとともに、住民に対しては土砂災害のおそれがある箇所等についての情報提供を行う。

また、市は土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

第4 ライフラインの整備

1 上水道

災害時の被害を最小限とするため、市、水道事業者等は連携し、水道施設の耐震性及び津波災害対策の向上に努めるとともに、水源の多系統化、配水池容量の増強や水運用ラインの強化、事業者間相互の連絡管整備等のバックアップ機能を強化する。

また、主要配水池への緊急遮断弁の設置や避難場所への耐震性貯水槽の設置等を進めるとともに、被害の限定化や復旧の迅速化を図るため、配水ブロック化や配水コントロールシステムを導入するなどして、機動的な水道システムの構築に努める。

2 下水道（土木建築部下水道課）

既設の下水道施設について、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

広島県津波浸水想定図に基づき、下水道施設の各機能の重要度により求められる耐津波性能の確保を図るため、必要に応じて対策工事を推進する。

3 電力（中国電力ネットワーク株式会社呉ネットワークセンター）

（1）耐震性及び津波災害対策の向上

変電設備については、その地域で予想される地震動及び広島県津波浸水想定図に基づく津波浸水域などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計する。

送電設備、配電設備の架空電線路については、氷雪、風圧及び不平均張力によって設計する。

地中電線路については、軟弱地盤箇所の洞道、大型ケーブルヘッド及びマンホール内のケーブル支持用ポールについて耐震設計を行う。

（2）災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図る。

4 通信（NTT西日本中国支店）

（1）電気通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれのある地域について、耐水構造化を行う。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域について、耐風・耐火構造化を行う。

ウ 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

（2）電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 大都市において、とう道網（共同溝）を構築する。

エ 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。

キ 移動体通信設備の高信頼化

第5 防災性の高い都市構造の形成

市は、市の災害危険度を把握したうえで、防災関係機関や市民の理解と協力を得て、防災まちづくり計画を策定し、本地域防災計画に位置付けるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるよう努める。

また、立地適正化計画の策定に当たっては、災害リスクを十分考慮した上で居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策、安全確保対策を定

める防災指針を位置付けるものとする。災害のおそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで、災害に強い土地利用を推進する。

1 防災上重要な公共施設等の整備

（1）防災公園等の整備

市は県と連携して、災害発生時には避難場所ともなり、又火災発生時には焼け止まり効果があるオープンスペースを各地区に適正に配置するため、都市公園等公園の整備促進を図る。

（2）避難路ネットワークの整備

地域住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所へのルート複数化など避難路ネットワークを計画的に整備する。

（3）防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発を推進する。

（4）防災活動拠点の整備

災害時に防災活動拠点となるヘリポートや救援物資集積場所等を平素から整備するとともに、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討を進める。

資料編 ・ヘリコプター離着陸場一覧

<救援物資集積場所>

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------|-----------------|--------------|
| 江田島市スポーツセンター | 江田島市能美町中町3699-2 | 0823-45-5460 |

（5）民間事業者への支援

広場、緑地等防災機能を有する施設の整備を伴う民間のまちづくりに対して、優良建築物等整備事業や各種融資制度の活用等により積極的な支援を行う。

（6）所有者不明土地の活用等

県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

2 不燃化の促進

（1）建築物の防火の促進

公共建築物については、新築、増改築等の際に耐火構造にするとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善に努めるものとする。

また、新築、増改築等の建築物についても、江田島市消防本部は、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導啓発に努めるものとする。

（2）延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため、道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

（3）住宅密集地における防災性の向上

本市は、狭隘な可住地域に住宅が密集している状況にあるため、これらの住宅密

集地について防災性の向上を図るとともに、土地の高度利用や都市機能の更新を図るための事業、公共施設の整備改善を目的とした事業等を推進して、防災機能の充実及び良好な居住環境の確保を図るものとする。

第2節 市民の防災活動の促進に関する計画

第1 方針

市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらに当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

なお、防災ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性にに基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 防災教育

地震・津波災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共の団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）及び防災業務に従事する者のみならず、市民等に徹底することにより、地震・津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

1 実施責任者

災害予防責任者

2 実施内容

(1) 防災思想の普及、徹底

市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震・津波など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めることが重要である。災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催等により、防災教育を実施する。

(2) 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市及び県は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、地震災害時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果の他、地震・津波（広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・到達時間等を含む。）についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、集会施設等や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

市、県、国は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ア 普及啓発内容

- (ア) 想定される地震・津波被害と防災・減災対策による被害軽減効果
- (イ) 地震・津波に対する地域住民への周知
- (ウ) 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など

<地震のときの心得>

- a 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- b 火の始末は揺れが収まってから、やけどをしないように落ち着いて行うこと。
- c テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線により、気象台等が発表する津波警報等や地震・津波に関する情報を入手すること。
- d 海岸にいるときに強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間のゆっくりとした揺れを感じたら、津波のおそれがあるので直ちに高台へ避難すること。
- e 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- f 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、崖崩れのおそれがあるので注意すること。
- g 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなるおそれがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- h 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- i 地震・津波のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- j 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り7日分程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

<津波に対する心得－陸地にいる人の場合>

- a 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。

なお、避難に当たっては、徒歩によることを原則とする。

また、避難に当たっては、自ら率先して避難行動を取ることが、他の地域住民等の避難を促すことに繋がることにも留意する。

- b 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに沿岸部や川沿いから離れ、急いで高台などの安全な場所に避難すること。
- c 正しい情報をラジオ、テレビ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、広報車等を通じて迅速に入手すること。
- d 津波注意報でも、危険があるので、海岸には近づかないこと。
- e 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があるため、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

＜津波に対する心得－船舶の場合＞

- a 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても、長い時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- b 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに港外（注1）に退避すること。
- c 港外退避ができない小型船は、高い所に引き上げて（注2）固縛するなど最善の措置をとること。
- d 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手すること。
- e 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除になるまで気をゆるめないこと。

（注1）港外：水深の深い、広い地域

（注2）港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

- (エ) 地震・津波に対する一般知識
- (オ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- (カ) 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (キ) 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
- (ク) 災害情報の正確な入手方法
- (ケ) 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- (コ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (サ) ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- (シ) 自動車運転時の心得
- (ス) 救助・救援に関する事項
- (セ) 安否情報の確認に関する事項
- (ソ) 津波浸水想定図
- (タ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (チ) 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- (ツ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得

- (テ) 高齢者、障害者などへの配慮
- (ト) 避難行動要支援者に対する避難支援
- (ナ) 各防災関係機関が行う地震災害対策
- (ニ) その他必要な事項

イ 実施方法

- (ア) ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- (イ) テレビ、ラジオ、防災行政無線等放送施設の活用
- (ウ) 新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用
- (エ) 映画、スライド等の活用
- (オ) 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- (カ) その他の方法

(3) 職員に対する教育

市及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震・津波教育の周知徹底を図る。

- ア 地震・津波に関する一般的な知識
- イ 地震・津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 地震・津波防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後地震・津波対策として取り組む必要のある課題

(4) 児童生徒等に対する教育

市は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震・津波に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

(5) 自動車運転者に対する啓発

市及び県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震・津波発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

(6) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、道路、船舶等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震・津波災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

(7) その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

第3 防災訓練

地震・津波災害について、定期的に防災訓練を実施し、地震・津波災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとする。

1 実施責任者

災害予防責任者

2 実施内容

(1) 防災訓練の実施

ア 市は、防災関係機関、自主防災組織、企業及び市民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、道路啓開、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用、他の市町との広域応援等とする。

想定する訓練地震は、広島県地震被害想定 of 想定地震とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

イ 各防災関係機関は、それぞれ防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

ウ 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

(2) 職員の動員訓練

市は、地震・津波災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(3) 通信運用訓練

市は、地震・津波災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

(4) 津波避難訓練

ア 市及び防災関係機関は、津波避難訓練を適宜実施する。

イ 避難訓練の実施主体は、企業、市民、市、消防本部、消防団、自主防災組織に加えて漁港関係者、港湾関係者、海岸付近の観光及び宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

ウ 避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、津波浸水想定地域、避難場所及び避難路の確認及び避難場所への避難、水門・陸閘等の点検等を実施するものとする。

(5) 防災訓練に対する協力等

ア 県及び市は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

イ 各防災関係機関は、市が実施する防災訓練に積極的に協力する。

3 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

(1) 大規模災害発生時における防災関係機関、市民、企業及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練

(2) 大規模災害発生時における市及び防災関係機関との連携強化を図るための図上訓練

第4 消防団への入団促進

1 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方策を検討し、市民のさらに幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

2 実施内容

市は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

- (1) 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進
- (2) 女性消防団員の入団促進
- (3) 大学生等の若年層の入団促進及びOB消防職団員等の入団促進
- (4) 消防団員の活動環境の整備
- (5) 消防団と事業所の協力体制の推進

第5 地区防災計画の策定等

1 市内の一定の地区内の市民及び事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

2 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第6 自主防災組織の育成、指導

1 目的

地震・津波災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

2 実施内容

市は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導
- (2) リーダー養成のための講習会等の開催
- (3) 情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導
- (4) その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

3 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織は、既存のコミュニティである自治会等を活用する。
- (2) 昼間と夜間とで人口が異なる地域においては、昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

4 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画案等に基づき、平常時及び地震災害時において、効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集及び伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及
- ウ 防災訓練の実施
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災資機材等の備蓄、整備

(2) 地震・津波災害時の活動

- ア 被害の状況等情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 避難行動要支援者の避難支援
- オ 救出救護活動
- カ 給食給水や救援物資の配給への協力

5 県の協力・支援

県は、市の行う自主防災組織の育成や、活動の核となる防災に関する専門的知識・技能を有する人材の養成等、自主防災組織の活性化に関する活動に積極的に協力する。また、他の団体が実施する事業による資機材や活動拠点の整備促進等を支援する。

第7 ボランティア活動の環境整備

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

- 1 県及び市は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 2 県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。
- 4 県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

5 県及び市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、県及び市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

6 市社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援及びリーダーの育成に努め、市はそれを支援する。

7 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、県、市町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びボランティア団体等で構成する「広島県被災者生活サポートボラネット」において、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努める。

第8 企業防災の促進

企業は、地震・津波災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において地震・津波災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、市・県との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、市及び民間団体は、こうした取り組みに資するため広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果を含む情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や地域の防災訓練への積極的な参加の呼び掛け、防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

市、商工会は、事業継続力強化支援計画を作成（令和3年2月15日広島県認定（令和4年6月15日（変更））し、中小企業等による取組等の防災・減災対策の普及を促進することとしており、今後は、当該計画に基づき、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握し、速やかな復旧支援に努めるものとする。

第9 市民運動の推進

市民、自主防災組織等、事業者、市及び県が相互に連携し一体となって、市民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることや、普段から災害に備えるための行動をとることで、減災の推進を図ることを目的とした市民運動を推進する。

1 災害から命を守るための行動目標

- (1) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。
- (2) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。
- (3) 自ら判断して適切な行動をとること。

2 普段から災害に備えるための行動目標

- (1) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。
- (2) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

第3節 調査・研究に関する計画

第1 方針

この計画は、地震・津波災害の被害を最小限にとどめるために、地震・津波災害について常時必要な調査研究を行うことにより、災害予防対策並びに災害時における応急対策及び復旧対策等に万全を期すこととする。

第2 実施項目

- 1 県及び防災関係機関が行う地震・津波災害の原因及び地震災害に対する措置等について科学的、技術的な調査研究に協力する。
- 2 調査研究の結果の公表

第3 地震・津波被害想定調査及び災害危険度判定調査

- 1 県は、県内に大きな被害を与える可能性の高い地震・津波を想定し、被害想定調査を実施する。この調査の結果は、県の地震災害対策の基礎データとするとともに、市や防災関係機関等へも資料を提供して、その活用を図ることとする。
- 2 市は、県が実施する地震・津波被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した市街地の地震・津波に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを市民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

第1 方針

市は、地震・津波が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策が実施できるよう、必要な備えを行っていくものとする。

第2 災害発生直前の応急対策への備え

1 配備動員体制の整備関係

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また、地震・津波の規模によっては災害対策本部が設置される市役所が被災することもあるため、あらかじめ次の事項について定めておくとともに、本部員、市職員の他、防災関係機関に対しても周知しておくものとする。

- (1) 市災害対策本部の本部長、副本部長、各実施部長については、あらかじめ職務代理者を定めておく。
- (2) 市長は、あらかじめ災害対策初動要員を指名するとともに、職員の参集基準を明確にするなど初動体制を確立するとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。
- (3) 各実施部は、災害対策本部が設置された場合における各実施部、各班の担当事務、配備体制等について、措置すべき要領をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底させておくものとする。
- (4) 業務継続性の確保

市は、地震・津波災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

さらに、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

2 緊急地震速報の伝達関係

県及び市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

市は、市民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3 津波警報等の伝達関係

- (1) 市は、市民等に対して津波警報等が迅速に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール機能を含む。）、SNS、インターネット、アマチュア無線等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- (2) 市は、津波警報等、避難指示等を市民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。
- (3) 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、市民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

4 市民等の避難誘導関係

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、市民への周知を図るものとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定・周知

市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、市は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、市民等へ周知を図り、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

(2) 指定避難所の指定・周知

市は、公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、また、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、平常時から指定避難所の場所、収容人数等について市民等へ周知を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

ア 指定避難所

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

イ 福祉避難所

(ア) 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

(イ) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者及び施設管理者に対して円滑かつ正確な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

(ウ) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

| | |
|-----|------------------|
| 資料編 | ・ 指定緊急避難場所、指定避難所 |
|-----|------------------|

(3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、市民の意見を取り入れた避難路の選定を図るものとする。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難路の選定の基準は、概ね、次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

避難路の幅員は、概ね6 m以上の幅員を有する道路を選定する。（避難住民の安全性を確保するため、緊急車両及び一般車両の通行規制等を行う必要がある。）

イ 避難路は、相互に交差しないものとする。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水、高潮等による浸水や土砂災害等も考慮し、海岸、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しないものとする。

(4) ハザードマップの作成・周知

市は、地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深、地震・津波災害の程度に関する事項、指定緊急避難場所等に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップを作成し、市民に周知する。

ハザードマップの作成に当たっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に作成するものとする。

なお、ハザードマップには次の事項を記載するものとする。

ア 市地域防災計画において定められた地震・津波災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法

イ 指定緊急避難場所に関する事項

ウ その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項

エ 津波浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

(5) 避難計画の作成

ア 病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の設置者又は管理者等は、あらかじめ指定緊急避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。

イ 保育施設、小・中学校等保護を必要とする園児・児童生徒等がいる施設（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(ア) 学校等においては、園児・児童生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

(イ) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

ウ 県及び市は、居住者等が津波来襲時に適確な避難を行うことができるように津波浸水想定図等を作成し、津波浸水想定区域について事前に把握し、市民等に周知するものとする。

エ 市は、津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地区」という。）を明示するとともに、避難対象地区別の指定緊急避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。

さらに、市民が自ら作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

(6) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は派生するおそれのある場合に自ら避難する

ことが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民等と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、市は、広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到着時間等を考慮し、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練となるよう努めるものとする。

5 水防業務従事者等の安全確保対策

市は、水防業務従事者等や避難誘導に当たる者が危険を回避できるよう、津波到達時間内での水防対応や避難誘導に係るマニュアル等を策定するものとする。

第3 災害発生後の応急対策への備え

1 災害情報の収集・被災者等への的確な情報伝達関係

(1) 情報ネットワーク等の整備

市は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達できるシステムの構築に努めるものとする。

また、災害時に指定避難所となる小・中学校等施設との情報連絡についても、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

(2) 防災行政無線等による情報伝達

市は、平素から防災行政無線等の市保有の通信施設の整備点検に努めるとともに、防災行政無線による伝達やインターネット等の情報ネットワークの活用などにより、より細かな情報を正確かつ迅速に伝達する。

この場合において、要配慮者に対する伝達手段、伝達方法について十分考慮するものとする。

(3) 災害広報実施体制の整備

県及び市は、非常通信協議会とも連携し、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努める。

また、市は放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築する。

2 情報の分析整理

(1) 県及び市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(2) 県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。

- (3) 市等と県は連携し、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくように努めるものとする。

3 通信機能の整備関係

- (1) 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT西日本中国支店に災害時優先電話の申込み変更手続きを行うものとする。本市における災害時優先電話の設置場所は、資料編に掲げるとおりである。
- また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努める。

| | |
|-----|----------------|
| 資料編 | ・災害時優先電話設置施設一覧 |
|-----|----------------|

<災害時優先電話に関する周知事項>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にしておく。○平常時は他の電話機と同様に使用するが、災害時にあつては当該電話機は受信には使用せず、発信専用として活用することを徹底する。 |
|---|

- (2) 市は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備、防災行政無線、IP通信網、公共モバイルシステム等のシステムの構築及び多重化・耐震化を進めるとともに、防災行政無線等の無線通信ネットワークに関しても、多重化・耐震化について努めるものとする。
- また、他の防災関係機関の所有する無線局について、あらかじめその実態を把握し、その利用について協議して、マニュアルを作成しておくものとする。
- さらに平素から地域内のアマチュア無線局の状況を把握するよう努め、災害時において非常通信の協力依頼ができるよう連絡体制の確立に努めるものとする。
- (3) 県及び市等は、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、国、県、市、消防本部等を通じた一体的な整備に努めることとする。
- (4) 県及び市は、地震・津波災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要施設の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。
- (5) 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うため、移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。
- この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進するものとする。
- (6) 防災関係機関は、通信施設について、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬型無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

(7) 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の定期的な訓練等を実施し、平常時からの連携体制の構築を図るものとする。

(8) 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努める。

4 初動体制の重視

阪神・淡路大震災においても、発災後の数時間あるいはその後の数日間程度の初期の段階における対応が被害の拡大を防ぐうえで非常に重要であったことが指摘されている。

また、津波による人的被害を軽減するためには、特に大津波警報・津波警報や津波注意報の伝達や避難指示等の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要である。

このため、職員の初動配備体制、災害情報・被害状況の収集把握、避難措置、道路啓開、応援要請、交通規制等の初動の対応に関し「職員初動マニュアル」を作成、配布し、その周知徹底を図っていく。

5 自衛隊災害派遣関係

(1) 市は、総務部総務課を自衛隊災害派遣部隊等の受入担当部署とし、平素から指定しておく。

(2) 市及び関係機関は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿营地を選定しておくものとする。

(3) 市及び関係機関は、平素から、ヘリポートを選定しておくものとする。

なお、ヘリポートを選定する際は、避難場所及び避難所との競合を避けることとする。

| | |
|-----|---------------|
| 資料編 | ・ヘリコプター離着陸場一覧 |
|-----|---------------|

6 医療、救護活動関係

(1) 市及び県は、地震・津波災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 県及び市は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

| | |
|-----|-----------------------|
| 資料編 | ・医療機関一覧 ・市内薬局・薬店一覧 |
|-----|-----------------------|

7 消防活動体制の整備関係

(1) 市は、大地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知しておくものとする。

ア 出火防止及び初期消火

市民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

イ 火災の拡大防止

大地震により火災が発生したときは、市民・自主防災組織・事業所等は、お互い

に協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

(2) 市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 大地震発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 大地震発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成等について定める。

ウ 大地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集の体制を定める。

エ 大地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

オ 救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

カ 緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、県及び防災関係機関との連携による実践的な訓練の実施に努める。

キ 大規模・特殊災害に対応するための高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

| | |
|-----|--------------|
| 資料編 | ・耐震性貯水槽の設置状況 |
|-----|--------------|

8 緊急輸送活動への備え

市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。

市町は、救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

道路管理者は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

9 相互応援協力関係

(1) 市は、次表のとおり関係機関と応援協定を締結しているが、大地震発生に備え、引き続き広域応援体制の整備推進に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

＜締結している協定＞

| 協定名 | 協定機関 | 協定内容 |
|----------------------------------|------------------------------|---|
| 広島県内広域消防相互応援協定書 | 県内全市町及び消防組合 | <ul style="list-style-type: none"> ・（自力では災害防ぎょが困難な場合の）消防応援 ・応援隊の派遣 ・車両、資機材等の提供等 |
| 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定 | 県内全市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・物資及び資機材の提供 ・医療、救護、応急復旧に必要な人員の派遣 ・施設の提供等 |
| 広島県内航空消防応援協定書 | 広島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・広島市によるヘリコプターを活用した応援 |
| 広島県防災ヘリコプター応援協定 | 広島県 | <ul style="list-style-type: none"> ・広島県によるヘリコプターを活用した応援 |
| 災害の際における江田島市と海上自衛隊第1術科学校との活動覚書 | 海上自衛隊第1術科学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・中央、鷲部、宮ノ原、津久茂、小用地区への災害派遣 ・市長との調整に基づく前号以外の区域への災害派遣 ・第1術科学校管理区域内への消防分団の出勤 |
| 災害の際における江田島市と海上自衛隊呉弾薬整備補給所との活動覚書 | 海上自衛隊呉弾薬整備補給所 | <ul style="list-style-type: none"> ・切串地区への災害派遣 ・市長との調整に基づく前号以外の区域への災害派遣 ・呉弾薬整備補給所管理区域内への消防分団の出勤 |
| 消防相互援助協約 | 在日米陸軍基地管理隊 | <ul style="list-style-type: none"> ・人員及び器材の相互援助のための派遣 |
| 災害時の医療救護活動に関する協定書 | 安芸地区医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の派遣 |
| 覚書 | 江田島町医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の派遣 |
| 災害時の医療救護活動に関する協定書 | 佐伯地区医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の派遣 |
| 覚書 | 佐伯地区医師会能美支部 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の派遣 |
| 災害時における水道水の相互応援に関する協定及び覚書 | 呉市 | <ul style="list-style-type: none"> ・相互応援給水 |
| 災害時における情報交換に関する協定書 | 中国地方整備局 | <ul style="list-style-type: none"> ・現地情報連絡員の派遣 |
| 出雲市・江田島市災害時相互応援協定 | 出雲市 | <ul style="list-style-type: none"> ・物資及び資機材の提供 ・医療、救護、応急復旧に必要な人員の派遣 ・施設の提供等 ・被災者の一時的受入れ ・被災した児童・生徒の受入れ ・ボランティアの調整等 ・災害時の情報発信協力 |
| 広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定 | 呉市、竹原市、東広島市、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活物資並びに資機材の提供 ・応急対策等に必要な物資及び資機材の提供 ・救護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供 ・救助及び応急対策等に必要な職員の派遣 ・災害時の情報発信協力 ・その他特に要請のあった事項への応援 |

| | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県内広域消防相互応援協定書 ・ 県内市町村の災害時の相互応援に関する協定 ・ 広島県内航空消防応援協定書及び覚書 ・ 広島県防災ヘリコプター応援協定 ・ 災害の際における江田島市と海上自衛隊第1術科学校との活動覚書 ・ 災害の際における江田島市と海上自衛隊呉弾薬整備補給所との活動覚書 ・ 消防相互援助協約（江田島市及び在日米陸軍基地管理隊） ・ 災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人安芸地区医師会） ・ 災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人佐伯地区医師会） ・ 災害時等における水道水の相互応援に関する協定及び覚書 ・ 災害時における情報交換に関する協定書 ・ 出雲市・江田島市災害時相互応援協定書 ・ 広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定 |
|-----|--|

(2) 県及び市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

10 危険物等災害応急対策関係

大地震・津波の発生に備え、事業所においては日ごろから関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

| | |
|-----|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災上注意すべき施設 ・ 危険物製造所等の状況 ・ 石油コンビナート指定地区の危険物製造所等の現況 |
|-----|---|

11 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

ア 指定避難所の開設・運営

市は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への普及に当たっては、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

県及び市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

- (ア) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備
 - (イ) 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、通信機器等
 - (ウ) 要配慮者に配慮した施設・設備
 - (エ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器
 - (オ) 食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）
 - (カ) 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
 - (キ) 指定避難所の電力容量の拡大
 - (ク) 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等
- ウ 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- エ 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。
- オ 県及び市は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(2) 住宅対策関係

市は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

地震・津波等により、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、市は、市民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。

また、市は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

地震・津波等により、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市は、学校区や自治会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。

- ア 避難所、集落、世帯での水、食料、日用品等の備蓄
- イ 防災行政無線、IP通信網、衛星通信など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

(5) 感染症の自宅療養者等対策

新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備え、市は、県西部保健所呉支所との連携の下、災害発生前から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

さらに、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

(6) 被災者支援等対策

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 上下水道施設の対策

ア 上下水道施設の耐震化

すべての水道事業者及び下水道管理者は、策定した「上下水道耐震化計画」に基づき、連携して上下水道施設の急所施設※1や重要施設※2に接続する水道・下水道の管路等について、耐震化を推進する。

イ 上下水道施設が被災した場合の対応

県、市町、水道事業者、下水道管理者及び重要施設の管理者は、急所施設や重要施設に接続する水道・下水道の管路が被災した場合に備え、被災状況の共有を図れるよう相互の情報連絡体制の整備に努めるとともに、被災時にはその状況に応じて、給水施設及び災害用トイレの確保・配備等を連携して実施し、速やかに重要施設の機能が確保できるよう努める。

※1 取水施設、浄水施設、配水池、下水処理場、ポンプ場など、その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設

※2 給水区域内かつ下水道処理区域内における災害拠点病院、避難所、防災拠点（警察、消防、県・市庁舎）など

12 救援物資の調達・供給活動への備え

県及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資、空調機器及びその燃料など被災地の実情や性差、要配慮者等のニーズにも配慮するものとする。

(1) 食料供給関係

ア 市は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 市は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

資料編 ・ 備蓄物資一覧

(2) 給水関係

市、水道事業者等は連携し、災害時に備えて次のとおり水道システム全体の安定性の向上に努めるものとする。

ア 水道施設の耐震性向上

(ア) 浄水場、基幹管路等基幹施設の耐震化

(イ) 老朽管路の更新等

イ 緊急時の給水確保

(ア) 配水池の増強

(イ) バックアップ機能の強化

(ウ) 応急給水拠点の整備

(エ) 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

ウ 迅速な緊急対応体制の確立

(ア) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法を明確にした計画の策定

(イ) 訓練の実施

(ウ) 広域的な相互応援体制等

特に、医療機関など優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

(3) 生活必需品等供給関係

市は被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品等を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

資料編 ・ 備蓄物資一覧

(4) 救援物資の調達・配送関係

県及び市は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物

資や物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品などの救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

(5) 燃料確保の備え

市は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、関係機関等との「災害時における石油類燃料の確保に関する協定」の締結に努める。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合には、災害応急対策に係る重要施設を有する事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。

13 倒木等への対策

県、市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

なお、事前伐採等の実施に当たっては、市と県の協力により行うものとする。

14 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

15 建設業等の担い手の確保・育成

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

16 空家状況の把握

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

17 男女共同参画部局等との連携

男女共同参画の視点からの対応について、防災担当部局、男女共同参画担当部局が連携し、平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

18 文教関係

(1) 避難計画の作成

学校長は、あらかじめ市教育委員会と協議のうえ、地震・津波災害など地域の状況を十分考慮して、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内外における避難所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

(2) 応急教育計画の作成

市教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障を来さないよう配慮する。

(3) 児童生徒に対する防災教育

市教育委員会は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、地震・津波の基礎的な知識及び地震・津波発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(4) 学校施設の耐震化

市は、できるだけ早い時期に、耐震化を完了させるよう取組みを進める。併せて、建物の天井材や外装材等の非構造部材の耐震化も進める。

(5) 地域の避難所となる場合の対策

ア 学校長又は社会教育施設の管理者は、被災者の避難所として使用される場合の受入場所・受入人員等の利用計画を作成する。

イ 学校長又は社会教育施設の管理者は、市長と協議のうえ、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(6) 教職員に対する研修

市教育委員会は、生徒等に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合

の対策等について、教職員の研修を行う。

(7) 社会教育等を通じた啓発

市教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震・津波防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から地域の地震・津波防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震・津波災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、施設等の耐震化の促進や文化財に対する防災知識の普及を図る。

| | |
|-----|---------------|
| 資料編 | ・ 江田島市指定文化財一覧 |
|-----|---------------|

19 リ災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にリ災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、リ災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

市は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討するものとする。

第4節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

第1 方針

防災関係機関は、津波が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

第2 津波災害警戒区域

本市は、県により津波災害警戒区域の指定を受けており、市地域防災計画において、次の事項を定めるものとする。

- 1 津波に関する予報等の伝達方法
- 2 避難場所及び避難経路に関する事項
- 3 避難訓練に関する事項
- 4 その他津波時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 5 津波災害警戒区域内に不特定かつ多数の者が利用する施設又は、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、津波が来襲するまでに当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、さらに次の事項を定めるものとする。
 - (1) 施設の名称及び所在地
 - (2) 当該施設への津波に関する予報等の伝達方法

第3 避難確保計画の作成

市地域防災計画にその名称及び所在地が定められたもの（以下「避難促進施設」）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

第4 住民等への周知等

県及び市は、市民等が自らの地域の津波に対するリスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい津波リスクの提供に努めるものとする。

市は、作成したハザードマップ等を配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、市民等へ周知するものとする。

第5節 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

第1 方針

大規模地震・津波の発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくものとする。

第2 災害対策資機材等の対象

- 1 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）
- 2 医薬品等医療資機材
- 3 防災資機材
 - (1) 救助・救難用資機材
 - (2) 消防用資機材
 - (3) 水防関係資材
 - (4) 流出油処理用資機材
 - (5) 陸上建設機械
 - (6) 被災建築物応急危険度判定資機材
 - (7) 被災宅地危険度判定資機材

第3 備蓄に関する基本事項

1 備蓄数量

備蓄数量は、市内に被害をもたらすと考えられる地震・津波を対象とし、県との役割分担及び地域特性を考慮するほか、「広島県地震被害想定調査報告書」や過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

2 備蓄品目の選定

地震・津波発生時の季節、気象、時間帯等の条件は事前に特定できないため、近年発生した地震・津波の教訓を参考に、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等市民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

3 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、各家庭・企業、市、県が行うものとする。

(1) 各家庭、企業

各家庭、企業は、食料、飲料水及び生活必需品等について3日分程度、可能な限り7日分程度を目安に備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努める。

(2) 市

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド等、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。

4 備蓄の方法

市は、物資の備蓄倉庫の整備に努めるとともに、物資の性質に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うものとする。

5 備蓄場所

市は、地震・津波による施設倒壊の危険を分散するため、避難所となる公共施設等に可能な限り分散備蓄するよう努める。

備蓄場所の確保に当たっては、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図による地震動の大きさや津波浸水域を考慮する。

また、備蓄に当たっては孤立が想定される集落等にも配慮するものとする。

第4 備蓄及び調達体制の確立

1 食料

(1) 食料の備蓄

大規模地震発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び市は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

(2) 備蓄量等

ア 備蓄量

(ア) 各家庭は、3日分程度、可能な限り7日分程度の食料の備蓄に努める。

(イ) 市は、県の被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の2食分程度の備蓄に努める。

イ 備蓄品目

乾パン、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新するものとする。

また、備蓄品目の選定にあつては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮するものとする。

(3) 食料の調達体制の確立

基本編第3章「第10節 食料供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

2 飲料水

(1) 飲料水等の備蓄

大規模地震・津波発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、市は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、市、水道事業者等は連携し、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

(2) 飲料水の調達体制の確立

基本編第3章「第12節 給水計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市

は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

資料編 ・ 給水器具の保有状況（県水道企業団江田島事務所）

3 生活必需品等

(1) 生活必需品等の備蓄

大規模地震・津波発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業及び市は、備蓄に努めるものとする。

(2) 備蓄量等

ア 備蓄量

(ア) 各家庭は、3日分程度、可能な限り7日分程度の生活必需品の備蓄に努める。

(イ) 市は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努める。

イ 備蓄品目

毛布、ほ乳びん、オムツ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

(3) 生活必需品等の調達体制の確立

基本編第3章「第11節 生活必需品等供給計画」に基づく応急対策を円滑に実施するため、市は、商工会等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

4 医薬品等医療資機材

大規模地震・津波発生時において、基本編第3章「第13節 医療救護・助産計画」に基づく応急対策を円滑に実施するために、市及び災害拠点病院、協力病院その他の医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、医療関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(1) 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出するものとする。

(2) 備蓄品目

大地震による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

備蓄に当たっては、家屋倒壊等による負傷者を想定して、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等とする。

(3) 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行うものとする。

5 防災資機材

市及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

- (1) エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。
- (2) 消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。
- (3) 土のう袋、シート、鉄線、杭、ロープ、可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。
- (4) 吸着マット、オイルフェンス、油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。
- (5) 人命救助、復旧作業等に必要な陸上建設機械の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。
- (6) 被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票、判定ステッカー、下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。
- (7) 被災宅地危険度判定に必要な判定調査票、判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

| | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none">・ 林野火災対策用資機材の保有状況・ 救難用資機材の保有状況・ <u>江田島市災害協力事業者の陸上建設機械保有状況</u>・ 海上流出油対策用資機材の保有状況 |
|-----|--|

第6節 危険物等災害予防計画

第1 方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、危険物、火薬類及び毒物劇物（以下「危険物等」という。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、日ごろから関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市はこれらに対して必要な指導を行う。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画によるほか、広島県石油コンビナート等アセスメント検討委員会の調査・検討結果をもとに必要な防災対策を検討する。

第2 実施内容

1 危険物施設の災害予防対策

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

容量 500kℓ以上の準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所の所有者等は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関連法令に定められた「新基準」に適合しているか否かの調査を行い、基準に適合していないタンクについては、必要な改修、補修を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(3) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

| | |
|-----|---|
| 資料編 | ・ 防災上注意すべき施設 ・ 危険物製造所等の状況 ・ 石油コンビナート指定地区の危険物製造所等の現況 |
|-----|---|

2 毒物劇物取扱施設の予防対策

(1) 毒物劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

ア 危害防止規程の整備

毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備する。

(ア) 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(イ) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

- a 毒物若しくは毒物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者
- b 設備等の点検・保守を行う者
- c 事故時における関係機関への通報を行う者
- d 事故時における応急措置を行う者
- (ウ) 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項
製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
- (エ) 前記(ウ)に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項
- (オ) 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- (カ) 前記(イ)に掲げる者に対する教育訓練に関する事項
- イ 防災訓練の実施
前記ア(オ)に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。
- (2) 毒物劇物多量取扱施設における耐震化の推進
毒物劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

| | |
|-----|--------------|
| 資料編 | ・ 防災上注意すべき施設 |
|-----|--------------|

3 火薬類取扱施設の予防対策

市は、県と連携して、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(1) 製造所への対策

従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図るとともに、定期自主検査の完全実施を指導する。

(2) 火薬庫への対策

火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図るとともに、定期自主点検の完全実施を指導する。

(3) 点検及び通報

一定規模以上の地震が市内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県と併せ、市へも通報するよう指導する。

| | |
|-----|--------------|
| 資料編 | ・ 防災上注意すべき施設 |
|-----|--------------|

第7節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画

基本編第2章「第10節 要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画」を準用する。

第8節 広域避難の受入れに関する計画

基本編第2章「第11節 広域避難の受入れに関する計画」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 配備動員計画

第1 方針

この計画は、市内に大規模な地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

なお、この節に定めのない事項については、基本編第3章「第2節 組織、動員計画」によるものとする。

第2 配備

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、以下に示す配備体制により対処することとする。

< 配備体制 >

| 配備体制 | 配備の目的等 | 配備基準 | 配備決定責任者 |
|--------|--|--|---------|
| 事前配備体制 | 注意体制 ○主として情報の収集及び連絡体制を執る。 ○応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。 | ○市域内に震度4の地震が発生したとき。 ○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。 ○上記のほか、危機管理監が必要と認めたとき。 | 危機管理監 |
| | 災害警戒本部 ○情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施する。 ○事態の推移に伴い直ちに災害対策本部に移行し得る体制とする。 ○必要に応じて、事前準備委員会を設置する。 | ○市域内に震度4の地震が発生し、かつ被害が発生したとき。 ○市域内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○長周期地震動階級3を観測したとき。 ○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 ○気象庁が広島県に「津波注意報」を発表したとき。 | 危機管理監 |
| 災害対策本部 | 第1号配備 ○情報収集、連絡体制を強化する。 ○災害に直ちに対処できる職員を動員する。 | ○市域内に震度5弱以上の地震が発生し、かつ被害が発生したとき。 ○市域内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○長周期地震動階級4を観測したとき。 ○気象庁が広島県に「津波警報」を発表したとき。 ○災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき。 | 市長 |
| | 第2号配備 ○第1号配備体制を強化し、拡大しつつある災害に対処する体制とする。 | ○第1号配備体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 | 市長 |
| | 第3号配備 ○すべての要員をもってあたる体制とする。 ○いかなる状況においても、各班が直ちに活動を行うものとする。 | ○市域内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○気象庁が広島県に「大津波警報」を発表したとき。 ○災害の規模、被害の程度が大規模に及び、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 | 市長 |

注：下線部は自動配備とする。

第3 組織及び分掌事務

1 事前配備体制

事前配備体制は、「注意体制」と「災害警戒本部」とする。

(1) 注意体制

注意体制は、主として情報の収集及び連絡体制を執るとともに、応急対策準備に必要な職員を配備する体制とする。

ア 配備基準

注意体制の配備基準は、次のとおりとする。

<注意体制の配備基準>

| 配備基準 |
|--|
| ○市域内に震度4の地震が発生したとき。 |
| ○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。 |
| ○上記のほか、危機管理監が必要と認めたとき。 |

注：下線部は自動配備とする。

イ 組織及び分掌事務

- (ア) 危機管理監は、注意体制の配備が必要な場合に、その配備を決定する。
- (イ) 注意体制の指揮者は危機管理監とし、危機管理監が不在又は事故等により指揮を執ることが困難な場合は危機管理課長がその職務を代理するものとする。
- (ウ) 注意体制の組織、要員、分掌事務は、次のとおりとする。

<注意体制の分掌事務等>

| 組織(課名) | 要員 | 分掌事務 |
|--------|------|--|
| 危機管理課 | 2名以上 | 1 地震情報その他各種情報の収集に関すること 2 職員の動員、配備に関すること |

- (エ) 各部局（課）は、地震の発生状況や所管施設の被害状況等の情報を収集し、的確な情報連絡及び応急対策を実施するとともに、被害の程度に応じ災害警戒本部の配備ができるよう準備を行うものとする。
 - (オ) 危機管理監は、注意体制の配備を決定又は解除した場合は、遅滞なく市長に報告する。
 - (カ) 危機管理監は、注意体制では対応できないと判断したときは、総務部長、市民生活部長、産業部長、土木建築部長及び消防長と、災害警戒本部への設置について協議するものとする。
ただし、急を要する場合は直ちに設置を決定し又は参集者のみで協議を行い、欠席者へは、事後連絡を行うものとする。
- (2) 災害警戒本部
- 災害警戒本部は、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施する体制とする。
- ア 配備基準
- 災害警戒本部の配備基準は、次頁表のとおりとする。

<災害警戒本部の配備基準>

| 配備基準（自動配備） |
|--|
| ○市域内に震度4の地震が発生し、かつ被害が発生したとき。 ○市域内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ○長周期地震動階級3を観測したとき。 ○気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。 ○気象庁が広島県に「津波注意報」を発表したとき。 |

注：下線部は自動配備とする。

イ 組織及び分掌事務

(ア) 危機管理監、総務部長、市民生活部長、産業部長、土木建築部長及び消防長により直ちに災害警戒本部を設置する。

ただし、危機管理監が急を要すると認めた場合は、直ちに設置を決定し又は参集者のみで協議を行い、欠席者へは、事後連絡を行うものとする。

(イ) 災害警戒本部の指揮者は危機管理監とし、危機管理監が不在又は事故等により指揮を執ることが困難な場合は、アに定める者のうち建制順で、その職務を代理するものとする。

(ウ) 災害警戒本部の組織、要員、分掌事務は、次表のとおりとする。

(エ) 危機管理監は、災害警戒本部を設置又は解除した場合は、遅滞なく市長に報告するとともに、関係各所に通知する。

<災害警戒本部の分掌事務等> (1/2)

| 組織・所属課 | | 要員 | 分掌事務 |
|--------|--------------------|----------------|---|
| 危機管理監 | 危機管理課 | 危機管理課員3名以上の若干名 | 1 地震情報その他各種情報の収集に関すること 2 避難情報等の発令・伝達等に関すること 3 防災関係機関との連絡調整、報告等に関すること 4 関係各課への情報伝達に関すること 5 被害状況の把握・記録等に関すること |
| 初動チーム | 危機管理監が指名した職員 | | |
| 総務部 | 総務課 | 若干名 | 1 職員の動員調整に関すること 2 通信手段の確保、情報システムの管理、運用等に関すること |
| | 財政課 | 必要に応じて | 1 来庁者の安全確保及び被災状況の把握に関すること |
| 企画部 | 企画振興課 | 若干名 | 1 市民等への情報伝達、広報活動等に関すること |
| 市民生活部 | 地域支援課 | 若干名 | 1 避難所の開設に関すること 2 市民センター、支所等との連絡調整等に関すること |
| | 市民センター・支所 | センター長・支所長等若干名 | 1 被害情報の収集に関すること 2 管内の被害状況の把握に関すること |
| 福祉保健部 | 社会福祉課・高齢介護課・子育て支援課 | 若干名 | 1 避難行動要支援者の応急対策に関すること |
| 産業部 | 農林水産課・商工観光課 | 4名 | 1 農林道、ため池等の被害状況の把握に関すること 2 農林水産関係の被害状況の把握に関すること |

＜災害警戒本部の分掌事務等＞（2/2）

| 組織・所属課 | 要員 | 分掌事務 | |
|-----------|----------------|--|--|
| 土木建築部 | 建設課・都市整備課 | 6名 | 1 通行不能箇所の把握に関する事 2 防災資機材の調達に関する事 3 市営住宅の被害状況の把握に関する事 |
| | 下水道課 | 若干名 | 1 公共下水道の被害状況の把握に関する事 |
| 教育委員会 | 学校教育課 | 若干名 | 1 児童生徒の避難等に関する事 |
| 消防本部 | 総務課・警防課・江田島消防署 | 本部・署所の当務者等 | 1 地震情報の収集等に関する事 2 火災、津波被害等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 3 職員の動員等に関する事 4 消防団の運用調整に関する事 |
| その他の部（局）課 | 必要に応じて | 1 所管施設等の被害状況の把握に関する事 2 災害対策本部設置時における活動準備に関する事 | |

※要員は状況による。

2 事前準備委員会の設置

- (1) 危機管理監は、災害警戒本部移行後、必要に応じて事前準備委員会を設置する。
- (2) 事前準備委員会は、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、直ちに災害対策本部に移行し得る体制を執るものとする。
- (3) 事前準備委員会は、地震・津波等の情報収集及び応急対策準備に必要な職員を配置するものとする。
- (4) 事前準備委員会の委員は、次のとおりとする。

総務部長、企画部長、危機管理監、市民生活部長、福祉保健部長、産業部長、土木建築部長、教育部長、議会事務局長、消防長、総務課長、危機管理課長、その他本部長の指名する者

- (5) 事前準備委員会の会議は、必要に応じて、危機管理監が招集する。
- (6) 危機管理監は、事前準備委員会の決定に基づき、市長、副市長及び教育長と災害対策本部の設置について協議する。

3 災害対策本部

市長は、総合的な災害対策を講じる必要があると認める場合、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、江田島市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(1) 本部の配備体制及び配備の目的等

本部配備の指令及び廃止は、市長が指示するものとする。

本部の配備体制は、次項「(2) 配備基準」に基づき「第1号配備」、「第2号配備」、「第3号配備」に移行するものとし、各体制における配備の目的等は次のとおりとする。

| 体制 | 配備の目的等 | 配備の決定 |
|-------|--|--|
| 第1号配備 | ・情報収集、連絡体制を強化する。 ・災害に直ちに対処できる職員を動員する。 | ・危機管理監は、市長、副市長及び教育長と本部設置について協議し、市長が必要と認めるとき配備する。 |
| 第2号配備 | ・第1号配備体制を強化し、拡大しつつある災害に対処する体制とする。 | ・危機管理監は、市長に本部設置又は移行を具申し、市長が必要と認めるとき直ちに配備する。 |
| 第3号配備 | ・すべての要員をもって当たる体制とする。 ・いかなる状況においても、各班が直ちに活動を行うものとする。 | ・自動設置 |

(2) 配備基準

本部の配備基準は、次表のとおりとする。

<本部の配備基準>

| 体制 | 配備基準 |
|-----------|--|
| 第1号 配備 | ○市域内に震度5弱以上の地震が発生し、かつ被害が発生したとき。 ○市域内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ○長周期地震動階級4を観測したとき。 ○気象庁が広島県に「津波警報」を発表したとき。 ○災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき。 |
| 第2号 配備 | ○第1号配備体制では十分な対応ができないと市長が認めたとき。 |
| 第3号 配備 | ○市域内に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○気象庁が広島県に「大津波警報」を発表したとき。 ○災害の規模、被害の程度が大規模に及び、本市の総力をあげて対応すべきであると市長が認めたとき。 |

注：下線部は自動配備とする。

(3) 組織

本部の組織は、基本法及び江田島市災害対策本部条例の規定により、次のとおりとする。

ア 本部の本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、危機管理監及び教育長をもって充てる。

また、本部の事務に従事する災害対策本部員（以下「本部員」という。）を置くこととし、本部員は、各部（局）長、消防長をもって充てる。

| | |
|------|---------------|
| 本部長 | 市長 |
| 副本部長 | 副市長、危機管理監、教育長 |
| 本部員 | 各部（局）長、消防長 |

イ 本部に部、部に班を設け、その名称は別表1のとおりとする。

ウ 部に部長、班に班長を置き、それぞれ別表1に定める職にある者をもって充てることとし、部長及び班長は、上司の命を受けてそれぞれの業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

また、部長は、部の分担業務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要な簿冊を備える等体制を整備しておく。

エ 本部が設置された場合、各市民センター（江田島・能美・沖美）及び三高支所はそれぞれ市民センター班を組織し、地域の災害対策に当たる。

また、次の表の左欄に掲げる出張所、連絡所は、それぞれ右欄に掲げる市民センター等の指揮の下に災害対策に当たる。

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 秋月出張所、小用出張所、切串出張所、大須出張所、津久茂出張所 | 江田島市民センター |
| 鹿川出張所、高田出張所 | 能美市民センター |
| 美能出張所 | 沖美市民センター |
| 深江連絡所、柿浦連絡所、市民サービスセンター | 市民生活課 |

オ 職務代理

- (ア) 本部長が不在又は事故等により指揮を執ることが困難な場合は、副市長、危機管理監、教育長の順で、その職務を代理するものとする。
- (イ) 部長が不在又は事故等により指揮を執ることが困難な場合は、あらかじめ各部長が指名する順序による班長が、その職務を代理する。

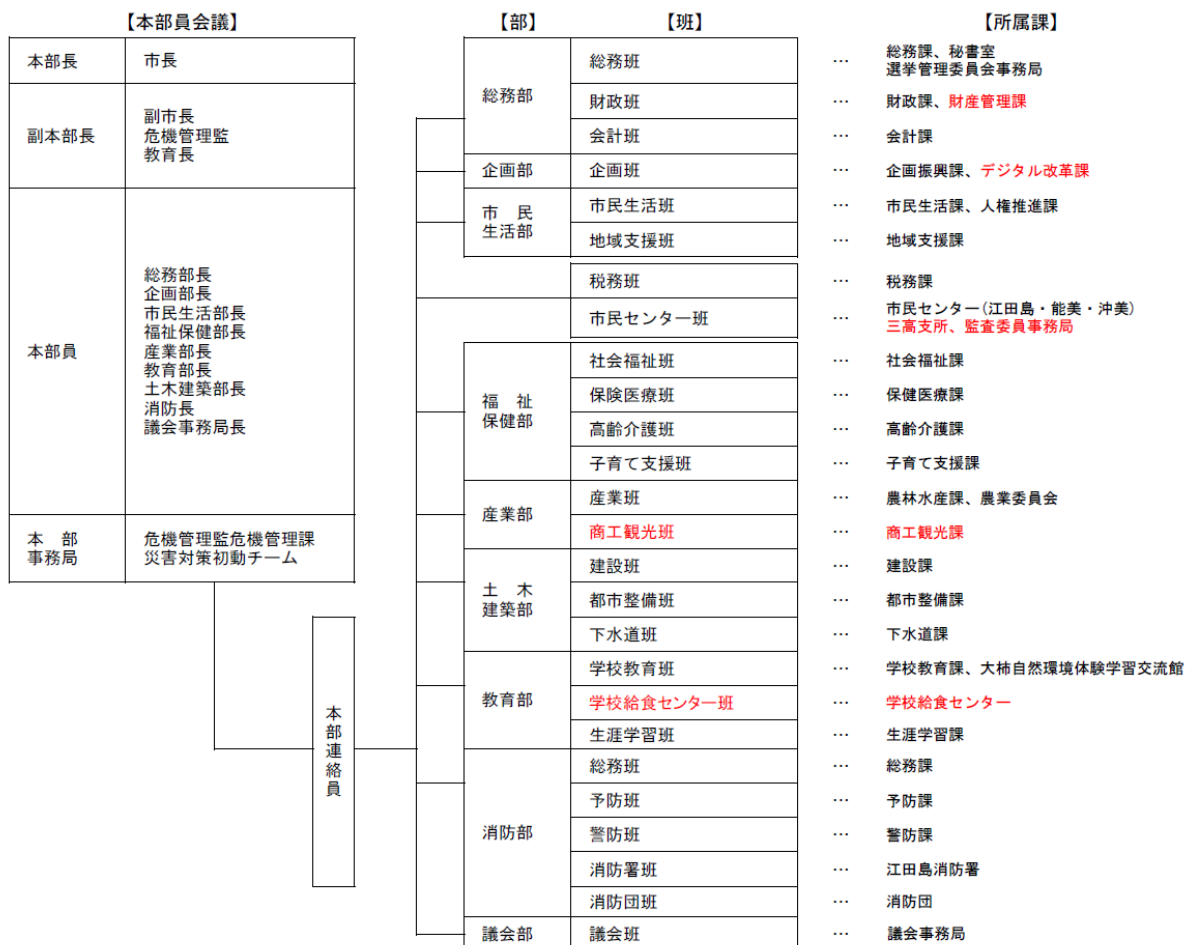
カ 本部員会議

- (ア) 本部には、災害対策についての重要な指示及び総合調整を行うため本部員会議を置く。
- (イ) 本部員会議は、本部長、副本部長、各部長をもって構成する。ただし、本部長が必要と認めたときは、本部員会議に班長その他班員の出席を求めることができる。
- (ウ) 本部員会議は、必要の都度本部長が招集する。

キ 本部連絡員

- (ア) 本部に各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況の報告並びに本部からの連絡事項を各班長に伝達するため、本部連絡員をおく。
- (イ) 本部連絡員は、各部長がそれぞれ班員のうちから指名するものをもって充てる。

<江田島市災害対策本部組織>



(4) 職員の動員及び配備等

ア 職員の動員及び配備は、当該災害の種類及び規模により、配備編成計画に基づき部長が行う。

ただし、支所の班長にあつては事態が急迫し、部長の指示を受けるいとまのないときは、その指示を待たずに直ちに業務に着手し、事態に対処する措置を講ずることができる。この場合には、その旨を速やかに部長に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。

イ 本部が設置された場合の職員の動員、体制の概要等は、次のとおりとする。

<職員の動員、体制の概要等>

| 体制 | 動員 | 体制の概要等 |
|-------|----------------------|---|
| 第1号配備 | ・本部員 ・班長 ・指定職員 | ○局地的な災害に直ちに対処できる体制とする。 ○本部事務局は、県及び関係機関と連絡をとり、地震・津波その他災害に関する情報を収集し本部長に連絡するとともに、関係各部に連絡する。 ○各部長は、分掌事務に係る情報収集及び連絡体制を強化するとともに、装備、物資、器材等を点検し、必要に応じて事前措置を講ずる。 |
| 第2号配備 | ・本部員 ・班長 ・指定職員 | ○拡大しつつある災害に対処すべき体制とする。 ○各部長は、第1号配備における各事項のほか、次の措置をとり防災体制を整えるとともに、その状況を危機管理監を通じて本部長に報告する。 ・被害の状況を班員に周知し、配備編成計画に基づき、その所要人員をもって災害即応体制をとる。 ・災害対策に係る関係機関及び関係各部との連絡を密にし、協力体制を強化する。 |
| 第3号配備 | ・全職員 | ○すべての要員をもって当たる体制とする。 ○各部長は、災害対策活動に当たるとともに、その活動状況を随時危機管理監を通じて本部長に報告する。 |

※「指定職員」は、各部・班の分掌事務を遂行するために必要な職員で、配備編成計画においてあらかじめ定められた職員とする。

ウ 各部長等は、毎年4月1日現在における所属職員の配置状況を災害対策本部配置表(様式第1号、P110)により、同月20日までに危機管理監に提出しなければならない。

エ 前項に規定する場合のほか、職員の異動によって変更があったときは、当該異動のあった日から10日以内に新たに災害対策本部配置表を危機管理監に提出しなければならない。

(5) 本部設置場所

ア 本部は、原則として市役所本庁舎に設置する。ただし、災害等により市役所本庁舎が使用不能となった場合は、代替場所を「消防庁舎」、「江田島市民センター」又は「能美市民センター」に定め、職員及び関係機関に周知する。

イ 本部を設置した場合、本部の所在を明確にするため、正面玄関等分かりやすい場所に「江田島市災害対策本部」の標示をする。

＜災害対策本部設置場所＞

| | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|--------|-----------|------------------|--------------|
| 原則設置場所 | 市役所本庁舎 | 江田島市大柿町大原505 | 0823-43-1111 |
| 代替設置場所 | 消防庁舎 | 江田島市江田島町鷺部2-17-5 | 0823-40-0119 |
| | 江田島市民センター | 江田島市江田島町中央1-1-1 | 0823-42-1111 |
| | 能美市民センター | 江田島市能美町中町4859-9 | 0823-40-2777 |

(6) 本部の任務

本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他法令の規定に定めるところにより、市防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防及び災害応急対策を実施する。

(7) 設置及び廃止の手続

本部を設置した場合、市長は、本部の名称、設置場所等を告示し、関係機関に通知する。本部を廃止したときも同様とする。

(8) 本部の分掌事務

本部の主な分掌事務は別表1、具体的な分掌事務は別表2に定めるとおりとする。

(9) 災害対策連絡票等

災害時における命令、指示及び連絡で、被害状況の報告及び別に定めるものを除き、特に必要な事項は、災害対策連絡票（様式第2号、P 111）により行うものとする。

被害状況の報告は、被害状況報告書（様式第3号、P 112）により行うものとする。

(10) 国・県との連携

本部は、国・県が現地災害対策本部等を設置した場合には、必要に応じて合同会議を開催するなどし、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携を図り広域災害に対処する。

(11) 市現地災害対策本部の設置

災害の規模その他の状況により、特に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。この場合、副市長を現地災害対策本部長とする。

別表 1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務 (1/5)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|-------------------|-------------------|-----------------------------|---|
| - | 本部事務局 (危機管理課長) | ・危機管理監危機管理課 ・災害対策初動チーム | 1 本部の設置及び本部員会議に関する事 2 地震情報その他各種情報の収集に関する事 3 避難情報等の発令・伝達等に関する事 4 防災関係機関との連絡調整、報告等に関する事 5 消防部との連絡調整に関する事 6 県水道企業団江田島事務所との情報共有や連携、連絡調整等に関する事 7 被害状況の把握、取りまとめに関する事 8 災害救助法に関する事 9 災害時の受援又は応援に関する事 |
| 総務部 (総務部長) | 総務班 (総務課長) | ・総務課 ・秘書室 ・選挙管理委員会事務局 | 1 本部事務局の補助に関する事 2 職員の動員調整、服務等に関する事 3 所管施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 4 市民センター等との連絡調整に関する事 5 備蓄食料等（救援物資を除く。）の調達、配給に関する事 6 総務部の庶務等に関する事 7 災害時の受援又は応援に関する事 8 本部との連絡調整、被害報告に関する事 |
| | 財政班 (財政課長) | ・財政課 ・財産管理課 | 1 所管施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 2 緊急車両の確保等に関する事 3 災害対策に係る予算措置に関する事 4 災害時の受援又は応援に関する事 5 被害報告に関する事 |
| | 会計班 (会計管理者) | ・会計課 | 1 総務部各班の応援に関する事 2 災害関係経費の出納に関する事 3 災害時の受援又は応援に関する事 |
| 企画部 (企画部長) | 企画班 (企画振興課長) | ・企画振興課 ・デジタル改革課 | 1 市民等への情報伝達、広報活動等に関する事 2 報道機関への対応に関する事 3 通信手段の確保、情報システムの管理、運用等に関する事 4 所管施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 5 災害対策活動及び復旧対策に関する事 6 本部との連絡調整、被害報告に関する事 |
| 市民生活部 (市民生活部長) | 市民生活班 (市民生活課長) | ・市民生活課 ・人権推進課 | 1 市民等からの情報収集等に関する事 2 被害状況の把握、取りまとめに関する事 3 避難所の開設及び運営の協力に関する事 4 連絡所との連絡調整に関する事 5 応急時の炊き出しに関する事 6 被災地、被災者への対応に関する事 7 災害時の受援又は応援に関する事 8 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |

別表1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務（2/5）

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|---------------------------|---------------------------|---|---|
| 市民生活部 (市民生活部長) (続き) | 地域支援班 (地域支援課長) | ・地域支援課 | 1 避難所の開設及び運営に関する事 2 避難者名簿の作成等に関する事 3 自主防災組織等(自治会等を含む)の防災活動に関する事 4 市民センター、支所等との連絡調整等に関する事 5 環境衛生施設等の被害状況の把握、応急対策に関する事 6 災害廃棄物に関する事 7 防疫に関する事 8 遺体の管理等に関する事 9 災害時の受援又は応援に関する事 10 被害報告等に関する事 |
| | 税務班 (税務課長) | ・税務課 | 1 災害時の受援又は応援に関する事 |
| | 市民センター班 (市民センター長及び支所長) | ・市民センター ・支所 ・監査委員事務局 ・公平委員会事務局 ・固定資産評価審査委員会 | 1 管内の被害状況の把握に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 3 被災者等への対応に関する事 4 その他必要な事務等に関する事 |
| 福祉保健部 (福祉保健部長) | 社会福祉班 (社会福祉課長) | ・社会福祉課 | 1 社会福祉関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事(福祉避難所を含む。) 3 避難行動要支援者の応急対策に関する事 4 障害者等要配慮者の避難等に関する事 5 被災者の救護・支援に関する事 6 関係機関等との連絡調整に関する事 7 災害ボランティアに関する事 8 災害時の受援又は応援に関する事 9 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |
| | 子育て支援班 (子育て支援課長) | ・子育て支援課 | 1 子育て支援関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 3 認定こども園等要配慮者の避難等に関する事 4 保育施設給食センターに関する事 5 被害報告等に関する事 |
| | 保健医療班 (保健医療課長) | ・保健医療課 | 1 保健医療関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 救護活動その他医療に関する事 3 災害時の受援又は応援に関する事 4 被害報告等に関する事 |

別表1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務 (3/5)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|-------------------------------|-------------------|---------------------|---|
| 福祉保健部 (福祉保健部長) (続き) | 高齢介護班 (高齢介護課長) | ・高齢介護課 | 1 高齢介護関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 (福祉避難所を含む。) 3 避難行動要支援者の応急対策に関する事 4 高齢者等要配慮者の避難等に関する事 5 災害時の受援又は応援に関する事 6 被害報告等に関する事 |
| 産業部 (産業部長) | 産業班 (農林水産課長) | ・農林水産課 ・農業委員会事務局 | 1 農林水産関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 3 被災地、被災者への対応に関する事 4 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |
| | 商工観光班 (商工観光課長) | ・商工観光課 | 1 商工関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 衣類、寝具その他生活必需品等物資の調達に関する事 3 被災地、被災者への対応に関する事 4 被害報告等に関する事 |
| 土木建築部 (土木建築部長) | 建設班 (建設課長) | ・建設課 | 1 建設関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 災害時の道路・交通情報、輸送等に関する事 3 土木建築関係業者に対する協力要請に関する事 4 防災資機材の調達に関する事 5 災害時の受援又は応援に関する事 6 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |
| | 都市整備班 (都市整備課長) | ・都市整備課 | 1 所管施設、建築物等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 被災地、被災者への対応に関する事 3 災害時の受援又は応援に関する事 4 被害報告等に関する事 |
| | 下水道班 (下水道課長) | ・下水道課 | 1 公共下水道の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 災害時の受援又は応援に関する事 3 被害報告等に関する事 |

別表1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務（4/5）

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|---------------|------------------------|--------------------------|--|
| 教育部 (教育部長) | 学校教育班 (学校教育課長) | ・学校教育課 ・大柿自然環境体験学習交流館 | 1 学校教育関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 3 児童生徒の避難等に関する事 4 児童生徒の教育等への対応に関する事 5 教職員の動員調整に関する事 6 災害時の受援又は応援に関する事 7 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 |
| | 学校給食センター班 (給食センター長) | ・学校給食センター | 1 学校給食施設等の被害状況の把握及び応急対策等に関する事 2 応急時の炊き出しに関する事 3 被害報告等に関する事 |
| | 生涯学習班 (生涯学習課長) | ・生涯学習課 | 1 生涯学習関係及び文化財の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 施設利用者の避難等に関する事 3 避難所の開設及び運営の協力に関する事 4 被害報告等に関する事 |
| 消防部 (消防長) | 総務班 (総務課長) | ・消防本部総務課 | 1 消防部内施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 消防隊の活動支援等に関する事 3 被災者等への対応に関する事 4 その他必要な事務等に関する事 5 災害時の受援又は応援に関する事 6 本部等への報告、消防部における連絡調整に関する事 |
| | 予防班 (予防課長) | ・消防本部予防課 | 1 危険物施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 2 関係機関との連絡調整に関する事 3 災害活動等に関する事 4 災害広報に関する事 5 被害報告等に関する事 |
| | 警防班 (警防課長) | ・消防本部警防課 | 1 消防災害対策本部事務に関する事 2 消防、水防その他防災対策に関する事 3 地震情報の収集等に関する事 4 職員の動員等に関する事 5 消防通信に関する事 6 出動、指令伝達に関する事 7 被災者の対応に関する事 8 本部との連絡調整に関する事 |

別表 1 江田島市災害対策本部の主な分掌事務 (5/5)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 主な分掌事務 |
|--------------------------|-----------------------|-----------------|--|
| 消防部 (消防長) (続き) | 消防署班 (消防署長) | ・消防本部江田島 消防署 | 1 火災、津波被害等の被害状況の把握、応急 対策等に関する事 2 消防、水防その他防災活動等に関する事 3 避難者の避難誘導に関する事 4 被災者の救急及び救護に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 6 被害報告等に関する事 |
| | 消防団班 (消防団長) | ・江田島市消防団 | 1 火災、津波被害等の被害状況の把握、応急 対策等に関する事 2 消防、水防その他防災活動に関する事 3 避難者の避難誘導に関する事 4 被災者の救急及び救護に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事 6 災害広報に関する事 7 被害報告等に関する事 |
| 議会部 (議会事務局長) | 議会班 (議会事務局長 次長) | ・議会事務局 | 1 議会議員との連絡調整等に関する事 |

※災害の形態等によっては部班の設置を縮小する場合がある。

参考表 1 県水道広域連合企業団江田島事務所の主な分掌事務

| 所属 | 主な分掌事務 |
|----------------------|--|
| 県水道広域連合企業団江田島事 務所 | 1 公共上水道の被害状況の把握、応急対策等に関する事 2 水道施設等の保全、応急対策等に関する事 3 被災地、被災者への対応に関する事 4 災害時の受援又は応援に関する事 5 県水道広域連合企業団本部との連絡調整、被害報告等に関する 事 6 市災害対策本部との情報共有や連携、連絡調整等に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (1/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|------------|-------------------|---------------------------|---|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| - | 本部事務局 (危機管理課長) | ・危機管理監危機管理課 ・災害対策初動チーム | 1 本部の設置及び本部員会議に関する こと | 1 本部の設置、運営に関する こと 2 本部員会議の招集、運営に 関すること 3 本部長命令の伝達に関する こと 4 本部内及び各部の災害対策 活動の連絡調整及び総括に 関すること 5 本部の庶務に関する こと 6 現地災害対策本部の設置に 関すること |
| | | | 2 地震情報その他各種情報の 収集に関する こと | 1 地震・津波情報の授受及び 伝達に関する こと 2 災害に関する各種情報の 収集に関する こと |
| | | | 3 避難情報等の発令・伝達等 に関する こと | 1 高齢者等避難、避難指示、 緊急安全確保等の発令・伝 達等に関する こと |
| | | | 4 防災関係機関との連絡調整、 報告等 に関する こと | 1 県災害対策本部への連絡調 整、報告に 関すること 2 県及び国への要請及び連絡 調整に 関すること 3 江田島警察署との連携に 関すること 4 自衛隊の派遣要請に 関すること 5 県消防防災ヘリコプターの 派遣要請に 関すること 6 その他防災関係機関への 連絡調整 等に関する こと |
| | | | 5 消防部との連絡調整に 関する こと | 1 消防部(警防班)との連絡 調整に 関する こと |
| | | | 6 県水道企業団江田島事務所 との情 報共有 や連携、 連絡調 整等に 関する こと | 1 県水道企業団江田島事務所 との被害 状況の 情報共 有や 連携に 関する こと 2 県水道企業団江田島事務所 との 連絡調 整等に 関する こと |
| | | | 7 被害状況の把握、取りまと めに関 する こと | 1 被災地の被害状況の把握、 集計に 関する こと 2 各部からの災害情報及び 被害報 告の取 りまと めに関 する こと 3 その他関連情報収集及び 情報収 集活動 全般の 総括に 関する こと |
| | | | 8 災害救助法に関する こと | 1 災害救助法の適用申請に 関する こと 2 災害救助法適用後の県と の 連絡調 整等に 関する こと |
| | | | 9 災害時の受援又は応援に 関する こと | 1 救助、救急、消火活動に 関する こと 2 相互応援協定に基づく 応援要 請に 関する こと 3 広域避難協定等に基づく 居住者 等の受 入れの 要請に 関する こと |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (2/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|---------------|---------------|---|------------------------------|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 総務部 (総務部長) | 総務班 (総務課長) | <ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・秘書室 ・選挙管理委員会事務局 | 1 本部事務局の補助に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長及び本部員の参集確認に関する事 2 本部長及び副本部長の秘書に関する事 3 本部職員の宿舎及び配備に関する事 4 その他本部事務局の補助に関する事 |
| | | | 2 職員の動員調整、服務等に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 職員の動員調整及び参集確認に関する事 2 応急対策要員の確保に関する事 3 災害時における職員の服務に関する事 4 職員の公務災害補償に関する事 |
| | | | 3 所管施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 総務関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 総務部の被害状況の総括に関する事 3 総務部の災害対策活動の総括に関する事 |
| | | | 4 市民センター等との連絡調整に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 市民センター、支所及び出張所との連絡調整に関する事 |
| | | | 5 備蓄食料等(救援物資を除く。)の調達、配給に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 被災者等への備蓄食料等(救援物資を除く。)の調達、配給に関する事 |
| | | | 6 総務部の庶務等に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 総務部内の連絡調整及び庶務に関する事 2 視察、見舞い等のための来庁者の接遇に関する事 3 その他他班に属さない事項に関する事 |
| | | | 7 災害時の受援又は応援に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 受援又は応援体制の確立に関する事 2 職員の災害派遣に関する事 3 他の公共機関及び団体の職員の応急宿舎に関する事 |
| | | | 8 本部との連絡調整、被害報告に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡調整、本部から総務部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (3/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | | |
|------------------------------|----------------|------------------|----------------------------|---|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 | |
| 総務部 (総務部長) | 財政班 (財政課長) | ・ 財政課 ・ 財産管理課 | 1 所管施設等の被害状況の把握、取りまとめに関する事 | 1 来庁者の安全確保及び被災状況の把握に関する事 2 庁舎及び財務関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 3 市有財産の被害状況調査の総括に関する事 | |
| | | | 2 緊急車両の確保等に関する事 | 1 緊急車両の調整、調達及び確保に関する事 2 緊急車両の標章及び証明書の申請に関する事 | |
| | | | 3 災害対策に係る予算措置に関する事 | 1 災害応急対策の予算措置に関する事 2 災害復旧対策の予算措置に関する事 3 その他財政措置に関する事 | |
| | | | 4 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 支援物資の受付に関する事 2 支援物資の需要把握及び調達に関する事 3 物資供給、配送拠点運営、配送手段確保等に関する事 | |
| | | | 5 被害報告に関する事 | 1 総務班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 | |
| | 会計班 (会計管理者) | ・ 会計課 | 1 総務部各班の応援に関する事 | 1 総務部各班の応援に関する事 | |
| | | | 2 災害関係経費の出納に関する事 | 1 災害関係経費の出納に関する事 | |
| | | | 3 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 被災者の生活支援(義援金の受け等)に関する事 | |
| | 企画部 (企画部長) | 企画班 (企画振興課長) | ・ 企画振興課 ・ デジタル改革課 | 1 市民等への情報伝達、広報活動等に関する事 | 1 災害時の広報活動に関する事 2 市民等への情報伝達に関する事 3 市ホームページによる災害情報の広報に関する事 4 市民等への災害救助状況等の広報に関する事 5 災害広報紙等の発行等に関する事 |
| | | | | 2 報道機関への対応に関する事 | 1 マスコミ対応に関する事 2 報道機関に対する情報の提供及び調整に関する事 3 報道機関への広報依頼に関する事 |
| 3 通信手段の確保、情報システムの管理、運用等に関する事 | | | | 1 通信手段の確保に関する事 2 防災行政無線の管理・保全、運用に関する事 3 IT関係機器の管理・保全に関する事 4 庁舎内ネットワーク(LAN)の管理・保全に関する事 5 データのバックアップに関する事 6 総合行政ネットワーク等に関する関係機関との連絡調整に関する事 | |
| 4 所管施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | | | | 1 所管施設・設備の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 企画関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 | |

| | | | |
|--|--|----------------------|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 3 他部に属さない災害現地調査及び取りまとめに関する事 4 写真撮影等による災害記録に関する事 |
| | | 5 災害対策活動及び復旧対策に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策活動の総括に関する事 2 災害対策従事者の給食等の確保に関する事 3 復旧対策の総合調整に関する事 |
| | | 6 本部との連絡調整、被害報告に関する事 | <ul style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡調整に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (4/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------|-------------------|------------------|------------------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 市民生活部 (市民生活部長) | 市民生活班 (市民生活課長) | ・市民生活課 ・人権推進課 | 1 市民等からの情報収集等に関する事 | 1 市民等からの災害情報の受付に関する事 2 その他市民等からの情報収集に関する事 |
| | | | 2 被害状況の把握、取りまとめに関する事 | 1 市民生活班関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 市民生活部の被害状況の取りまとめに関する事 |
| | | | 3 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | 1 避難所の開設及び運営の協力に関する事 |
| | | | 4 連絡所との連絡調整に関する事 | 1 連絡所との連絡調整に関する事 |
| | | | 5 応急時の炊き出しに関する事 | 1 学校給食共同調理場との連絡調整に関する事 2 応急時の炊き出しに関する事 |
| | | | 6 被災地、被災者への対応に関する事 | 1 安否電話、災害問い合わせへの対応に関する事 2 外国人対策に関する事 3 臨時相談窓口の設置に関する事 4 被災地の巡回・移動相談に関する事 5 埋火葬許可証の発行に関する事 |
| | | | 7 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 戸籍、住民票等受付に関する事 |
| | | | 8 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から市民生活部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 地域支援班 (地域支援課長) | ・地域支援課 | 1 避難所の開設及び運営に関する事 | 1 避難施設の安全確認(建物、ライフライン、トイレ等)に関する事 2 避難所の開錠及び設営に関する事 3 避難者の把握及び受入れに関する事 |
| | | | 2 避難者名簿の作成等に関する事 | 1 避難者名簿の作成に関する事 2 避難者数の報告に関する事 |
| | | | 3 自主防災組織等(自治会等を含む)の防災活動に関する事 | 1 自主防災組織等(自治会等を含む)との連絡調整、連携に関する事 2 市民等に対する協力要請及び調整に関する事 |
| | | | 4 市民センター、支所等との連絡調整等に関する事 | 1 市民センター、支所及び出張所との連絡調整に関する事 2 市民センター班の応援に関する事 |
| | | | 5 環境衛生施設等の被害状況の把握、応急対策に関する事 | 1 環境衛生施設等の被害状況調査及び取りまとめ、応急対策に関する事 2 災害時の公害対策に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (5/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------------------|-------------------------------|---|--|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 市民生活部 (市民生活部長) (続き) | 地域支援班 (地域支援課長) (続き) | ・地域支援課 (続き) | 6 災害廃棄物に関する事 | 1 災害廃棄物の除去及び清掃に関する事 2 ごみその他廃棄物の集積・廃棄場所の確保に関する事 3 清掃運搬車両の確保に関する事 |
| | | | 7 防疫に関する事 | 1 被災地域の飲料水の衛生指導及び水質検査に関する事 2 被災地、避難所等における防疫指導、防疫活動に関する事 3 被災地域の住居等の消毒に関する事 4 感染症の予防及び防疫対策に関する事 |
| | | | 8 遺体の管理等に関する事 | 1 遺体の管理に関する事 2 葬斎センターとの連絡調整に関する事 |
| | | | 9 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 避難所運営に関する事 2 ペットの対策に関する事 3 防疫対策、遺体の処理等に関する事 4 し尿処理に関する事 5 災害廃棄物の処理に関する事 |
| | | | 10 被害報告等に関する事 | 1 市民生活班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 税務班 (税務課長) | ・税務課 | 1 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 住家被害認定調査に関する事 2 災証明書関連業務に関する事 3 被災者の生活支援(市税の徴収猶予及び減免措置等)に関する事 |
| | 市民センター班 (市民センター長及び支所長) | ・市民センター ・支所 ・監査委員事務局 ・公平委員会事務局 ・固定資産評価審査委員会 | 1 管内の被害状況の把握に関する事 | 1 管内の災害情報、被害状況の把握及び取りまとめに関する事 2 市民等からの災害情報の受付に関する事 3 その他市民等からの情報収集に関する事 |
| 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | | | 1 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | |
| 3 被災者等への対応に関する事 | | | 1 被災者等の全般的な相談等に関する事 | |
| 4 その他必要な事務等に関する事 | | | 1 管内の災害対策活動、動員状況等の取りまとめに関する事 2 自主防災組織等(自治会等を含む)管内団体及び関係機関との連絡調整に関する事 3 市民等への広報活動に関する事 4 その他必要な災害事務に関する事 5 市民生活班への被害状況報告に関する事 | |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (6/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------|---------------------|---------|---------------------------------|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 福祉保健部 (福祉保健部長) | 社会福祉班 (社会福祉課長) | ・社会福祉課 | 1 社会福祉関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 社会福祉関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 3 福祉保健部の被害の取りまとめに関する事 |
| | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事(福祉避難所を含む。) | 1 福祉施設を避難所として使用する場合の開設準備、運営その他の連絡調整に関する事 |
| | | | 3 避難行動要支援者の応急対策に関する事 | 1 避難行動要支援者の応急対策に関する事 |
| | | | 4 障害者等要配慮者の避難等に関する事 | 1 所管施設利用者の安全確保、避難誘導に関する事 2 要配慮者の避難・保護に関する事 3 社会福祉施設職員に対する協力要請に関する事 4 要配慮者の福祉に係る相談等に関する事 |
| | | | 5 被災者の救護・支援に関する事 | 1 被災者の調査及び保護に関する事 2 弔慰金等の支給に関する事 3 義援金及び見舞金分配委員会に関する事 |
| | | | 6 関係機関等との連絡調整に関する事 | 1 日赤その他関係機関との連絡調整に関する事 |
| | | | 7 災害ボランティアに関する事 | 1 災害救助の企画及び連絡調整に関する事 2 災害ボランティアの受入れに関する事 3 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 |
| | | | 8 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 福祉に関する事 2 災害ボランティアの活動促進に関する事 3 被災者の生活支援に関する事 |
| | | | 9 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から福祉保健部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 子育て支援班 (子育て支援課長) | ・子育て支援課 | 1 子育て支援関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 子育て支援関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 保育施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 |
| | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | 1 認定子ども園を避難所として使用する場合の開設準備、運営その他についての連絡調整に関する事 |
| | | | 3 認定子ども園児等要配慮者の避難等に関する事 | 1 所管施設利用者の安全確保、避難誘導に関する事 2 認定子ども園児等の安全確保、避難誘導及び保護者への引渡しに関する事 3 被災認定子ども園児等の救護、応急保育に関する事 4 認定子ども園職員等の協力要請に関する事 5 被災者等の保育に係る相談に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (7/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | | | |
|-------------------------------|---------------------------------|---------------------|--------------------------------|---|---------------------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 | | |
| 福祉保健部 (福祉保健部長) (続き) | 子育て支援班 (子育て支援課長) (続き) | ・子育て支援課 (続き) | 4 保育施設給食センターに関する事 | 1 保育施設給食センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 2 保育施設給食センターにおける炊き出しに関する事 | | |
| | | | 5 被害報告等に関する事 | 1 社会福祉班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 | | |
| | 保健医療班 (保健医療課長) | ・保健医療課 | 1 保健医療関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 保健医療関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 医療機関、医師会、所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 | | |
| | | | 2 救護活動その他医療に関する事 | 1 医療情報の収集に関する事 2 医療機関、医師会、保健所その他関係機関との連絡及び医療救護班の派遣要請に関する事 3 救護所の設置に関する事 4 被災者の医療及び助産救護に関する事 5 医療要救護者への相談等に関する事 6 医薬品その他衛生材料の確保及び補給に関する事 7 保健及び衛生に関する事 | | |
| | | | 3 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 医療活動に関する事 2 健康・保健、こころのケアに関する事 | | |
| | | | 4 被害報告等に関する事 | 1 社会福祉班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 | | |
| | | | 高齢介護班 (高齢介護課長) | ・高齢介護課 | 1 高齢介護関係施設等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 高齢介護関係の被害状況調査及び取りまとめに関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急対策に関する事 |
| | | | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事(福祉避難所を含む。) | 1 福祉施設を避難所として使用する場合の開設準備、運営その他の連絡調整に関する事 |
| | | | 3 避難行動要支援者の応急対策に関する事 | 1 避難行動要支援者の応急対策に関する事 | | |
| | | | 4 高齢者等要配慮者の避難等に関する事 | 1 所管施設利用者の安全確保、避難誘導に関する事 2 高齢者等要配慮者の避難、保護に関する事 3 社会福祉施設職員に対する協力要請に関する事 4 要配慮者の福祉に係る相談等に関する事 | | |
| | | | 5 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 福祉に関する事 | | |
| | | | 6 被害報告等に関する事 | 1 社会福祉班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 | | |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (8/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|---------------|-------------------|---------------------|---------------------------------|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 産業部 (産業部長) | 産業班 (農林水産課長) | ・農林水産課 ・農業委員会事務局 | 1 農林水産関係の被害状況の把握、 応急対策等に関する事 | 1 農林水産関係の災害予防対策に関する事 2 農林道、ため池等の被害状況の把握及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事 3 農林水産関係の被害状況調査及び応急対策に関する事 4 農林関係危険箇所の巡視警戒に関する事 5 産業部の被害の取りまとめに関する事 |
| | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | 1 避難所の開設及び運営の協力に関する事 |
| | | | 3 被災地、被災者への対応に関する事 | 1 農林水産業団体との連絡調整に関する事 2 被災農林水産事業者等に対する相談、支援に関する事 3 農林水産物の集荷計画に関する事 |
| | | | 4 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から産業部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 商工観光班 (商工観光課長) | ・商工観光課 | 1 商工関係の被害状況の把握、応急 対策等に関する事 | 1 商工関係の災害予防対策に関する事 2 観光施設の被害状況調査及び取りまとめに関する事 3 商工関係の被害状況調査及び応急対策に関する事 |
| | | | 2 衣類、寝具その他生活必需品等物 資の調達に関する事 | 1 生活必需品等の需要把握及び調達に関する事 2 生活必需品等配送拠点運営、配送手段確保等に関する事 3 生活必需品等の給付及び貸与に関する事 |
| | | | 3 被災地、被災者への対応に関する 事 | 1 商工業団体との連絡に関する事 2 被災者等の商工業に係る相談に関する事 |
| | | | 4 被害報告等に関する事 | 1 産業班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (9/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------|--------------------|---|---------------------------|--|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 土木建築部 (土木建築部長) | 建設班 (建設課長) | ・建設課 | 1 建設関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 建設関係の被害状況調査及び取りまとめ並びに復旧に関する事 2 通行不能箇所の把握及び応急復旧に関する事 3 道路障害物の除去に関する事 4 急傾斜地等の被害状況の把握及び応急復旧並びに二次災害の防止に関する事 5 河川、水路及びポンプ場の被害状況調査に関する事 6 災害土砂等の除去及び清掃に関する事 7 土木建築部の災害対策活動の総括、被害状況の取りまとめに関する事 |
| | | | 2 災害時の道路・交通情報、輸送等に関する事 | 1 災害時の道路・交通情報の収集、周知に関する事 2 災害時の緊急交通、輸送に関する事 3 輸送計画に関する事 |
| | | | 3 土木建築関係業者に対する協力要請に関する事 | 1 土木建築関係業者に対する協力要請に関する事 (資機材調達等を含む。) |
| | | | 4 防災資機材の調達に関する事 | 1 防災資機材の調達及び配布に関する事 2 特殊車両の調達に関する事 |
| | | | 5 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 社会基盤施設の緊急対策に関する事 |
| | | | 6 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から土木建築部各班への伝達に関する事 2 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | | | 都市整備班 (都市整備課長) | ・都市整備課 |
| | 2 被災地、被災者への対応に関する事 | 1 市営住宅等に係る相談に関する事 2 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関する事 3 その他住宅被害の相談に関する事 | | |
| | 3 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 被災建築物応急危険度判定に関する事 2 被災住宅応急修理相談受付に関する事 3 応急仮設住宅に関する事 4 応援職員の協力等に関する協定の運用に関する事 | | |
| | 4 被害報告等に関する事 | 1 建設班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 | | |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (10/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|-------------------------------|------------------------|------------------------------|-------------------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 土木建築部 (土木建築部長) (続き) | 下水道班 (下水道課長) | ・下水道課 | 1 公共下水道の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 公共下水道の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 公共下水道の災害復旧に関する事 |
| | | | 2 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 下水道の応急復旧に関する事 |
| | | | 3 被害報告等に関する事 | 1 建設班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |
| 教育部 (教育部長) | 学校教育班 (学校教育課長) | ・学校教育課 ・大柿自然環境 体験学習交流館 | 1 学校教育関係の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 学校教育施設関係の被害状況調査及び取りまとめ並びに復旧に関する事 2 教育部の災害対策活動の総括、被害の取りまとめに関する事 |
| | | | 2 避難所の開設及び運営の協力に関する事 | 1 学校教育施設等を避難所として使用する場合の開設準備、運営等についての連絡調整及び協力に関する事 |
| | | | 3 児童生徒の避難等に関する事 | 1 児童生徒の避難に関する事 2 児童生徒の安否確認に関する事 |
| | | | 4 児童生徒の教育等への対応に関する事 | 1 応急教育に関する事 2 教職員等の協力要請に関する事 3 被災児童生徒に対する学用品の給付対策に関する事 4 被災者等の学校教育に係る相談に関する事 |
| | | | 5 教職員の動員調整に関する事 | 1 教職員の動員調整に関する事 |
| | | | 6 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 学校の教育機能の回復に関する事 |
| | | | 7 本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から教育部各班への伝達に関する事 2 教育部内の連絡調整及び庶務に関する事 3 本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 学校給食センター班 (給食センター長) | ・学校給食センター | 1 学校給食施設等の被害状況の把握及び応急対策等に関する事 | 1 学校給食施設及び共同調理場施設の被害状況調査及び応急復旧対策に関する事 |
| | | | 2 応急時の炊き出しに関する事 | 1 学校給食施設及び共同調理場施設における炊き出しに関する事 |
| | | | 3 被害報告等に関する事 | 1 学校教育班への被害状況報告に関する事 2 関係機関への被害報告等に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (11/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|---------------------------|-----------------------|----------|-----------------------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 教育部 (教育部長) (続き) | 生涯学習班 (生涯学習課長) | ・生涯学習課 | 1 生涯学習関係及び文化財の被害状況の把握、応急対策等に関すること | 1 所管施設の被害状況調査及び取りまとめ並びに応急復旧対策に関すること 2 文化財の被害状況調査及び取りまとめ並びに応急復旧対策に関すること |
| | | | 2 施設利用者の避難等に関すること | 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること |
| | | | 3 避難所の開設及び運営の協力に関すること | 1 公民館等を避難所として使用する場合の開設準備、運営等についての連絡調整及び協力に関すること |
| | | | 4 被害報告等に関すること | 1 学校教育班への被害状況報告に関すること 2 関係機関への被害報告等に関すること |
| 消防部 (消防長) | 総務班 (総務課長) | ・消防本部総務課 | 1 消防部内施設等の被害状況の把握、応急対策等に関すること | 1 消防部内の災害情報、被害状況の把握に関すること 2 消防部内施設の被害調査及び応急処置に関すること |
| | | | 2 消防隊の活動支援等に関すること | 1 その他消防隊の警防活動の支援に関すること |
| | | | 3 被災者等への対応に関すること | 1 応急対策用食料等の補給に関すること |
| | | | 4 その他必要な事務等に関すること | 1 消防部内の災害対策活動、動員状況等の取りまとめに関すること 2 消防部の庶務に関すること |
| | | | 5 災害時の受援又は応援に関すること | 1 救助、救急、消火活動に関すること 2 他機関等の応援要請の渉外に関すること |
| | | | 6 本部等への報告、消防部における連絡調整に関すること | 1 本部及び関係機関への報告に関すること 2 消防部内外の連絡調整に関すること 3 消防団との連絡に関すること |
| | 予防班 (予防課長) | ・消防本部予防課 | 1 危険物施設等の被害状況の把握、取りまとめに関すること | 1 危険物施設、事業所等の被害状況調査に関すること 2 災害状況、被害状況及び警防活動状況の情報収集及び記録に関すること 3 消防部の活動記録に関すること |
| | | | 2 関係機関との連絡調整に関すること | 1 危険物安全協会との連絡調整に関すること 2 その他関係機関との連絡調整に関すること |
| | | | 3 災害活動等に関すること | 1 火災等による二次災害の防止に関すること 2 その他災害活動の後方支援に関すること |
| | | | 4 災害広報に関すること | 1 災害広報に関すること |
| | | | 5 被害報告等に関すること | 1 消防部総務班への被害状況報告に関すること |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (12/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|--------------------------|--------------------|-------------|-------------------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 消防部 (消防長) (続き) | 警防班 (警防課長) | ・消防本部警防課 | 1 消防災害対策本部事務に関する事 | 1 消防災害対策本部事務に関する事 |
| | | | 2 消防、水防その他防災対策に関する事 | 1 消防、水防その他防災対策に関する事 |
| | | | 3 地震情報の収集等に関する事 | 1 地震情報等の受発信・伝達・記録に関する事 |
| | | | 4 職員の動員等に関する事 | 1 職員の動員調整及び参集記録に関する事 |
| | | | 5 消防通信に関する事 | 1 消防通信の統制運用に関する事 2 防災無線の運用に関する事 |
| | | | 6 出動、指令伝達に関する事 | 1 消防庁の指令伝達に関する事 2 救急隊の出動に関する事 3 消防隊及び救急隊等の管制及び指令に関する事 |
| | | | 7 被災者の対応に関する事 | 1 り災証明書関連業務に関する事 |
| | | | 8 本部との連絡調整に関する事 | 1 本部との連絡調整、本部から消防部各班への伝達に関する事 |
| | 消防署班 (消防署長) | ・消防本部江田島消防署 | 1 火災、津波被害等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 火災、津波被害等の被災状況の調査に関する事 2 護岸、河川その他危険区域の応急措置に関する事 |
| | | | 2 消防、水防その他防災活動等に関する事 | 1 消防、水防その他防災活動に関する事 2 その他消防活動に関する事 3 消防部内他班の応援に関する事 |
| | | | 3 避難者の避難誘導に関する事 | 1 避難者の避難誘導に関する事 |
| | | | 4 被災者の救急及び救護に関する事 | 1 救急隊の出動に関する事 2 被災者の救急及び救護に関する事 |
| | | | 5 行方不明者の捜索に関する事 | 1 災害による行方不明者の捜索に関する事 |
| | | | 6 被害報告等に関する事 | 1 消防部総務班への被害状況報告に関する事 |
| | 消防団班 (消防団長) | ・江田島市消防団 | 1 火災、津波被害等の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 火災、津波被害等の被災状況の調査に関する事 2 護岸、河川その他危険区域の応急措置に関する事 |
| | | | 2 消防、水防その他防災活動に関する事 | 1 消防、水防その他防災活動に関する事 |
| | | | 3 避難者の避難誘導に関する事 | 1 避難者の避難誘導に関する事 |
| | | | 4 被災者の救急及び救護に関する事 | 1 被災者の救急及び救護に関する事 |

別表2 江田島市災害対策本部の具体的な分掌事務 (13/13)

| 部名 (部長) | 班名 (班長) | 所属課 | 分掌事務 | |
|----------------------|------------------------|------------------|--------------------|---|
| | | | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 消防部 (消防長) (続き) | 消防団班 (消防団長) (続き) | ・江田島市消防団 (続き) | 5 行方不明者の捜索に関する事 | 1 災害による行方不明者の捜索に関する事 |
| | | | 6 災害広報に関する事 | 1 災害広報に関する事 |
| | | | 7 被害報告等に関する事 | 1 消防署班への被害状況報告に関する事 |
| 議会部 (議会事務局長) | 議会班 (議会事務局次長) | ・議会事務局 | 1 議会議員との連絡調整等に関する事 | 1 本部との連絡調整に関する事 2 議会議員との連絡調整、連携に関する事 |

参考表2 県水道広域連合企業団江田島事務所の具体的な分掌事務

| 所属 | 分掌事務 | |
|------------------|---------------------------------|---|
| | 主な分掌事務 | 具体的な分掌事務 |
| 県水道広域連合企業団江田島事務所 | 1 公共上水道の被害状況の把握、応急対策等に関する事 | 1 公共上水道の被害状況調査及び応急対策に関する事 2 公共上水道の災害復旧に関する事 3 応急復旧に関する資料の調達確保に関する事 4 工事関係業者に対する協力要請に関する事 |
| | 2 水道施設等の保全、応急対策等に関する事 | 1 水道施設の保全及び応急復旧に関する事 2 上水道施設に係る水質試験、管理に関する事 3 水道施設の警備に関する事 4 受電及び配電設備の保全並びに警備に関する事 |
| | 3 被災地、被災者への対応に関する事 | 1 飲料水の確保及び供給に関する事 2 給水、断水等の広報に関する事 3 被災者等の水道施設等に係る相談に関する事 |
| | 4 災害時の受援又は応援に関する事 | 1 上水道の応急復旧・被害調査に関する事 2 給水に関する事 |
| | 5 県水道広域連合企業団本部との連絡調整、被害報告等に関する事 | 1 県水道広域連合企業団本部との連絡調整、県水道広域連合企業団本部からの伝達に関する事 2 県水道企業団本部及び関係機関への被害報告等に関する事 |
| | 6 市災害対策本部との情報共有や連携、連絡調整等に関する事 | 1 市災害対策本部との被害状況の情報共有や応急対策の連携に関する事 2 市災害対策本部との連絡調整等に関する事 |

第4 動員

1 基本方針

各体制における動員の要員は、配備編成計画においてあらかじめ定められた職員とする。

災害の状況によっては、配備編成計画に必ずしもこだわらず、各班相互に連絡調整を図りながら、緊急性の高い応急対策から優先的に要員を投入するなど、全体的視野から弾力的に要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実行する。

また、本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努力する。

さらに、動員の迅速化を図るため、緊急連絡システム、携帯電話等を適宜活用する。

2 参集等

(1) 配備編成計画に基づき招集を受けたときは、特に招集場所を指定された場所のほか、所属勤務場所に出動するものとする。ただし、災害その他の事情により指定された場所又は所属勤務場所に到着できないときは、最寄の市の機関に出動し、その旨を所属長に報告し、指示を受けなければならない。

(2) 招集の有無にかかわらず、配備計画に基づき配備要員に指名された班員は、災害が発生したこと又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに所属部班に参集し、又は連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

(3) 前項に規定する班員は、災害時においても自ら進んでラジオ、テレビ等により災害に関するニュースの視聴取に努めるものとする。

3 伝達系統及び動員

本部長が本部の配備を決定したときの勤務時間内・外における伝達系統及び動員は、次頁表のとおりとする。

なお、市民センター、支所については、市民生活部長から各市民センター長・支所長に伝達を行い、各市民センター長・支所長から所属職員に伝達事項を伝達するものとする。

<勤務時間内>

| | 伝達系統 | 動員 |
|-----------|--|--|
| 第1号 配備 | ① 危機管理課長は直ちに各部(局)長及び消防長に対して電話等により、地震情報等の内容及び状況等を伝達、必要な防災体制について通知 ② 各部(局)長及び消防長は各課長に伝達 ③ 各課長は所属の職員に周知 | <ul style="list-style-type: none"> 各部(局)長及び消防長は、各課長に指示し、職員の所在を把握し、今後の状況の変化に応じて速やかな配備ができる体制に置く。 その他の配備要員は、各課において通常の執務につき、地震等に関する新たな情報を得たときは直ちに上司に連絡する。 危機管理監は、状況の推移に応じて配備要員の増員その他体制の強化について市長に具申し、必要な措置をとる。 |
| 第2号 配備 | (市民への広報) ① 危機管理課長は、必要により、総務課長に市民への広報を依頼 ② 総務課長は、依頼があった場合には、防災行政無線により速やかに市民に対し広報する。 | <ul style="list-style-type: none"> 各部(局)長及び消防長は、各課長に指示し、職員の所在を把握し、状況に応じて直ちに配備できる体制に置く その他の配備要員は、各課において通常の執務につき、地震等に関する新たな情報を得たときは直ちに上司に連絡する。 危機管理監は、被害状況等の推移により配備要員の増減が必要な場合は市長に具申し、配備要員を増員又は減員する。 |
| 第3号 配備 | ① 市長は危機管理監に対し、本部の設置を指示 ② 危機管理課長は直ちに各部(局)長及び消防長に対して電話等により本部設置を伝達、必要な防災体制について通知 ③ 各部(局)長及び消防長は各課長に伝達 ④ 各課長は所属の職員に周知 (市民への広報) ① 危機管理課長は、総務課長に市民への広報を依頼 ② 総務課長は、防災行政無線により速やかに市民に対し広報する | <ul style="list-style-type: none"> 各部(局)長及び消防長は各課長に指示し、すべての業務を中止し、総力を挙げて災害対策に当たる体制をとる |

<勤務時間外>

| 体制 | 伝達系統 | 動員 |
|-------------------------|--|--|
| 第1号 配備・ 第2号 配備 | ① 消防本部で受信し、危機管理監に通報(※) ② 危機管理課長は、江田島市非常時連絡網により直ちに各部(局)長及び消防長に伝達 | <ul style="list-style-type: none"> この体制での参集があらかじめ定められている職員は、連絡を受け次第直ちに登庁する。 それ以外の職員は自宅で待機し、インターネット・テレビ・ラジオによる情報収集に努める。 自宅以外にいる者は、所在を明確にしておく。 |
| 第3号 配備 | ③ 各部(局)長及び消防長は、各課長に伝達 ④ 各課長は、あらかじめ定められた連絡網により所属職員に連絡 | <ul style="list-style-type: none"> 全職員は直ちに登庁する。 自宅以外にいる者も、市内の場合は直ちに登庁し、市外にいる者は上司の指示に従う。 ただし、道路が寸断されるなどして登庁が困難な場合には、最寄りの公共施設に参集後、所属上司の指示を受け、その後の任に当たる。 |

※ただし、注意体制から第2号配備に移行するとき、又は、災害警戒本部から第3号配備に移行するときは、危機管理監が措置する。

様式第1号

災害対策本部配置表（ 部）

年 月 日現在

| | |
|----------------|--|
| 所 属 | |
| 部 長 | |
| 連 絡 員 | |

※ 市民センター及び支所を除く上記の者は、災害対策本部設置場所に参加する。

| 班 長 | | | | |
|--------|---------|---------|---------|--|
| | 1 号 配 備 | 2 号 配 備 | 3 号 配 備 | |
| 班 員 | | | 全 員 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第2節 災害情報計画

第1 方針

この計画は、市内に地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、津波警報等、地震及び津波に関する情報（以下「津波警報等」という。）、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

第2 地震・津波情報の収集・伝達

1 県内の地震動等の観測施設

(1) 気象庁が行う地震動及び津波の観測施設

県内には、地震観測装置が庄原市西城町、府中市上下町矢多田、北広島町都志見及び呉市音戸中学校の4箇所に設置され、このうち広島府中市上下町矢多田を除き震度の観測を行っている。このほか計測震度計が広島市中区上八丁堀、呉市宝町、福山市松永町、三次市十日市中、北広島町有田、東広島市黒瀬町、三原市円一町及び広島空港の8箇所に整備され、震度の観測を行っている。

また、広島港には巨大津波観測計（2 m以上の津波を検知）を設置している。

(2) 県が行う地震動の観測

本市をはじめ、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

(3) 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された以下の20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。

（三次市三次町、三次市甲奴図書館、庄原市西城町大佐、庄原市東城町、庄原市高野町、北広島町豊平郵便局、北広島町川小田、安芸高田市向原町長田、三原市館町、尾道市長江、尾道市因島土生町、広島市中区羽衣町、世羅町東神崎、神石高原町油木、廿日市市大野、福山市東桜町、府中市府川町、東広島市西条栄町、呉市中央、竹原市中央）

| | |
|-----|---------|
| 資料編 | ・観測施設一覧 |
|-----|---------|

2 津波警報等の種類及び内容

(1) 種類

ア 大津波警報・津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

なお、大津波警報は津波特別警報に位置付けられる。

イ 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

ウ 津波予報：津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

(2) 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

ア 津波警報等

| 種類 | 発表基準 | 想定される被害と取るべき行動 | 発表される津波の高さ | |
|-------|---|--|------------------------------------|------------|
| | | | 数値での発表 (予想される津波の高さ区分) | 巨大地震の場合の発表 |
| 大津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが、高いところで3 mを超える場合 | 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 | 10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ) | 巨大 |
| | | | 10m (5 m<予想される津波の最大波の高さ ≤10m) | |
| | | | 5 m (3 m<予想される津波の最大波の高さ ≤5 m) | |
| 津波警報 | 予想される津波の最大波の高さが、高いところで1 mを超え、3 m以下の場合 | 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 | 3 m (1 m<予想される津波の最大波の高さ ≤3 m) | 高い |
| 津波注意報 | 予想される津波の最大波の高さが、高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 | 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。 | 1 m (0.2m ≤予想される津波の最大波の高さ ≤1 m) | (表記しない) |

注) 大津波警報を「特別警報」に位置づける。

イ 津波予報

| 発表基準 | 内容 |
|---|---|
| 津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表) | 津波の心配なしの旨を発表。 |
| 0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。 |
| 津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表) | 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。 |

3 地震及び津波に関する情報の種類と内容

(1) 伝達基準

- ア 県内で震度1以上の地震を観測したとき。
- イ 広島県に津波警報等が発表されたとき。
- ウ その他地震及び津波に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

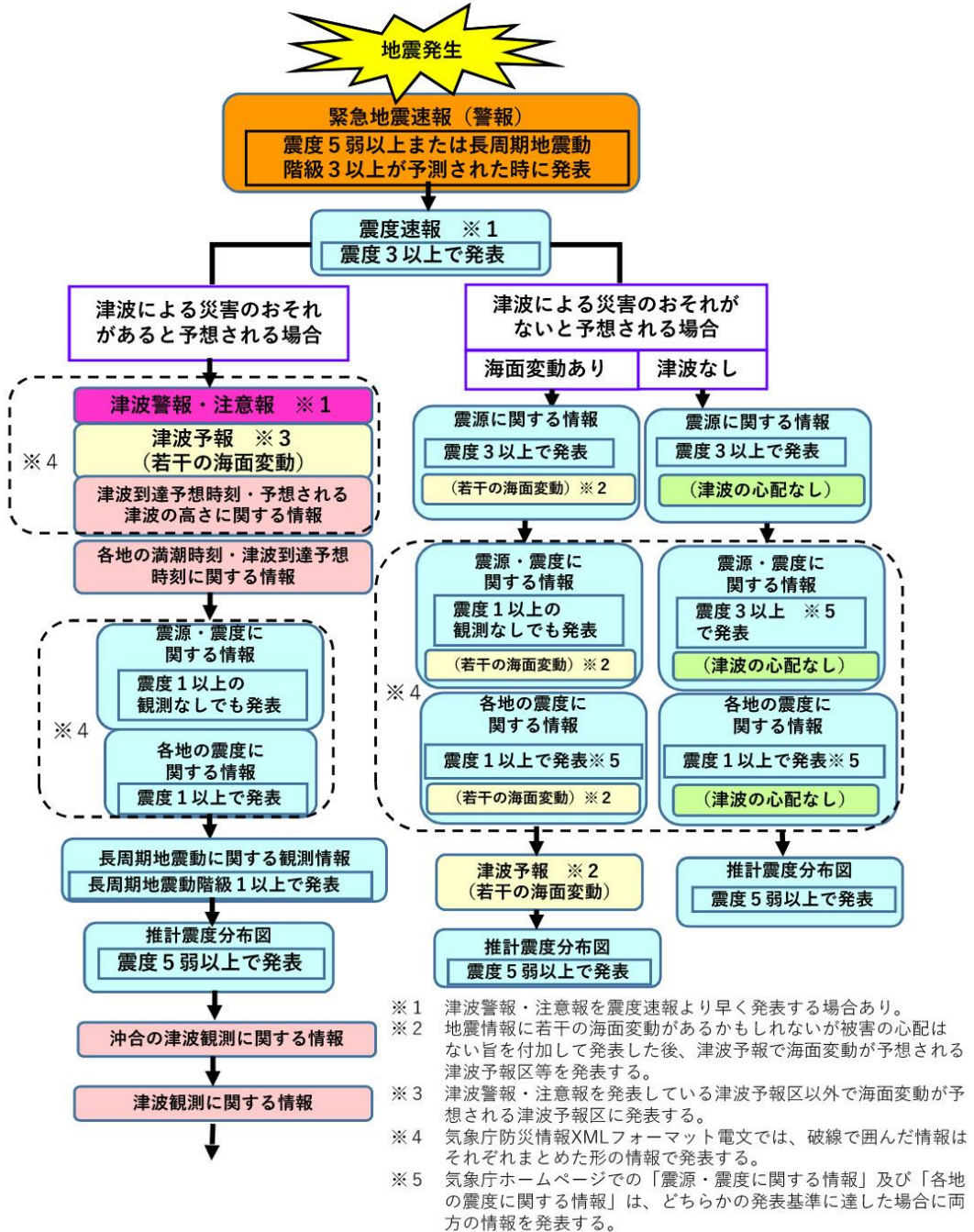
なお、公衆の利便をさらに増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

(2) 地震に関する情報の種類及び内容

| 情報の種類 | 発表基準 | 発表内容 |
|----------------|--|--|
| 震度速報 | ・震度3以上 | 地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を188に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。 |
| 震源に関する情報 | ・震度3以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない) | 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 |
| 震源・震度情報 | ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時 | 地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名・地点名を発表。 |
| 長周期地震動に関する観測情報 | ・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合 | 地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から約10分後程度で1回発表） |
| 遠地地震に関する情報 | ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 (国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。) | 国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表(*1)。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。 |
| その他の情報 | ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など | 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 |
| 推計震度分布図 | ・震度5弱以上 | 観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。 |

注) 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。

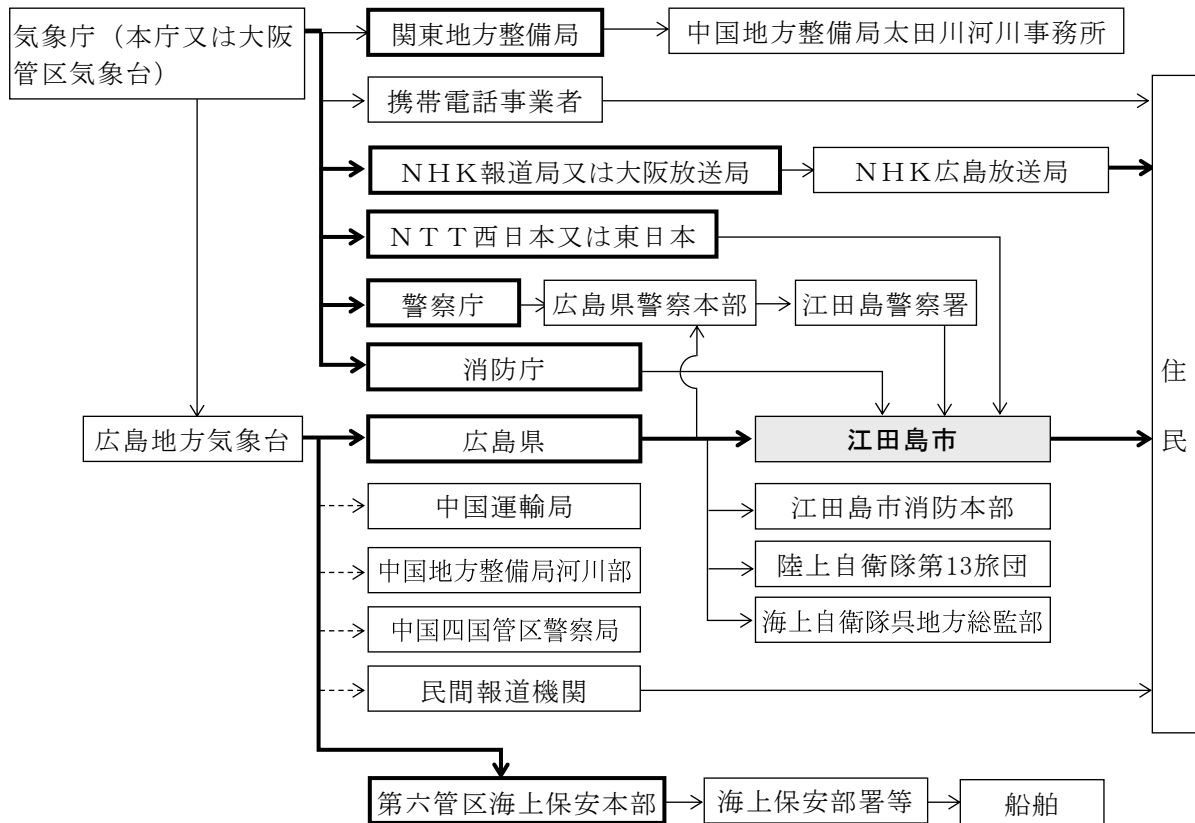
＜地震・津波に関する情報発表の概念図＞



気象庁ホームページ（地震情報について）による。

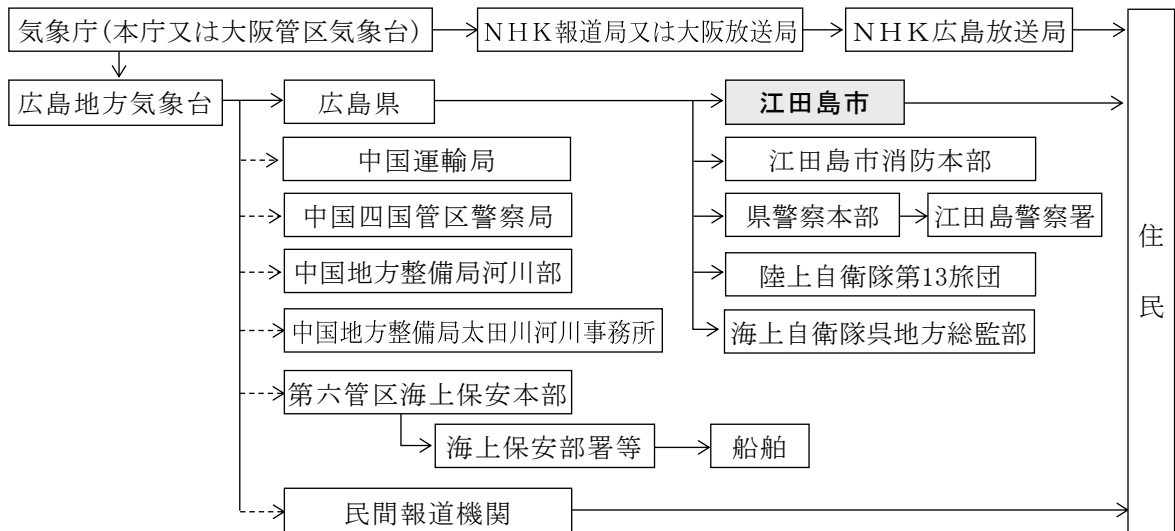
4 津波警報等の伝達経路

(1) 気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



- ・太枠の機関は気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達機関
- ・二重線の経路は気象業務法第15条の2により特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
- ・NHK広島放送局は津波警報が発表された時に「緊急警報信号」を発信する。
- ・NTT西日本又はNTT東日本は、津波注意報の通知は行わない。
- ※1：あらかじめ定められた通信系統の障害により関東地方整備局に通知することができない場合は、広島地方気象台が中国整備局太田川河川事務所に代替手段により通知する。
- ※2：あらかじめ定められた通信系統の障害によりNHK報道局又は大阪放送局に通知することができない場合は、大阪管区気象台がNHK大阪放送局に代替手段により通知する。
- ・広島地方気象台からの伝達経路のうち、点線は副次的な伝達経路である。

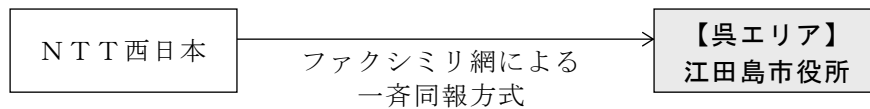
(2) 広島地方気象台は、地震及び津波に関する情報を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。



注1：広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線（気象庁本庁からの伝達経路も含む。）、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。

注2：民間報道機関は、(株)中国放送、(株)中国新聞社である。

(3) NTT西日本は、次の経路により津波警報を伝達する。



(4) 市の措置

ア 受領担当

県等の関係機関からの地震情報及び津波警報等の通知は、危機管理課、警防課において受領する。

イ 市民等への周知

市は津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、広報車、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール機能を含む。）、SNS等を用い、住民に速やかに周知する。

ウ 関係機関との連絡体制

市は、常に広島県総合行政通信網やラジオ、テレビ等に注意するとともに、関係機関と密接な連絡をとり、事後の情報の把握に努める。

エ 勤務時間外の措置

勤務時間外に、県等からの地震情報等の通知は、消防本部で受領し、危機管理課長に連絡するとともに、状況により地域住民及び関係団体等に広報を実施する。

5 津波に対する自衛措置

近地地震の発生においては、津波到達までの時間が短く、津波予報の入手を待って対策を講じたのでは間に合わない場合があるので、震度4以上の地震が発生した場合、市は次の措置をとる。

(1) 津波予報関係気象官署から、何らかの通報が届くまで、地震発生から少なくとも30分間は高台等から、海面の状態を監視する体制を確立しておくこと。

- (2) 市に対する津波注意報及び警報の伝達は、放送による方が早い場合が多いので、地震発生から少なくとも1時間はNHK放送を聴取することとし、また、その責任者を定めておくこと。

【参考】

気象業務法施行令第10条の規定により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市長及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった地の市長は、津波警報を発表することができる。

6 緊急地震速報が発表された場合の措置

市は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等で伝達可能な場合には、住民へ伝達する。

第3 地震災害情報の収集伝達手段

市における地震災害情報の収集及び伝達手段は、次のとおりである。

1 地震災害情報の収集手段

- (1) 市民からの電話、FAX、口頭による情報
- (2) パトロール車等による巡回
- (3) 市防災行政無線（移動系）による収集
- (4) 江田島警察署からの電話、FAX等による通報
- (5) その他地元関係機関からの電話、FAX等による通報
- (6) 市内郵便局からの情報
- (7) タクシー会社等無線施設所有者からの情報
- (8) 地元アマチュア無線のボランティアの活用
- (9) マスコミの報道
- (10) 震度情報ネットワークシステムの活用
- (11) 県防災情報システムの活用

2 関係機関への伝達手段

- (1) 電話、FAX、口頭による伝達
- (2) 市防災行政無線の活用
- (3) 県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (4) 登録制メール、緊急速報メールの活用
- (5) 地元アマチュア無線のボランティアの活用

3 その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

第4 地震災害情報の収集伝達経路

1 通常の場合（県災害対策本部が設置されていない場合）の経路

- (1) 災害の予防、未然防止又は拡大防止のための情報

市は、災害対策基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた場合、市長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(2) 災害応急対策責任者との相互の被害状況の情報交換

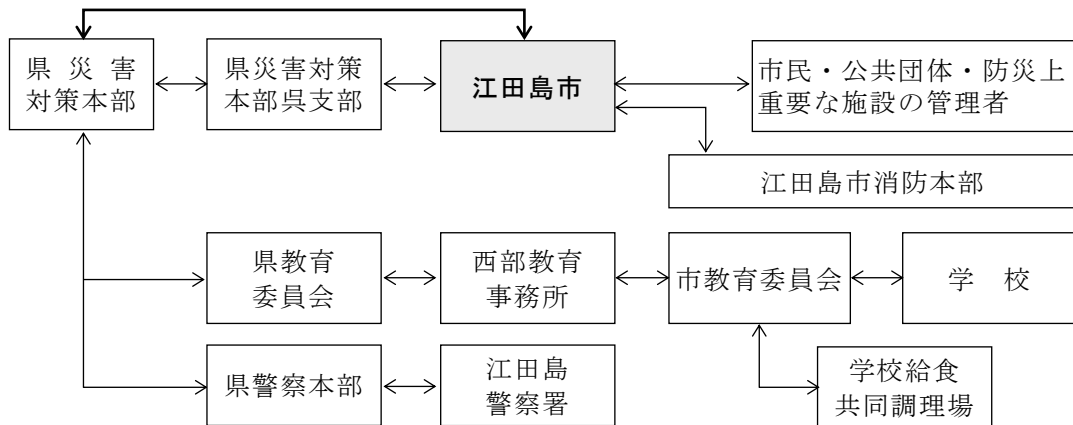
市は、他関係機関の災害応急対策責任者と連携して、災害に関する情報の収集に努めるとともに、災害に関係のある事故又は情報を知ったとき及び自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対してとった措置をできるだけ相互に通報しあう。また、とった措置の概要を県危機管理監に通報する。

(3) 災害に関する民間団体への通知

市は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

2 県災害対策本部が設置された場合の経路

県災害対策本部（情報連絡班）が設置された場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。



第5 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、県への報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、市は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行くことを原則とするが、江田島市の区域内で震度5強以上を記録したものについては、直接、消防庁へも報告することとする。

県に報告できない場合にあつては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁）へ報告するものとする。

県及び市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

1 災害発生報告等の庶務

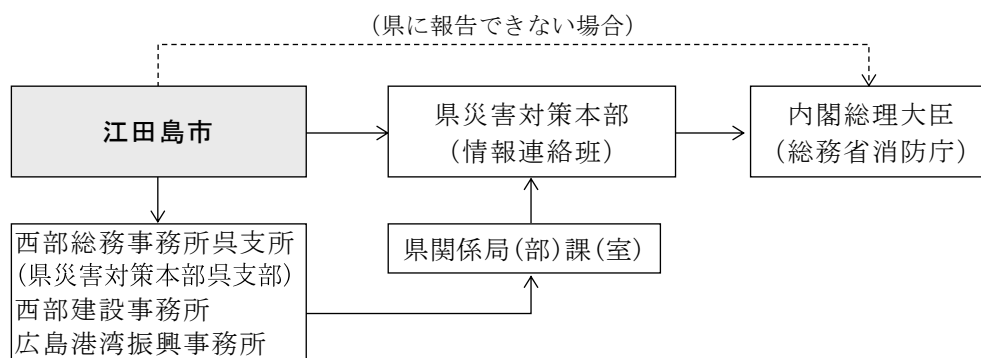
災害発生報告、被害状況報告に係る事務は、危機管理課が担当する。

2 災害発生報告

応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、災害発生状況の迅速な把握を主眼として、次により県に報告する。

(1) 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。(県が災害対策本部を設置していない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。)



<内閣総理大臣への報告先(総務省消防庁)>

| 回線別 | 区分 | 平日(9:30~18:15) ※応急対策室 | 左記以外 ※宿直室 |
|--------------|-----|--------------------------|---------------------------|
| NTT回線 | 電話 | 03-5253-7527 | 03-5253-7777 |
| | FAX | 03-5253-7537 | 03-5253-7553 |
| 消防防災無線 | 電話 | 7-90-49013 | 7-90-49101~49103 |
| | FAX | 7-90-49033 | 7-90-49036 |
| 地域衛星通信ネットワーク | 電話 | 77-048-500-90-49013 | 77-048-500-90-49101~49103 |
| | FAX | 77-048-500-90-49033 | 77-048-500-90-49036 |

(2) 地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として資料編掲載の様式第1号により行う。

(3) 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市は直ちに総務省消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、市消防部局から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

(4) 県に報告することができない場合の災害発生時の報告

県に報告できない場合の災害発生時の報告先は、内閣総理大臣(総務省消防庁)とする。なお、県と連絡がとれるようになった後については、県に対して報告を行うものとする。

資料編 ・ 様式第1号「災害発生報告」

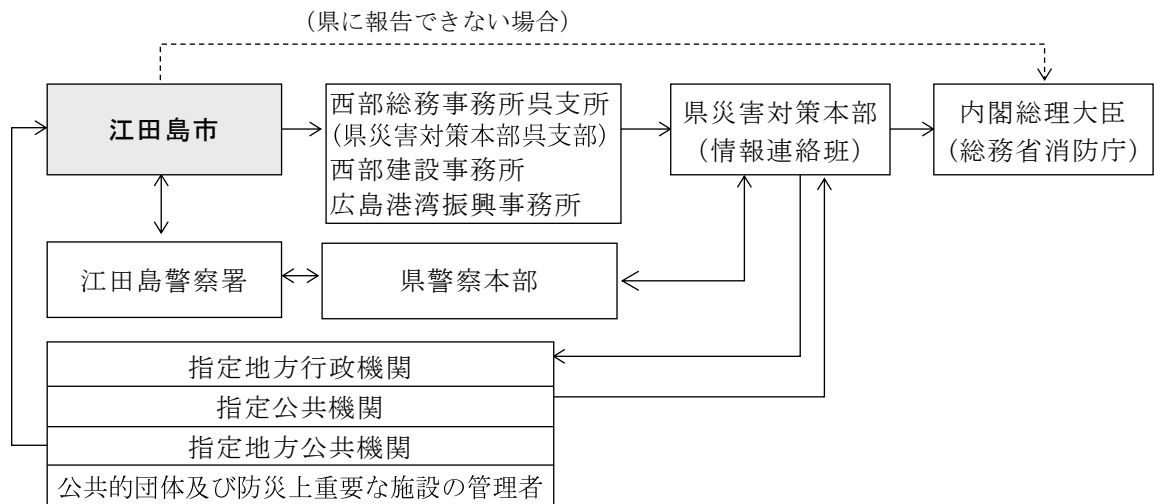
3 被害状況の報告及び通報

関係法令等の規定に基づき、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼として、次により関係機関に被害状況を報告及び通報する。

(1) 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。(災害対策本部が設置されてい

ない場合は、「県災害対策本部」は「県危機管理監」と読み替える。）



(2) 被害状況の報告等

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(3) 被害状況の報告様式

被害状況の報告は、資料編掲載の様式第2号により行う。

(4) 県に報告することができない場合の被害状況の報告

市が県に報告できない場合の被害状況の報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁）とする。

なお、県と連絡がとれるようになった後については、県に対して報告を行うものとする。

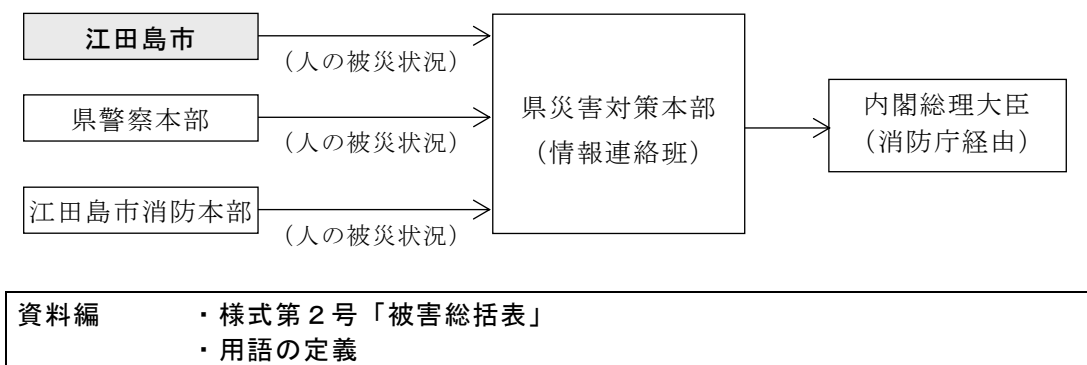
(5) 人の被害についての即報

市、県警察本部及び江田島市消防本部が、災害による人的被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システム等を利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者数）については、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集するものとする。

また、市等と県は連携し、人的被害の数についての適切な広報を行うとともに、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるとき

は、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。



第3節 通信運用計画

基本編第3章「第25節 通信応急計画」を準用する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

基本編第3章「第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画」を準用する。

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

基本編第3章「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第6節 相互応援協力計画

基本編第3章「第6節 相互応援協力計画」を準用する。

第7節 防災拠点に関する計画

基本編第3章「第7節 防災拠点に関する計画」を準用する。

第8節 救出計画

第1 方針

大地震・津波による家屋等の崩壊、崖崩れ及び津波等により多数の要救出者が発生した場合には、市は県、県警察、第六管区海上保安本部及びその他の防災関係機関等と相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、市長及び消防長が、救出活動の指揮をとるものとする。

この節に定めのない事項については、基本編第3章「第14節 救出計画」によるものとする。

第2 陸上における救出

1 市

- (1) 消防職員、消防団員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両舟艇、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。
- (2) 市による救出が困難なときは、速やかに江田島警察署に連絡し、合同して救出に当たる。
- (3) 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両舟艇、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

| 明示事項 |
|-------------------------------------|
| ① 災害の状況及び応援を必要とする理由 |
| ② 応援を必要とする期間 |
| ③ 応援を必要とする人員、車両舟艇、特殊機器、航空機その他資機材の概数 |
| ④ 応援を必要とする区域及び活動内容 |
| ⑤ その他参考となるべき事項 |

なお、自衛隊への派遣要請については、基本編第3章「第5節 自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

- (4) 救護機関及び県警察と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

2 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、市は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

- (1) 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努める。
- (2) 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等に連絡し、早期救出に努める。
- (3) 可能な限り、市、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

第3 海上における救出

市長及び消防長は、県、県警察、広島海上保安部・呉海上保安部等防災関係機関と連携をとりつつ、消防及び救難救護を行う。

第4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第5 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

第9節 避難対策計画

第1 方針

大地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、崖崩れ、津波等が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の指定を行い、平素から市民への周知徹底を図るとともに、市民を含めた訓練に努めることとする。

この計画では、避難の指示等、避難誘導、指定避難所の運用について定める。

第2 避難の指示等

1 指示する者

避難の措置の実施責任者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の指示等を行う。

(1) 市長の措置

ア 市長は、火災、崖崩れ、土石流等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

また、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは大津波警報・津波警報を覚知した場合、津波による浸水のおそれがある地域に対し、速やかに避難指示等を発令する。

なお、津波警報等の覚地により避難指示等を発令する場合には、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定め、発令することとする。

避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

イ 市長が不在又は登庁に時間を要する場合は、本部長職務代理者の順位に順じ、①副市長、②危機管理監、③教育長の順に職務を代理する。

ウ 地震の発生により降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

(2) 警察官及び海上保安官の措置

警察官及び海上保安官は、地震災害の発生により、市民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長が措置を行ういとまがないとき又は市長から要請があったとき、若しくは市民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

(3) 自衛官の措置

ア 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

イ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、

警察官がその場にはいないときに限り、危険な場所にいる市民に避難の指示をすることができる。

(4) 知事又はその命を受けた職員

ア 知事又はその命を受けた職員は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の市民に対し、立退きを指示する。

イ 災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。

2 避難指示等の内容

市長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

| 明示事項 |
|--------------|
| ① 避難対象地域 |
| ② 避難指示等の発令理由 |
| ③ 避難先及び避難経路 |
| ④ 避難の方法及び携行品 |
| ⑤ その他必要な事項 |

3 市民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又は機関は、速やかに当該地域の市民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

(1) 市民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を市防災行政無線、サイレン、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール機能を含む。）、ＳＮＳ、広報車等により市民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て市民への周知徹底を図る。

この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮し、情報の受け手に応じた多種多様な手段を確保するものとする。

(2) 関係機関の相互連絡

市は、避難の措置をとったとき、その内容について、県、江田島警察署、自衛隊及び海上保安庁に連絡通報する。

4 防災上重要な施設の避難対策

病院、学校、旅館、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難指示等を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。

学校等並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

(1) 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生、給食の実施方法について定める。

- (2) 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第3 避難の誘導

1 避難誘導に当たる者

- (1) 市職員、警察官、消防職員、自治会、消防団員その他の避難措置の実施者
 (2) 自主防災組織のリーダー、自治会長等

2 避難誘導の方法

- (1) 避難は、原則徒歩とする。
 (2) 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、市民の速やかな避難を図る。
 なお、市長は、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。
 (3) 避難は幼小児、高齢者及び障害者を優先する。
 (4) 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プランや個別避難計画に基づいて支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
 また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。
 (5) 避難の指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。
 (6) 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、市長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
 (7) 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

3 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第4 指定避難所の開設

1 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。また、市は、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、各自治会長や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、そ

の立ち上げを支援する。

この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

なお、市は、県等と相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引取や応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等によって避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館や宿泊施設等への移動を避難者に促すものとする。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- (1) あらかじめ施設管理者との調整等を行い、迅速な指定避難所の開設に努める。
- (2) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (3) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康及び福祉的な支援体制の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (4) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、選択等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。

- (5) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。
- (6) 要配慮者の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

- (7) 県及び市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

- (8) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (9) 市は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (10) 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (11) やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。
- (12) 市町は、「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。
また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (13) 市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (14) 市町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難者の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (15) 避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所を運営する体制に早期に移行できるよう、自治的な組織の立ち上げを支援する。

2 避難行動要支援者の避難等

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

市は、一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所

で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借り上げる等、要配慮者にとって生活しやすい多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。

3 広域的避難

市は、地震の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、市外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難受入れに関する支援を要請するものとする。

また、地震発生による市機能の喪失等により、市において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は、市に代わり必要な手続きを行うものとする。被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請するものとする。

市は、居住地以外の市町へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

4 市が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

- (1) 開設の日時
- (2) 開設の場所
- (3) 受入れ人員
- (4) 開設期間の見込み
- (5) その他必要と認められる事項

5 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、市は、市民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第10節 津波避難対策計画

第1 方針

津波が発生した場合には、市長又はその他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

特に、市長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に指定緊急避難場所・指定避難所等の選定又は見直しを行い、平素から市民への周知徹底を図るとともに、市民を含めた避難訓練の実施に努めることとする。

この計画では、津波避難のための事前の準備及び津波発生時の応急対策について定める。

第2 津波避難のための事前の準備

1 津波浸水想定図等の作成及び周知

居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるように、市は避難地、避難路等を示す津波ハザードマップ作成を行い、市民等に周知するものとする。

2 避難場所・避難路の選定

(1) 基本原則

市は、居住者等が津波来襲時に迅速かつ的確な避難を行うことができるよう広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図等を基に、指定緊急避難場所、避難路を事前に選定又は見直しを行うものとする。選定に当たっては、地域の状況を十分考慮するものとする。

また、必要に応じて、整備方針等を作成し、避難路・避難階段等の整備を行うものとする。

選定した指定緊急避難場所・避難路について、平素から広報等により市民への周知徹底を図ることとする。

さらに、あらかじめ選定した指定緊急避難場所、避難路沿い等に統一的な図記号等を利用したわかりやすい誘導表示板、案内標識、海拔表示シート等を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。

(2) 選定基準

津波災害を想定した避難場所・避難路の選定基準は、概ね次による。

ア 指定緊急避難場所

(ア) 津波により避難が必要となることが想定される地域（以下「避難対象地域」という。）から外れていること。（広島県津波浸水想定図を参考とする。）

(イ) 十分な海拔高度を有すること。

(ウ) 原則としてオープンスペースであること。ただし、耐震性が確保されている建物は指定することができる。

(エ) 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。

(オ) 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることからさらに避難できる場所があること。

(カ) 避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限1人当たり1㎡以上を確保すること）。

- (キ) 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- (ク) 避難場所表示があり、入口等が明確であること。
- (ケ) 一晚程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていることが望ましい。

イ 避難路

避難路の選定基準は、概ね次による。

- (ア) 山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- (イ) 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- (ウ) 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- (エ) 原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。
- (オ) 津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）
- (カ) 避難途中での津波の来襲に対応するため、避難路に面した津波避難ビルが確保されていることが望ましい。
- (キ) 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。
- (ク) 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- (ケ) 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- (コ) 階段、急な坂道等には手すり等が設置されている事が望ましい。

3 津波避難計画の作成

市は、避難対象地域を明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難路等、具体的な避難実施に関して、広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間及び津波災害の特性に応じた津波避難計画を作成するものとする。なお、避難対象地区の選定に当たっては、各種防災施設の整備の状況や被害想定の実施等による検証を通じて避難計画を見直していくものとする。さらに、市民や防災上重要な施設の管理者等が作成する地域ごとの津波避難計画に関して必要な支援を行うものとする。

4 防災上重要な施設の避難対策

- (1) 病院、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ広島県地震被害想定及び広島県津波浸水想定図における津波の浸水域・浸水深・到達時間等を参考に避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を発令した場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者の避難に特に配慮するものとする。
- (2) 学校等並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
 - ア 学校等においては、園児・児童生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。

イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

第3 津波発生時の応急対策

1 避難の指示の発令

(1) 発令基準

次の場合において、市長は、速やかに的確な避難指示を発令する。

ア 報道機関の放送等により津波警報等の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項の規定及び気象業務法第15条の2第2項の規定により津波警報等の通知を受けた場合

イ 報道機関の放送等により津波注意報の発表を認知した場合及び気象業務法第15条第2項の規定により津波注意報の通知を受けた場合で被害が発生するおそれがある場合

ウ 強い地震（概ね震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合

エ 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報等をした場合

(2) 発令時期及び発令手順

津波警報等を認知した場合又は津波警報等の通知を受けた場合は、自動的に又は直後に避難指示を発令する。

特に、勤務時間外に津波警報等が発表された場合について、避難指示の手続きや時期を十分検討し、速やかな対応が図られるよう体制整備を図るものとする。

(3) 避難の指示の内容

本章「第9節 避難対策計画」の「第2 避難の指示等」の定めるところによるものとする。

(4) 市民への周知及び関係機関への連絡

本章「第9節 避難対策計画」の「第2 避難の指示等」の定めるところによるものとする。

(5) 解除の基準

次の場合において、市長は、避難指示を解除する基準を定める。

ア 報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合

イ 気象業務法施行令第10条の規定により市長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

(6) 解除時期及び解除手順

避難指示の解除は、原則として津波警報等の解除の発表に基づき行うものとする。

また、解除手順は、発令手順と同様に事前に十分に検討しておくものとする。

2 避難の誘導

本章「第9節 避難対策計画」の「第2 避難の指示等」の定めるところによるものとする。

第11節 医療救護・助産計画

第1 方針

市は、大地震・津波が発生した場合、県、国、日本赤十字社広島県支部、災害協力病院、災害拠点病院、安芸地区医師会（江田島ブロック会）、佐伯地区医師会（能美地区会）、広島県医師会等各関係機関と相互に協力して迅速かつ的確に医療（助産を含む。以下同じ。）救護活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第3章「第13節 医療救護・助産計画」によるものとする。

| | |
|-----|----------|
| 資料編 | ・ 医療機関一覧 |
|-----|----------|

第2 医師会との連携による医療活動

地震・津波災害発生後、特に初期の段階においては、市内の医療機関による医療救護活動が中心となるため、医師会との協定に基づき連携して医療救護活動を実施する。

なお、地区医師会との連携のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

| | |
|-----|--|
| 資料編 | ・ 災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人安芸地区医師会） ・ 災害時の医療救護活動に関する協定書、実施細目及び覚書（社団法人佐伯地区医師会） |
|-----|--|

第3 医薬品・医療資機材の確保

1 震災発生後初期段階への対応

市は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。

備蓄医薬品・医療資機材の管理については、備蓄先医療機関、安芸地区医師会、佐伯地区医師会等に協力を依頼するものとする。

2 震災発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、薬局・薬店等に依頼して調達するものとし、不足が生じた場合は、県に
関係業者等からの調達を要請する。

| | |
|-----|-------------|
| 資料編 | ・ 市内薬局・薬店一覧 |
|-----|-------------|

第4 救急搬送の実施

1 負傷者の医療機関への搬送は、原則として市が実施する。

2 救護所から医療機関へ搬送する場合で、市が対処できない場合は、県、日本赤十字社広島県支部及びその他の関係機関に応援を要請する。

3 緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、防災関係機関の所有するヘリコプター等により行う。

4 迅速・的確な救急救命措置を講じるための医師と救急救命士の連携体制を構築する。

5 広域医療搬送の必要が生じた場合は、関係機関との調整、広域搬送拠点の確保や運営、

広域搬送拠点と医療機関等との間の搬送について、県に要請し調整するものとする。

- 6 県は、広域医療搬送を実施するに当たっては、必要に応じ、関係機関と連携して、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置、運営するものとする。

第5 救護所設置の広報

市は救護所を開設した場合、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、市民に救護所開設の広報を行う。

第12節 消防計画

第1 方針

市は、大地震・津波発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、江田島市消防本部においては消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第3章「第17節 消防計画」によるものとする。

第2 消防活動体制の整備

1 市は、大地震・津波発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ市民・事業所等に周知しておくこととする。

(1) 出火防止及び初期消火

市民、自主防災組織、事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努める。

(2) 火災の拡大防止

火災が発生したときは、市民、自主防災組織、事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努める。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

2 市は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(1) 大地震・津波発生直後の消防職員、消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(2) 大地震・津波発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報体制について定める。

(3) 大地震・津波発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(4) 大地震・津波発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

第3 消防活動

1 火災発生状況等の把握

江田島市消防本部は、消防職員、消防団員を指揮し、又自主防災組織及び自治会等から市内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、江田島警察署と相互に連絡を行う。

(1) 延焼火災の状況

(2) 自主防災組織の活動状況

(3) 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

(4) 消防ポンプ自動車その他の車両、防災行政無線（移動系）等通信連絡施設及び消

防水利等の活用可能状況

2 消防活動の留意事項

- (1) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- (2) 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- (3) 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- (4) 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- (5) 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- (6) 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

第4 事業所等の活動

江田島市消防本部は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

1 火災予防措置

LPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

- (1) 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 災害拡大防止措置

LPガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。
- (2) 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。
- (3) 立入禁止等の必要な措置を講ずる。

第13節 交通確保計画

第1 目的

この計画は、大地震・津波災害時において、陸上、海上の交通機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、交通の確保を図り、緊急輸送、通信連絡を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この節に定めのない事項については、基本編第3章「第23節 交通確保計画」によるものとする。

第2 交通秩序応急対策

1 陸上交通の確保

(1) 交通規制

県公安委員会は、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両等（災害対策基本法施行令第32条の2で定める、道路交通法第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限する。

ア 被災地及び周辺における緊急措置

大地震・津波発生直後の緊急措置として、被災地及びその周辺の地域について、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。

なお、緊急通行車両等であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先するものとする。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、あらかじめ緊急通行車両等の交通路（以下「緊急交通路」という。）として選定するとともに、発災後、区域又は区間を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

なお、県は、災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するために、県内各市町の中心部を結ぶ緊急輸送道路ネットワーク等の整備を行っている。市内における県指定緊急輸送道路は次表のとおりである。

＜県指定緊急輸送道路＞

| 分類 | 路線名 | 区間 |
|-----------|-------------|---|
| 第1次緊急輸送道路 | 一般国道487号 | 早瀬大橋～市役所前交差点(高田沖美江田島線交点) |
| | 江田島大柿線 | 大君交差点(国道487号交点)～市消防本部 |
| 第2次緊急輸送道路 | 一般国道487号 | 小用港～江田島町宮ノ原3丁目(石風呂切串線交点) |
| | 一般国道487号 | 市役所前交差点(高田沖美江田島線交点) ～能美町高田(高田沖美江田島線交点) |
| | (主)江田島大柿線 | 市消防本部～世上口交差点(国道487号交点) |
| | (主)高田沖美江田島線 | 永田川橋東詰交差点(国道487号交点)～鹿田公園 |
| | (主)高田沖美江田島線 | 市役所前交差点(国道487号交点) ～江南交差点(江田島大柿線交点) |
| | (一)石風呂切串線 | 江田島町宮ノ原3丁目(国道487号交点)～切串港 |
| 第3次緊急輸送道路 | 一般国道487号 | 江田島町宮ノ原3丁目(石風呂切串線交点) ～津久茂公園 |
| | (一)鷺部小用線 | 秋月トンネル部 |

ウ 車両の走行の抑制

緊急交通路以外の主要道路については、必要な交通規制又は指導・広報を行って、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、車両の走行を極力抑制する。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

県公安委員会が、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認め、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止若しくは制限した区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）においては、自動車運転者は、次の措置をとるものとする。

また、災害対策基本法による規制が実施されていない区域又はこれが実施されていない場合であっても、車両の運転については自粛する。

ア 走行中の車両

(ア) 運転中に地震を感知したら、急ハンドル、急ブレーキを避け、車を停止させ、車両を通行禁止区域又は区間以外の場所に移動させる。移動させることが困難な場合は、できる限り車両を道路の左側端に寄せ、緊急通行車両等の通行妨害とならないように駐車する。

(イ) 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓は閉め、ドアはロックしない。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

イ 避難のための車両

緊急交通路においての避難は、徒歩で行うこととし、車両は使用しない。（歩行困難な被災者については、最大限公的救助措置をとるものとする。）

(3) 路上の障害物除去等

ア 市は、市の管理する道路の障害物について、市内建設業者等の協力を得て、速やかに除去する。

除去に当たっては、市防災拠点等（市役所、指定避難場所、ヘリポート、救援物資集積場所等）を結ぶ路線等を優先して実施するものとする。

イ 市は、県公安委員会から車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定した旨の通知を受けた場合には、県公安委員会と連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施するものとする。

ウ 交通整理等に従事する警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両等の通行を確保するため、車両その他の物件の占有・所有・管理者に対して、道路外の場所への移動等を指示・命令することができる。

なお、指示・命令する相手方が現場にいないため等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、同様の措置等を講ずることができるものとする。

この場合、措置等を行った自衛官及び消防吏員は、区域を管轄する警察署長に直ちに通知する。

エ 道路管理者は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

オ 道路管理者は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

(ア) 道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

(イ) 指定道路区間の周知

道路管理者は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

(ウ) 車両等の移動

道路管理者は、①占有者等への移動命令、又は②道路管理者自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者はやむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

(エ) 土地の一時利用

道路管理者は、車両等の移動の措置をとるためにやむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分できる。

(オ) 損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合

は、損失を補償しなければならない。

(4) 通行禁止又は制限に関する広報

ア 県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行ったときには、直ちに居住者等にその禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報を行うとともに、市及び関係機関に連絡する。

イ 市は、県公安委員会から前記アの連絡を受けた場合には、県公安委員会が行っている交通規制状況、迂回路状況、車両の使用抑制及び運転者のとるべき措置等について、防災行政無線放送等により市民及び自動車運転者等に周知徹底を図る。

(5) 関係機関との連携

ア 県公安委員会が、車両の通行を禁止又は制限した場合には、市は、県公安委員会、他の道路管理者等の関係機関、関係団体と相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力するものとする。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と一致協力して、その解消に適切な対応措置を講ずるものとする。

ウ 障害物の除去等については、道路管理者、警察官及び自衛官等と協力して必要な措置をとるものとする。

2 海上交通安全の確保

(1) 交通規制

広島海上保安部・呉海上保安部は、海上交通の安全を確保するため次の措置をとる。

ア 避難勧告、入港制限等の要請

津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等の所定の規制を行う。

イ 交通整理、指導

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

ウ 交通の制限及び禁止

海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(2) 航路の障害物除去等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、関係機関に報告するとともに、障害物除去に努める。

また、港湾施設及び漁港施設の利用者等は、港湾管理者及び漁港管理者の指導のもと、自動車、コンテナ、ドラム缶、有害物質等が海域に流出し、転落しないよう措置するとともに、災害発生時には、調査点検の実施及び異状を認めた場合の防災関係機関への通報や回復措置をとる。

イ 広島海上保安部・呉海上保安部は、海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険

を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(3) 応急標識の設置

広島海上保安部・呉海上保安部は、水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

また、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(4) 航行警報等の実施

広島海上保安部・呉海上保安部は、航路障害物の発生、航路標識の異状等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに第六管区航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて第六管区水路通報により周知する。

(5) 油流出事故等の周知

広島海上保安部・呉海上保安部は、大量の油の流出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、第六管区航行警報、安全通報並びに船艇及び航空機における巡回等により速やかに周知する。

第14節 輸送計画

第1 方針

大地震・津波が発生した場合には、市は、県及び関係機関と連携して、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、船舶、航空機等又は運送業者等の保有する車両、船舶、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

なお、この節に定めのない事項については、基本編第3章「第24節 輸送計画」によるものとする。

第2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- 1 被災者
- 2 災害対策要員
- 3 救助用物資・資機材
- 4 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- 5 食料、飲料水、生活必需品等
- 6 応急復旧用資機材
- 7 その他必要な人員、物資等

第3 輸送車両等の確保

- 1 市は、あらかじめ定める震災時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。
- 2 市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県にあつせんを要請する。
 - (1) 輸送区域及び借上げ期間
 - (2) 輸送人員又は輸送量
 - (3) 車両、船舶等の種類及び台数
 - (4) 集結場所及び日時
 - (5) 車両、船舶等の燃料の給油場所及び給油予定量
 - (6) その他必要事項

第15節 災害広報・被災者相談計画

基本編第3章「第27節 災害広報・被災者相談計画」を準用する。

第16節 危険物等災害応急対策計画

第1 方針

危険物、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、大地震・津波発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。大地震・津波の発生に備え、事業所においては、日ごろから関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、市は、これらに対して、必要な指導を行う。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、石油コンビナート等防災計画によるほか、広島県石油コンビナート等アセスメント検討委員会の調査・検討結果をもとに必要な防災対策を検討する。

第2 危険物災害応急対策

江田島市消防本部は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、大地震・津波による災害の発生を阻止するため次の措置を行う。

- 1 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。
 - (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
 - (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
 - (3) 危険物施設の応急点検
 - (4) 異常が認められた施設の応急措置
- 2 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

| | |
|-----|--|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none">・危険物製造所等の状況・石油コンビナート指定地区の危険物製造所等の現況・広島県内広域消防相互応援協定書・江田島市と広島海上保安部及び呉海上保安部との消防業務協定書・消防相互援助協約（江田島市及び在日米陸軍基地管理隊） |
|-----|--|

第3 火薬類災害応急対策

江田島市消防本部は、大地震・津波による災害の発生を阻止するため、火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

第4 毒物劇物災害応急対策

市は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、大地震・津波による災害の発生を阻止するため、県、西部保健所呉支所、江田島警察署と速やかに連絡をとることとする。

なお、緊急を要する場合には、江田島市消防本部により次の措置を行い、災害の発生及

び拡大等を防止する。

- 1 施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と緊密な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行う。
- 2 毒物劇物販売業者の施設にあつては、施設の管理者に対して次の措置をとるよう、指導を西部保健所呉支所に要請する。
 - (1) 毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置
 - (2) 毒物劇物の流出等の防止措置及び流出した場合の回収等の処理の実施

第17節 公共施設応急対策計画

基本編第3章「第22節 公共施設応急対策計画」を準用する。

第18節 水防計画

第1 方針

大地震・津波が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、ため池等が損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

第2 応急対策

1 河川、海岸、ため池等の管理者

- (1) 地震の発生に起因して堤防、ため池等の破損による洪水のおそれが予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者（市長）は、必要とする区域の居住者に対し、水防法第29条による避難のための立退きの指示を行うことができる。

なお、水防管理者（市長）が立退きの指示を行う場合は、その旨を江田島警察署長に通知する。

- (2) 河川、海岸、ため池、防潮扉及び樋門等の管理者は、大地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

| | |
|-----|-----------------------------|
| 資料編 | ・ 防災重点ため池等の状況 ・ 海岸保全区域一覧 |
|-----|-----------------------------|

2 水防管理団体

水防管理団体は、大地震発生後直ちに区域内の河川、海岸、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、防潮扉及び樋門等（以下「防潮扉等」という。）の操作その他適宜に水防活動を行う。

第3 津波、高潮対策

防潮扉等の管理者、水防管理団体は、津波警報等を入手したとき、あるいは震度4以上の地震が発生し、津波又は高潮が来襲するおそれがあると判断した場合は、次の措置をとる。

1 防潮扉等の管理者

- (1) 防潮扉等の管理者は、津波警報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により津波警報を知ったときは、潮位の変動を監視し、臨機応変に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 潮位の変動があったときは、潮位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

2 水防管理団体

- (1) 各区域内の監視、警戒及び防潮扉等の管理者への連絡通報
- (2) 水防に必要な資機材の点検整備
- (3) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援
- (4) 水防管理団体相互の協力及び応援

3 県水防本部

- (1) 水防非常配備のための招集体制の確立
- (2) 水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び技術的援助

第4 水防活動の応援要請

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請する。
- 2 水防管理者は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

第19節 災害救助法適用計画

基本編第3章「第8節 災害救助法適用計画」を準用する。

第20節 食料及び生活必需品等供給計画

第1 方針

基本編第3章「第10節 食料供給計画」及び「第11節 生活必需品等供給計画」に定めるとおりとするが、大規模地震・津波発生時に被災者に対して基本的な生活を確保するため、関係団体等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、迅速かつ円滑な供給活動を行うものとする。

第2 食料、生活必需品等の供給

市は、備蓄食料、物資を配布するとともに、商工会、農協、漁協を通じ市内業者等より調達した食料を被災者等に供給するものとする。

第3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、救援物資による供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積場所

調達した物資又は県等から配給等される救援物資の集積場所は、次のとおりである。

また、集積場所は、ひろしま農業協同組合との協定に基づき、ひろしま農業協同組合の所有する施設の使用を要請することができる。

<救援物資集積場所>

| 施設名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|-----------------|--------------|
| 江田島市スポーツセンター | 江田島市能美町中町3699-2 | 0823-45-5460 |
| ひろしま農業協同組合江田島アグリセンター | 江田島市大柿町飛渡瀬60-1 | 0823-40-3430 |

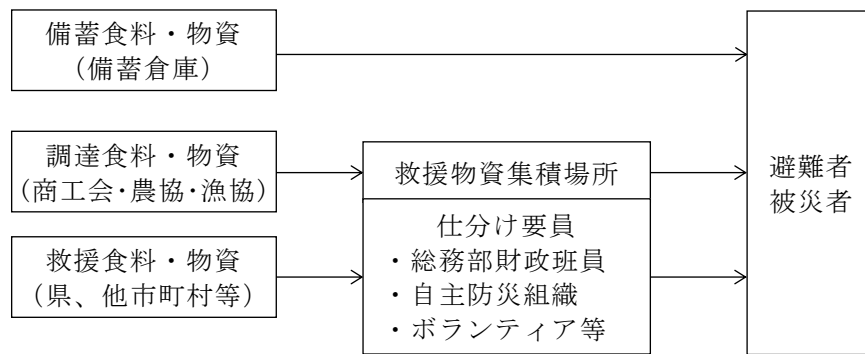
2 救援物資の供給

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は次の区分により行う。

| 調達等の内容 | 担当部・班 |
|------------------|---------------------------|
| 市有車両の確保及び緊急車両の調達 | 総務部財政班 |
| 調達・救援物資の仕分け、配分 | 総務部財政班 |
| 主食及び食料品の調達 | 総務部総務班 |
| 生活必需品、燃料等の調達 | 産業部交流観光班 |
| 食料の配分・炊き出し | 市民生活部市民生活班 教育部学校給食調理場班 |

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、自治会、自主防災組織及びボランティア等の協力を得て行うものとする。

<食料・生活必需品の供給フロー>



(3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。

| 区分 | 食料 | 生活必需品 |
|-----------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 第一段階 (生命の維持) | おにぎり、パン、バナナ等 すぐに食べられるもの | 毛布 (季節を考慮したもの) |
| 第二段階 (心理面・身体面への配慮) | 温かい食べもの(煮物等)、 生鮮野菜、野菜ジュース等 | 下着、タオル、洗面用具、生 理用品等 |
| 第三段階 (自立心の誘発) | 食材の給付による避難者自 身の炊き出し | なべ、食器類 テレビ、ラジオ、洗濯機等の 設置 |

第21節 給水計画

基本編第3章「第12節 給水計画」を準用する。

第22節 防疫計画

基本編第3章「第20節 保健衛生・廃棄物処理計画等」の「第2 防疫」を準用する。

第23節 廃棄物処理計画等

第1 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理に当たっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、県内の既存処理施設を最大限に活用しつつ、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物の処理は、「江田島市災害廃棄物処理計画」に基づき対応を行う。

市は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力に係る事項、市における災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、市災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、県の支援を受け、市が主体となって処理する。

市の役割は、次のとおりである。

- (1) 自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施
- (2) 仮置場の設置運営
- (3) 廃棄物の運搬・処分等
- (4) 県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請

| | |
|-----|--------------|
| 資料編 | ・災害廃棄物一時保管場所 |
|-----|--------------|

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

市は、平時の体制に加え、民間業者への委託等により収集運搬体制を確保する。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(2) 損壊家屋等の撤去

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市が必要と認める場合は、市が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理に当たっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月 環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努める。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

市は、県の支援を受けながら、廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となるため、市は、これらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

ア し尿処理施設

<し尿処理施設>

| 施設名称 (所在地) | 区分 | 処理方式 | 使用開始 年度 | 処理能力 | 津波 被害 | 運転管 理体制 | 自律 稼働 |
|--|-------|-------------|--------------|--------|----------|------------|----------|
| 江田島市前処理 センター (江田島市能美町 鹿川5241番地) | 前処理施設 | 下水道投入 方式 | 2013年 11月 | 36kl/日 | 無 | 委託 | なし |

イ 廃棄場所

<可燃ごみ中継施設>

| 施設名称 (所在地) | 区分 | 処理方式 | 使用開始 年度 | 施設規模 (t/日) | 津波 被害 | 運転管 理体制 | 自律 稼働 |
|--|---------|---------------|--------------|---------------|----------|------------|----------|
| 江田島市リレー センター (江田島市江田島 町鷺部4-1-9) | 中継施設 | 圧縮コンパ クタ方式 | 2002年 11月 | 45 t /5 h | 無 | 委託 | × |
| | ストックヤード | 保管のみ | 2009年 6月 | - | 無 | 委託 | - |

<粗大ごみ処理施設>

| 施設名称 (所在地) | 区分 | 処理 方式 | 使用開 始年度 | 施設規模 (t/日) | 津波 被害 | 運転管 理体制 | 自律 稼働 |
|---|-----------------------|-----------|--------------|--------------------------------|----------|------------|----------|
| 江田島市環境セ ンター (江田島市沖美町 岡大王10718-1) | 粗大ごみ・資 源ごみ処理施 設 | 破碎・ 選別 | 1998年 3月 | 粗大ごみ:8 t /5 h 資源ごみ:7 t /5 h | 無 | 委託 | × |
| | ペットボトル 減容化施設 | 圧縮・ 梱包 | 2002年 12月 | 70kg/1 h | 無 | 委託 | × |

<最終処分場>

| 施設名称 (所在地) | 区分 | 埋立 場所 | 埋立開 始年度 | 埋立面積 | 全体容量 | 浸出水処理 施設規模 | 残余 容量 | 運転管 理体制 | 津波 被害 |
|---|------------|----------|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------|----------|
| 江田島市環境セ ンター (江田島市沖美町 岡大王10718-1) | 最 終 処分場 | 山間 埋立 | 1994年 4月 | 15,700m ² | 93,000m ³ | 23,000m ³ | 90m ³ /日 | 委託 | なし |

5 連携の促進等

(1) 国、県、市等は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制の構築とともに、民間連携の促進等に努めるものとする。

(2) 国、県、市等は、災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バン

ク)、災害廃棄物対策中国ブロック協議会等の取組等について、関係機関等に対して、ホームページ等で周知に努める。

6 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、発災後、国が策定するマスタープランや市災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法等を定めた「市災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が市に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

広島県災害廃棄物処理計画策定に係る調査検討業務報告書（平成29年3月）による災害廃棄物及び津波堆積物の発生量は次のとおりである。

<災害廃棄物及び津波堆積物の発生量>

| 区分 | 建物被害（棟） | | | 環境省方式（t） | | | | | | | |
|----------------|---------|-------|----------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------------|--------|---------|
| | 全壊 | 半壊 | 火災 消失 | 災 害 廃棄物 発生量 | うち可燃物 | | | うち不燃物 | | | |
| | | | | | 可燃物 | 柱角材 | 計 | 不燃物 | コンクリート がら | 金属 | 計 |
| 南海トラフ巨大地震 | 1,390 | 5,716 | 0 | 294,000 | 53,000 | 16,000 | 69,000 | 53,000 | 153,000 | 19,000 | 225,000 |
| 安芸灘～伊予灘～豊後水道地震 | 398 | 2,850 | 0 | 112,000 | 20,000 | 6,000 | 26,000 | 20,000 | 58,000 | 7,000 | 85,000 |

また、平成13年3月24日に発生した芸予地震後の災害ごみの発生状況は、次のとおりである。

<芸予地震後搬入災害ごみ>

| 年月 | | 町 | | 江田島町 | | 能美町 | | 沖美町 | | 大柿町 | | 合計 | |
|------|----------|----|---------|------|---------|-----|---------|-----|---------|-----|-----------|----|--|
| | | 台 | kg | 台 | kg | 台 | kg | 台 | kg | 台 | kg | | |
| H12年 | 3月26,27日 | 40 | 18,670 | 97 | 40,280 | 51 | 32,170 | 105 | 51,330 | 293 | 142,450 | | |
| | 27日～30日 | 16 | 13,590 | 30 | 21,050 | 23 | 16,810 | 48 | 43,880 | 117 | 95,330 | | |
| H13年 | 4月 | | 105,000 | | 137,760 | | 74,520 | | 188,340 | 0 | 505,620 | | |
| | 5月 | | 192,180 | | 88,310 | | 11,100 | | 43,740 | 0 | 335,330 | | |
| | 6月 | | 48,470 | | 48,670 | | 3,680 | | 21,890 | 0 | 122,710 | | |
| | 7月 | | 13,180 | | 21,550 | | 12,040 | | 64,580 | 0 | 111,350 | | |
| | 8月 | | 60,150 | | 56,740 | | | | 22,710 | 0 | 139,600 | | |
| | 9月 | | 15,490 | | 7,690 | | 7,070 | | 17,530 | 0 | 47,780 | | |
| | 10月 | | 24,080 | | | | 19,890 | | 45,470 | 0 | 89,440 | | |
| 合計 | | 56 | 490,810 | 127 | 422,050 | 74 | 177,280 | 153 | 499,470 | 410 | 1,589,610 | | |

※3月26、27日分は、減免になる。

第2 有害物質等による環境汚染防止計画

1 目的

被災した工場又は事業場等からの有害物質及び建築物等からの石綿の飛散・流出を防止するため、被害の状況を把握し、適切な措置を講じることにより、災害の拡大及び二次被害の防止を図り、もって住民の健康被害を防止するとともに、生活環境を保全する。

2 実施方法

災害発生時において、関係行政機関は、次のとおり実施する。

(1) 有害物質の飛散・流出防止措置

ア 被災状況の把握

関係行政機関は、被災地域における有害物質使用等事業者に対して施設の点検を指導するとともに、有害物質の飛散・流出の有無等の状況について、速やかに把握する。

イ 環境汚染事故対応

環境汚染事故が発生した場合は、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故・大気汚染事故）により、必要な措置を講じる。

ウ 環境影響の把握

有害物質の飛散・流出により、周辺環境への影響が懸念される場合は、大気、土壌、公共用水域等の水質の採取・分析を行い、環境影響の有無を把握する。また、測定結果は、速やかに公表する。

(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に基づき、必要な措置を講じる。

なお、被災建物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴い石綿の飛散が懸念される場合は、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、測定結果は、速やかに公表する。

測定地点の選定に当たっては、被災状況、県との協議等により定める。

3 環境汚染防止の推進等

災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月環境省）に定めるもののほか、次の事項について実施する。

- (1) 水質汚濁防止法、PRTR法（化学物質排出管理把握促進法）等の届出情報による有害物質使用等事業場の把握
- (2) 大気汚染防止法による石綿飛散防止対策の推進
- (3) 事業者の化学物質の管理体制の整備の促進

第24節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

第1 方針

震災時において死亡者が発生した場合、市は、県及びその他防災関係機関と連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

この節に定めのない事項については、基本編第3章「第16節 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画」によるものとする。

第2 遺体の搜索

包括的な救出責任は知事が有するが、市長は補助執行者として消防機関その他関係者の協力のもとに、広島県災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が市長に実施を指示したときは、市長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

第3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、広島海上保安部・呉海上保安部、江田島警察署及び市は次の措置を行う。

1 広島海上保安部・呉海上保安部、江田島警察署

- (1) 遺体の見分、検視を行うとともに、市と連絡をとり所要の措置を行う。
- (2) 身元不明遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行い、速やかに身元確認に努める。

2 市

- (1) 遺体について江田島警察署と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、江田島警察署等に積極的な提供を行う。
- (3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について江田島警察署等と連携して対応する。
- (4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、概ね次により処理する。
 - ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）を集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

なお、死亡者が多数のため、市自ら短時日に埋葬等を行うことができない場合は、近隣市町又は災害時の相互応援協定に基づき、各県に搬送及び埋葬等の依頼を行う。

第4 遺体の埋火葬

市は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、市が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- 1 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- 2 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
 - (1) 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
 - (2) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
 - (3) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第25節 文教計画

基本編第3章「第21節 文教計画」を準用する。

第26節 公共施設等災害復旧計画

第1 公共施設及び防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、市民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、二次災害の防止を図るとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

また、次表に掲げる避難所やヘリポート等防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

| 防災活動拠点 | | 施設名 | 管理担当部・班 |
|-----------------|--|------------|-----------|
| 災害対策活動拠点 | 本部設置施設 | 江田島市役所 | 総務部財政班 |
| | 本部設置代替施設 | 消防本部 | 消防部総務班 |
| | | 江田島市民センター | 江田島市民センター |
| | | 能美市民センター | 能美市民センター |
| 避難対策拠点 (避難所) | 市民センター、支所 | 各市民センター班 | |
| | 小・中学校 | 教育委員会学校教育班 | |
| | 旧小・中学校校舎・旧保育園 | 総務部財政班 | |
| | 公民館 | 教育委員会生涯学習班 | |
| | 社会体育施設（武道館・スポーツセンター・各地区体育館） | | |
| | 交流プラザ、集会所（コミュニティセンター・ふれあいセンター） | 各市民センター班 | |
| | 認定こども園 | 福祉保健部 | |
| | 児童館 | 子育て支援班 | |
| | 社会福祉施設 | 福祉保健部社会福祉班 | |
| | 老人集会所 | 福祉保健部高齢介護班 | |
| 消防屯所 | 消防部消防団班 | | |
| 救援物資集積拠点 | 江田島市スポーツセンター | 教育委員会生涯学習班 | |
| 輸送拠点 (ヘリポート) | 小・中学校校庭 | 教育委員会学校教育班 | |
| | 公園（能美運動公園・鹿田公園） | 土木建築部都市整備班 | |
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定緊急避難場所、指定避難所 ・ ヘリコプター離着陸場一覧 | | |

第2 交通施設の応急復旧活動

1 道路及び橋梁

道路管理者は、所管する道路、橋梁等の施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

2 港湾及び漁港

港湾管理者及び漁港管理者は、所管する港湾施設及び漁港施設が震災により被害を受けた場合は、被害状況を災害応急対策のため緊急性の高いものから速やかに調査し、沿道等の応急復旧計画と調整の上、災害応急対策のため緊急性の高いものから応急復旧工事を実施する。

第3 治水施設等の応急復旧活動

1 河川、海岸

河川管理者及び海岸管理者は、所管する河川、海岸が震災により被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

2 砂防設備等

市は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、崖崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

第4 治山施設等の応急復旧活動

県、市及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

第5 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他市民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

第6 市民への広報活動

市及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、市民に対し広報する。

第27節 ライフライン施設応急復旧対策計画

第1 方針

電力施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

第2 電力施設の応急対策

1 実施責任者

中国電力ネットワーク株式会社

2 震災時における危険防止措置

震災時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

(1) 人命救助に関わる病院

(2) 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

(3) 被災者受入れ収容施設（学校など避難場所や避難所に指定された施設）

4 要員及び資機材等の確保

(1) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、あらかじめ定める動員計画に基づき、被害状況に応じて必要な人員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等及び他の電力会社へ応援を依頼する。

なお、他の電力会社へ応援を依頼する場合は応援要員の宿舍と工事用車両の駐車場を確保する。

(2) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社へ融通を依頼する。

5 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線等の活用による周知により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

第3 水道施設の応急対策

1 実施責任者

水道事業者等

2 応急復旧対策

(1) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける

場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

- (2) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、県内の関連事業者、隣接市町、又は県に応援を要請し、必要に応じ、広域的な応援・受援計画により、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。
- (3) 応急復旧等の状況や見通しを広報し、市民へ周知する。

3 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

| | |
|-----|---------------------------|
| 資料編 | ・ 給水器具の保有状況（県水道企業団江田島事務所） |
|-----|---------------------------|

4 施設の点検

実施責任者は、災害発生後速やかに水道施設の被害状況を把握する。

- (1) 取水、導水、浄水施設及び配水施設の被害調査は、各施設ごとに速やかに行う。
- (2) 管路については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無、地上建物の被害状況等の把握に努める。

なお、次の管路については、優先的に点検する。

- ア 主要配水管路
- イ 給水拠点に至る管路
- ウ 河川等の横断箇所

5 応急措置

- (1) 取水施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- (2) 漏水等により道路陥没等が発生し、道路交通上危険が予測される箇所は、断水後、可能な限り危険防止措置を実施する。
- (3) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者不明の給水装置の漏水は、宅内止水栓により閉栓する。

6 災害時の広報

災害発生時は、市災害対策本部と一体となって、水道施設の被害状況、復旧の見通し、給水拠点等を市民に周知するため、広報活動を行う。

第4 下水道施設の応急対策

1 実施責任者

市長

2 応急復旧対策

- (1) 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。
- (2) あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。
- (3) 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

3 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を市防災行政無線、広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

4 要員及び資機材等の確保

(1) 復旧要員

災害復旧に必要な要員は、被害状況に応じて確保する。

(2) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材等により実施するものとし、不足する場合は下水道管理者間で、その融通に努める。

5 応急措置

(1) ポンプ場において、停電のため機能が停止した場合、発電機又はエンジン排水ポンプにより機能停止による排水不能の事態が起こらないよう対処する。

(2) 各施設の点検を行い、管渠の被害に対しては被害の程度に応じて応急措置を実施する。

(3) 工事中の箇所においては、請負者に対し被害を最小限にとどめるよう指導監督を行うとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給に協力してもらう。

第27節の2 その他施設災害応急対策計画

基本編第3章「第26節の2 その他施設災害応急対策計画」を準用する。

第28節 ボランティアの受入れ等に関する計画

基本編第3章「第29節 ボランティアの受入れ等に関する計画」を準用する。

第29節 住宅応急対策計画

第1 方針

地震が発生し、災害救助法が適用された場合には、市長は知事と協力して、被災者を受入れるための応急仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、基本編第3章「第15節 住宅応急対策計画」によるものとする。

第2 実施責任者

- 1 知事は、災害救助法及び広島県災害救助法施行細則の規定に基づき、避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む。）及び施設の確保並びに被災した住宅の応急処置を行い、市長はこれに協力する。
- 2 災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条の規定により、前項の救助について市に委任したときは、市長は知事が示す実施方法、実施基準に基づき、実施する。
- 3 市長は、地震・津波により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定又は被災宅地危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。

資料編 ・ 広島県災害救助法施行細則（別表第1・別表第2）

第3 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

1 事前対策

市長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (1) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置
- (2) 建築判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- (3) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (4) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等
- (5) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (6) 建築判定資機材の調達、備蓄
- (7) その他必要な事項

2 建築判定実施の事前準備

- (1) 市長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。
- (2) 市は、地震被害に備え、建築判定実施本部の体制をあらかじめ整備しておく。

3 応急危険度判定の実施

- (1) 市長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、

建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

- (2) 県及び市は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。
- (3) 県及び市は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

4 県との連絡調整等

- (1) 市は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。
- (2) 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

第4 被災宅地危険度判定

大地震・津波により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

1 事前対策

市は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

- (1) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置
- (2) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請
- (3) 宅地判定実施方法の決定等の基準
- (4) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保
- (5) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項
- (6) 判定資機材の調達、備蓄
- (7) その他必要な事項

2 宅地判定実施の事前準備

- (1) 市長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。
- (2) 市長は宅地判定実施本部を、あらかじめ準備しておく。

3 宅地判定の実施

- (1) 市長は、大地震・津波の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。
また、市長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。
- (2) 被災の規模等により、市が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。
- (3) 県及び市は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

（4） 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、市に代わってこれを調達する。

4 県との連絡調整

（1） 市は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

（2） 宅地判定実施本部は、県が設置する宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

5 他の市町に対する支援

市は、県から宅地判定士の派遣等の支援要請があった場合は、可能な範囲で要請に応じる。

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者の生活確保に関する計画

基本編第4章「第3節 被災者の生活確保に関する計画」を準用する。

第2節 生業回復等の資金確保計画

基本編第4章「第4節 生業回復等の資金確保計画」を準用する。

第3節 激甚災害の指定に関する計画

基本編第4章「第5節 激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第4節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

基本編第4章「第6節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画」を準用する。

第5節 施設災害復旧計画

基本編第4章「第2節 施設災害復旧計画」を準用する。

第6節 復興計画

基本編第4章「第7節 復興計画」を準用する。